平成26年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成26年6月12日

招集場所 野洲市役所議場

応 招 議 員 1番 中塚 尚憲 2番 稲垣 誠亮

3番 北村五十鈴 4番 栢木 進

5番 岩井智惠子 6番 上杦 種雄

7番 東郷 正明 8番 太田 健一

9番 野並 享子 10番 井狩 辰也

11番 市木 一郎 12番 坂口 哲哉

13番 山本 剛 14番 丸山 敬二

15番 鈴木 市朗 16番 矢野 隆行

17番 梶山 幾世 18番 髙橋 繁夫

19番 河野 司 20番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

教 育 長 川端 敏男 市 長 山仲 善彰 総務部長 政策調整部長 中島 宗七 川端 弘一 (選挙管理委員会書記長) 市民部長 冨田 久和 健康福祉部長 井狩 重則 健康福祉部政策監 都市建設部長 遠藤 伊久也 和田 勝行 (高齢者・子育て支援担当) 環境経済部長 教育部長 田中 善広 立入 孝次 政策調整部次長 総務部次長 裕昌 田中 理司 上田 広報秘書課長 竹中 宏 総務課長 赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長 佐敷 政紀 事務局次長 白井 芳治

書 記 吉川 加代子 書 記 佐々木美砂子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第40号から議第48号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(平成25年度野洲市ー般会計補正予算(第9号)) 他8件)

質疑

第4 議第40号から議第43号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(平成25年度野洲市一般会計補正予算(第9号)) 他3件)

討論、採決

第5 議第44号から議第48号まで

(平成26年度野洲市一般会計補正予算(第1号) 他4件) 常任委員会付託

第6 請願第1号

(福祉医療費助成制度の拡大に関する請願書) 常任委員会付託

第7 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。 それではただいまから本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は、20人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第4番、栢木進議員、第5番、岩井智惠子議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、議第40号から議第48号まで、専決処分につき承認を求めることについて、平成25年度野洲市一般会計補正予算(第9号)他8件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第8番、太田健一議員。

○8番(太田健一君) それでは、議第46号、野洲市税条例の一部を改正する条例についての議案質疑を行いたいと思います。4点についてまずお聞きしたいと思います。

まず1点目に、第34条の4の改正によって、資本金1億円以上とそれ以下それぞれの 企業に対しての税率が変わるとありますが、これに関して影響する企業数の割合と影響額 をお聞きします。

2点目に、今回のこの法人税率引き下げは、法人そのものが支払う額が変わらず内容が変わったとの説明であったが、その詳細と野洲市への交付税への影響というのはどうなるのかをお聞きしたいと思います。

3点目に、軽自動車及び小型特殊自動車の税率がそれぞれ約1.3倍から2倍となりますが、対象となる軽自動車等の台数と税収の見込み額をお聞きします。

4点目に、全員協議会での市長の説明の中に今回の改正を施行しないとペナルティーに なるというような発言がありましたが、それはどれぐらいの影響額となるのかをお聞きし たいと思います。

- ○議長(立入三千男君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。議第46号野洲市税条例等の一部を改正する条例についての、太田健一議員のご質問のうち、第4点目の今回の改正を実施しない場合の影響額についてのご質問にお答えをいたします。

地方税法におきましては、軽自動車税の標準税率が改定されたことから、交付税の基準財政収入額の算定において、後ほど通告に基づいて総務部長がお答えすると思いますが、

年間影響額約1,690万円の75%の約1,267万5,000円がご質問の交付額の減額分に相当する。これが影響額と考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 総務部の川端でございます。議員の皆さんおはようございます。

それでは、第1点目のご質問にお答えいたします。法人市民税、法人税割の税率の引き下げによります影響を受けます企業数の割合と影響額につきましては、今回の2.6%分の税率引き下げでは法人税率を法人税割を納税していただいております全法人に対するものでございます。野洲市の平成25年度の実績で申し上げますと、資本金が1億円を超える法人が156社で、野洲市の法人全体の14.2%。1億円以下が939社で、全体の85.8%でございます。また、影響額につきましては、野洲市の平成25年度の実績から推計いたしますと、資本金1億円を超える法人では約1億500万円、資本金1億円以下の法人では約2,500万円の減収となる見込みです。

次に、2点目の今回の法人住民税法人税割税率の引き下げ分にかかります詳細につきましては、同率、同じ率を2.6%、同じ率を新たに創設されます国税であります地方法人税、これは仮称でございますが、に、納付することになりますことから、法人そのものの納付税額が変わらないと、このようにご説明を申し上げたものでございます。この地方法人税はその全額が地方交付税の原資となりまして、地域間の税源の遍在性を是正することによりまして、財政力格差の縮小を図ることを目的としたものでございますので、交付税の影響額、地方全体としてはないものと考えております。

次に3点目の軽自動車税の台数と税収の見込みについてですが、平成26年4月1日現在で野洲市に登録されております軽自動車税の課税対象が合計2万344台であります。 今回の税率改正の影響額は、原動機付自転車、二輪の軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車で、平成27年度以降年間520万円、新規登録車両から改定後税率が適用となります三輪及び四輪の軽自動車税につきましては、平成28年度以降年間約400万円、新規登録から13年以上を経過しました三輪及び四輪の軽自動車税に対します自由化の影響額は、同じく平成28年度以降年間770万円の増額になると推計しております。

以上でございます。

○議長(立入三千男君) 太田議員。

○8番(太田健一君) まず2点目の質問に対する答弁のところで、今回法人市民税の2.6%の分はまた国の方で新規になって、法人が支払う額そのものは変わらない。ですが、野洲市の影響に関しては、地方交付税の原資になるということで影響がないという話だったんですけど、この間の会派の勉強会のときにちょっとお聞きしてたときの話では、要はこの国がこの新たな地方法人税を新規につくったという目的というのが、要するに財政が豊かな地方自治体には手薄く、厳しい自治体には手厚くという地方交付税の配分をするためにこの新たな制度をつくったということで、その中で、要は交付団体にはお金は入らない。マイナスになっていく。法人市民税も入ってこない。厳しいところは豊かになるというような話ですけど、そこが、野洲市がどこのラインにあってというお話を聞いたときに、ちょっとぎりぎりのところにいるので、その時点ではちょっとまだわからないということで、答えられないというような話があったんですけど、これがもし、野洲市がそのボーダーラインを下回っているということになれば、交付税は単純に少なくなってしまうという影響があるのではないかと思うんですけど、それに関してもうちょっとご答弁を、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、市長に対してなんですけど、今回のこの改正に関しては、全員協議会の中で遺憾だというようなお話をされていたと思います。それで、昨年もこの軽自動車税の引き上げに関しては私たちの中から意見書を上げまして、市長もそれをこの議場で見ておられたと思うんですけど、保守の方々と賛成多数で否決されてしまって、それが今回こうやって国から下りてきているというような状況の中にあると思いますけど、それを見ていてどう思われたのか。それと、何も言わないとこのまま下りていくということがそのまま行われた。その中でやっぱり市としてもするべきではないということ、今、遺憾だと思われているということなので、その前にしっかり国に対して声を上げられたのかということをお聞きしたいですね。まずその点をお願いします。

- ○議長(立入三千男君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 再質問にお答えをいたします。太田議員の再質問にお答えします。

全協で言いましたけども、基本的には5ナンバーの軽自動車に関してはやはり通常の普通自動車の1,000ccの車との差が余りにも大き過ぎる。機能と税額からすると大き過ぎる。ですからある程度の是正はいいと思うんですけども、農業機械ですとか、あるいは原付バイクとか、直接関係ないところまで上がっていることについては、私は本来の趣旨に合わないのでおかしいということです。

ただ、いつも何か、国に声を上げよ、国に声を上げよとおっしゃるんですけど、私は国会議員でも何でもないのに、何か発想が逆かなと思います。意見はきちっと言うけども、わざわざその国に声を上げるのが首長の仕事ではないと思っています。それやったら国会議員要りません。国会議員を通じて言ったらいいわけであって、太田議員の場合は政党の議員であるわけですから自分とこの政党での議論であって、この地方議会でいつも何か、皆さん方3人は声を上げたか、声を上げないかとおっしゃるんですけども、それはいかがなものかなと。そのかわり、私は言うべきことはきちっと言っています。こういうことを議会にとか、市民に伝えている首長は多分全国にないと思います。これをお答えといたします。

○議長(立入三千男君) 総務部長。

○総務部長(川端弘一君) 野洲市におきますその交付税への影響額でございますが、今回の税制改正によりまして、法人市民税につきましては2.6%の減額になると答弁で申し上げたとおりですが、同じく都道府県税、法人の都道府県税につきましても、1.8%の減額になります。その分を合わせましても4.4%なんですが、これがすべて地方交付税の特別会計に繰り入れられまして、地方交付税の原資となるんですが、これをどのように割るかというのは基準財政需要額と収入額のその年のそれぞれの市町あるいは都道府県の状況によりますので、それと、配分の仕方もまだはっきりとしておりませんので野洲市においてどのような影響額が幾らかということは、現段階ではお答えすることはできません。

以上です。

○議長(立入三千男君) 太田議員。

○8番(太田健一君) 軽自動車の5ナンバーのことに関してのその税率が変わるのは致し方ないと言われているんですけど、もともと今厳しい、今高齢化によって経済的なこととかいろんなことを踏まえて、今まで車。例えばもう下りようかなと、普通車に乗っていてファミリーカーと思われている方が軽自動車に乗りかえる。維持費も安いということで多くの人が乗りかえてきて、その中で車の性能もよくなってきた、メーカーも売れるので広がってきたという流れがありますよね。その中で、今回、そこの、そこが1,000c 以上とは差があり過ぎてと市長は、そこを埋めていくのはしゃあないみたいなことを言うてはったんですけど、そもそもそういったことで、皆さん、市民の方が軽に乗ってきた。農業をされている方は多いですよね。ほとんど軽に乗られていますよね。一般の方も軽に

乗られてる方も。そこからやっぱり税金をとるというところがすごく市民に対しての負担が大きくなるということにつながると思うんですね。

先ほどそういうことを、国会議員でもないしどうのこうのみたいなことを言われていましたけど、僕ら議員も市長も選挙によってこうやって選ばれて市民の代弁者ですよね。市民の声を聞いて、やっぱり市民がそれのことを負担と思われてる方、かなり多いんです、今回のことでもね。えっと言われる人がほとんどです。さらに農機具だったり原付まで、学生からもお金を吸い上げる。農業、農機具なんてめったに使わない、1年中使わないものからも税負担を強いるということに関して、やはり皆さん驚かれていますし、やめてほしいと思われている方がほとんどだと思うんです。そういった思いをしっかり国に対して言っていくということは当然のことなんじゃないですかね。それが、それは仕事ではないというふうに言われたんですけど、その言葉はちょっとおかしいなと、僕は思います。だから、今回も一番懸念されることはこれを施行することによって野洲市の経済が回らなくなっていくということの方が、僕は危惧されるんじゃないかなと思います。そのこと、最後、それに関してはどう思われますか。

○議長(立入三千男君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 私がさっき言いましたのは、正当な制度があるかないかです。私たちは例えば近畿市長会とか滋賀県市長会、近畿市長会、今全国市長会では、私は十分だと思っていませんけども、国との協議の仕組みはできています。ただ、そこで話し合える課題というのは限られているから、軽自動車税のことを私がそこへ言っていけない。そこで出ているのは全国市長会長しか出ていません。全国知事会長しか出てない。だから、私が国会の前でだれかに言ったところで意味がないです。それは野洲市長の仕事じゃないと思いますから。そういう意味で制度化されている中で言うか言わないかを言っているわけです。

それと、税は、これも法律で決まっているわけですよ。その中で地方の裁量を探ったけども厳しいのでこうなったということで、ここでこの議論をしていることの意味が、私はよくわからないんですけどね。あなただけが市民のことを考えてるわけじゃなしに、私も、市民とか産業との意志を考えて、農業団体にも確認しています。農政サイドにもどうかといったら、そこまでのことはないという話だったから、それも含めて地方税法が変われば、最大限市民のことを考えつつ、枠の中で対応しているわけです。

それとですね。何か言っておられることが、いつも何か税金というのはだれかに取られ

ると思っておられるんですけども、私は今回の改正はもう少し配慮があっていいと思いますけども、税に入った場合は、これは道路になったり、市民の福祉に活用されるわけで、地域経済が活性化されないというものではないと、私は思います。税を市民のために、基盤整備とか福祉に使うわけであって、いただいた税が太田議員の論理で行くと、どこかごみ箱に捨てられて燃やされているという発想ですけども、これは野洲市経済で回ってるわけでありましてね。見識を、私疑いますね。税に取られたら、消えていくみたいな発想。これはいつも太田議員なんかそういう発想ですけども、これは根本的に間違っていると思います。

以上、お答えといたします。

○議長(立入三千男君) 以上で、通告による質疑は終了いたしました。これをもって質 疑を終結いたします。

(日程第4)

○議長(立入三千男君) 日程第4、議第40号から議第43号まで専決処分につき承認を求めることについて、平成25年度野洲市一般会計補正予算(第9号)他3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第40号から議第43号までの各議案は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、議第40号から議第43号までの各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第40号から議第43号までの各議案について、通告による討論はございません。よって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。お諮りいたします。まず議第40号、専決処分につき承認を求めることについて平成25年度野洲市一般会計補正予算第9号は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって議第40号は原 案のとおり承認されました。

次に、議第41号専決処分につき承認を求めることについて平成25年度野洲市介護保

険事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって議第41号は原 案のとおり承認されました。

次に、議第42号専決処分につき承認を求めることについて平成25年度野洲市下水道 事業特別会計補正予算第5号は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第42号は 原案のとおり承認されました。

次に、議第43号専決処分につき承認を求めることについて野洲市税条例の一部を改正 する条例は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(立入三千男君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第43号は 原案のとおり承認されました。

(日程第5)

○議長(立入三千男君) 日程第5、議第44号から議第48号まで、平成26年度野洲市一般会計補正予算(第1号)他4件を一括議題といたします。ただいま議題となっております議第44号から議第48号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第6)

- ○議長(立入三千男君) 日程第6、今期定例会において受理した請願1件は、既に配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。
- ○議長(立入三千男君) 暫時休憩いたします。

(午前9時22分 休憩)

(午前9分22分 再開)

○議長(立入三千男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第7)

○議長(立入三千男君) 日程第7、これより一般質問を行います。一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであ

ります。なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第16番、矢野隆行議員。

○16番(矢野隆行君) 16番、矢野でございます。皆さんおはようございます。6月 の定例会におきまして、私大きく3点にわたって質問させていただきたいと思います。ど うか前向きなご回答を期待しております。

まず1番目でございますけれども、野洲市版の自治体スマートフォンアプリについてお伺いさせていただきます。各地方自治体などでは、自治体が直面する課題の解決に貢献し、地域住民にとって役立つスマートフォン用のアプリまたはWEB用のアプリを開発しております。主に地方情報、観光、防災、健康、福祉と地域の活性化や安全・安心に寄与するものとして便利な情報を住民及び観光で来る人などに提供しております。例えば東京、杉並区では、今年の2014年1月6日からごみ出しマナー向上用のための同区のキャラクター、なみすけを活用した多機能携帯電話、いわゆるスマートフォン向けのアプリ、なみすけのごみ出し達人(マスター)を東京23区で初めて無料配信しております。このアプリは、公明党区議が区内に住む若者の要望を受けまして、2012年9月の決算特別委員会でごみ出しをわかりやすくするスマートフォン用アプリの作成を提案しておりました。スマートフォンの所有率が高い若者を主なターゲットといたしまして、ごみ出し日をお知らせする機能やごみ日カレンダー、捨てたいごみを検索すると分別方法がわかるごみ分別辞典などの機能がございます。そこで野洲市においても、これからのIT時代におきます野洲市版のアプリの発信が必要と考えておりますけれども、そこで次の点をお伺いさせていただきます。

まずはじめに、スマートフォン用アプリがあることに対しての認識度を確認させていた だきます。

- ○議長(立入三千男君) 政策調整部長。
- ○政策調整部長(中島宗七君) 皆さんおはようございます。それでは、矢野議員の野洲市版の自治体スマートアプリについてのご質問のうち、スマート用アプリがあることに対しての認識についてお答えさせていただきます。スマートフォンの急速な普及を背景に、さまざまな場面で防災や観光などの多様な情報を簡単に得られるツールとして活用されていると認識しております。一方、利用者情報を容易に取得できるため、プライバシー侵害になるおそれもあり、活用する場合には情報セキュリティーの確保に万全を期すことが重要であるというふうに認識をしております。

- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) 部長の話を聞いても、スマートフォンマニアみたいでございますけれども。

2つ目にさせていただきます。東京都の杉並区におきましても、これはオフラインのとき使用できる防災アプリを開発しております。これは無料で配信している状況でありまして、災害時に通信ができない状況の中でも、例えば避難所や医療施設の位置をスマートフォン、いわゆるスマホで簡単に調べることができるようになっております。こういったアプリがありますけれども、これに対する見解を伺います。

- ○議長(立入三千男君) 政策調整部長。
- ○政策調整部長(中島宗七君) 杉並区の防災アプリについてでございますが、地震が発生した際、スマートフォンさえあれば、避難所情報やリアルタイムの被害状況を知ることができます。特に、都市部での道路交通まひによる避難誘導には役立つものと考えております。特に、災害時のつながりにくい差を考慮いたしまして、オフライン状態であっても現在地から最寄りの避難所情報を確認できる点につきましては、災害時のポイントを押さえたものというふうに考えております。
- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) まあすごい認識していただいていると感じました。

次に3つ目でありますけれども、これは住民のまち、観光まち、要するに松山がこれに取り組んでおりますけれども、松山が活力あるまちであり続けるための、これはアプリでございますけれども、1つ目に、健康ICT事業、2つ目に観光ICT事業、3番目に防災ICT事業の3つの事業を実施しておりまして、住民の健康増進を図り、松山をより深く知り、より楽しめる観光を実現し、また有事の際の住民、観光客の避難支援、安否避難の仕組みを確立して、同市の将来都市像、要するに人が集い、笑顔が広がる幸せ実感都市、松山の実現を目指す取り組みのアプリを出しておりますけども、これに対する見解を伺います。

- ○議長(立入三千男君) 政策調整部長。
- ○政策調整部長(中島宗七君) 松山市のアプリについて紹介がございましたように、松山市のアプリにつきましては夏目漱石や正岡子規のゆかりの地を巡る観光ルートなどを紹介されておりますし、俳句も投稿できるものでございまして、歴史や地域性に即した取り組みではないかなというふうに考えております。

- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) ありがとうございます。ネットで探しますと、ちゃんとこういったアプリが出ていますので、また皆さんもよかったら出してみてください。

4番目でございますけども、近畿圏内の大阪市の取り組んでいるアプリでございますけれども、大阪市バス接近情報アプリについてちょっと紹介させていただきます。大阪市交通局スマートフォンアプリ、大阪市バス接近情報は、利用客が初めて訪れる場所や地理に詳しくない場所でもスマートフォンのGPS機能を使って近くの停留所を表示する機能や、バス接近情報がスマートフォンでも使用できる便利機能がございます。これについてのご見解を伺います。

- ○議長(立入三千男君) 政策調整部長。
- ○政策調整部長(中島宗七君) 大阪市のバス接近情報アプリにつきましては、大都市圏 の交通網につきまして利用者が効率的に活用できるものであるというふうに考えておりま す。
- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) 次に、これは岐阜県でございますけれども、岐阜スマートフォンプロジェクトで実施いたしております。緊急雇用創出事業臨時特例基金、これは地域人材育成事業でありますけれども、これを活用した人材育成事業の研修の一環として、岐阜県に関するアプリというテーマから、2012年から始まっておりますけれども、ぎふ清流国体に関するアプリとして企画し、開発したものでございますけれども、これに対する見解を伺います。
- ○議長(立入三千男君) 政策調整部長。
- ○政策調整部長(中島宗七君) 岐阜県の国体に関するアプリでありますミナモアプリに つきましては、競技結果のほか、会場周辺の観光情報あるいは特産品情報、レストラン、 最寄り駅の時刻表など、さまざまな情報を入手できるものでございます。こうした国体を はじめ、さまざまなイベント情報を伝えるツールとして考えております。
- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) このアプリは本当に滋賀県でもそのうち必要じゃないかという 気もします。

これ、最後ですけれども、6つ目に、これから先ほど冒頭で言っておりますけれども、 先ほどから多くの実例を紹介いたしまして、部長の見解も前向きな見解だったと思うんで すけれども、野洲市に適したこのアプリが私としては必要と考えておりますけれども、そ の辺の見解を伺わせていただきます。

- ○議長(立入三千男君) 政策調整部長。
- ○政策調整部長(中島宗七君) 野洲市に適したアプリが必要ではないかということでございます。現在県内では、彦根市と近江八幡市が観光を目的としたアプリを開発しまして活用されております。また、全国的には、東日本大震災以降、防災アプリを提供する自治体がふえておりますが、本市といたしましては、災害時におきましては、緊急速報エリアメールや防災行政無線、市のホームページにおいて速やかに情報を伝えていくことや、観光情報では現在観光物産協会がフェイスブックによる情報発信の方を適宜行っておるところでございます。野洲市に適したアプリということでございますが、現時点ではアプリの開発経費の問題、あるいは利用者、恐らく年配の方、私たちの年代よりかなり若手の方が利用されておられると思いますので、そうした利用者が限られておりますことから、現時点では導入の方については考えておらないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) 再質でございますけども。商工、観光とか市民課等々に関する情報なんで、できたらそれにたけた人材もおられると思いますので、そういった方と相談しながら野洲市版のアプリを開発といったらおかしいですけど、構想に入れてほしい思いがあるんですども、その辺の見解はどうでありましょうか。一言お願いします。
- ○議長(立入三千男君) 政策調整部長。
- ○政策調整部長(中島宗七君) スマート版のアプリ、非常に便利なものでございますし、 何が野洲市に適しているか、その辺につきましては検討はしていきたいと考えております。 ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) それでは大きな2番目に移らせていただきます。2番目でございますけれども、電力の基本料金についてお伺いさせていただきます。

電気の電力自由化または電力市場の自由化とは、従来自然独占とされてきました電気事業において、市場参入規制を緩和いたしまして、市場競争を誘導することであります。電気料金の引き下げや、電気事業における資源配分の効率化を進めることを目的としたものであります。例えば、具体的に置かれることといたしましては、これは4つございますけれども、1つ目はだれでも電力供給事業者になることができる。これは発電の自由であり

ます。2つ目に、どの供給事業者からでも電力を買えるようにする。これは小売りの自由化でございます。3つ目に、だれでもどこでも既設の送配線網を使って電気を送配電できるようにする。これは送配電の自由化でございます。4つ目に、既存の電力会社の発電部門と送電部門を切り離すことで競争的環境を整える、こういった部門でございます。その理論的背景といたしましては、電力産業におきまして規模の経済があると考えられてきたためでありまして、多くの国で電力会社に地域独占を認めまして、そのかわり料金を規制したところであります。

ところが2つの環境変化が地域独占の必要性をなくしております。発電についての規模 経済が重要でなくなっておりまして、現在では個々の発電所の発電能力に比べまして需要 規模が十分大きいため発電に関しての規模の経済がなくなっております。その1つの原因 といたしまして、ガスタービン発電などによりまして、小規模でも安く発電ができる技術 進歩が起きたこともありまして、もう一つの原因といたしましては、多くの国では、単に 電力需要が増加し続けたため、個々の発電所の生産規模に比べまして電力市場が大きくな ったことによるものでありまして、このため、多くの発電事業者が競争的に電力供給に参 加できることになっておることでございます。情報通信技術の発達によりまして、分散的 な発電が可能となりまして、発電に関する競争が導入されて、多くの需要家と供給かによ る需要供給を瞬時に調整することができたためであります。このため、以前は電力会社内 の閉じた世界で発電しなければ能率的に供給指令が行われなかった。しかし、情報通信技 術の発達によりまして、分散的な市場参加者間の需給調整が可能になったわけでございま す。

このような環境変化によりまして、発電に関する競争が導入できるようになりまして、 これが電力の自由化につながっておるわけでございます。なお、送電配網に関しましては、 規模の経済であるために、発電事業の自由化後に送電も提供サービスが独占のまま残しま して、送電配料金には、現状では従来どおりに規制することになっております。

自由化は2つのルートで電気料金を引き下げると考えられております。1つ目は、従来の総括原価主義の規制下の中におきまして無駄なコストまで料金に上乗せすることができなくなる。反面コストを引き下げた企業はその分利潤を増大することができる。このため、競争によって発電コストが下がる、こういったものでございます。2つ目におきましては、電力料金が需給のバランスで決まるようになると、夏のピーク時間帯の電力料金は高くなる。夏が蒸し暑い日本では夏の冷房電力需要量が大きく、このピーク時間帯の需要に備え

て過大な送電や発電の設備がつくられてきたのが現状でございます。このピーク時の高い電力料金によって時間帯の需要量が抑えられることと、これまでのような過大な施設が不要になる。ピーク時以外の時間帯の電力料金は大幅に引き下げられることになっております。

電力供給システムの概要といたしましては、社会全体の規制緩和、競争原理導入という大きな流れの中におきまして、電気事業においても2000年3月に電力の小売りが部分自由化されました。また、2005年4月には改正電気事業法のもとで、我が国の実績を踏まえまして、発電配電一貫体制を堅持しつつ、公平透明な競争環境を確保した日本型自由化モデルが打ち出されまして、高圧で充電されているすべてのお客様まで自由化範囲が広がったところでございます。

また電力自由化の経緯といたしましては次のようになっております。1993年平成5年、総務省の、当時でございますけれども、エネルギーに関する規制緩和への提言を契機にいたしまして、電気事業審査会での審議が始まりまして、1995年、緩和への提言を契機に電気事業審査会議での審議が始まり、1995年に、これは平成7年4月に31年ぶりの電気事業法改正以後、3回の法改正が行われております。独立系発電事業者の新規参入や、既存の電力会社以外の特定規模電気事業者の小売りが認められております。また、自由化範囲は2000年3月に、使用規模2,000キロワットでございますけれども、以上が対象となっておりました。以後、2004年、これは平成16年4月から500キロワット以上、2005年平成17年からは、これは50キロワット以上と段階的に拡大されてきております。これに対しまして、電力会社は経営の効率化に努め、電気料金の引き下げ等料金メニューの拡大を図ってきたところでございます。

2007年平成19年4月には、電気事業分科会におきまして家庭部門も含めた全面自由化の是非についても検討されておりましたけれども、現時点での自由化範囲のさらなる拡大は家庭部門のお客様にメリットがもたらされていない可能性が高いといたしまして、一定期間をおいて、改めて全面自由化の是非について検討されることになっております。高圧電力の事業化はどこの供給事業者からでも電力を買えるようになりまして、自由に基本料金の契約をし、選ぶことができるようになっておるのが現状でございます。

そこで次の点を伺います。4点ございますけれども、1つ目に電力自由化についての認識についてお伺いさせていただきます。

○議長(立入三千男君) 総務部長。

○総務部長(川端弘一君) それでは矢野議員からの電力基本料金についてのご質問の1点目、電力自由化について、1点目についてお答えいたします。電力自由化についての認識は、電気の調達が電力小売市場の自由化によりまして、新電力も参加した競争入札の実施が可能になっております。これによりまして電気の購入先を選べ、価格競争により電気をより安価に調達できる効果があると認識しております。一方、電力自由化後の市場動向では、電力会社の料金値上げによりまして、電気の購入先を新電力へ切りかえる自治体やあるいは民間企業が増加いたしまして新電力の供給が追いつかない売り手市場が続いているというふうに認識しております。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) 少しまだ認識が甘いようでございます。

2番目に行きますけれども、電力に関しましてデマンド契約というのがございますけれ ども、このシステムについての見解をお伺いさせていただきます。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 2点目のデマンド契約ステムにつきましては、市の各施設いずれもデマンド契約となっております。また、デマンド監視システムの方ですが、市役所本館及び別館では既に導入しておりまして、最大需要電力を抑えることで節電、省エネ、コスト削減に取り組んでいるところでございます。
- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) 再質問ですけれども、ちなみに庁舎は今何キロワットになって いるか、ご存知ですか。
- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 済みません。今庁舎、施設ごとの基本料金といいますか、の データを持ち合わせておりません。申しわけございません。
- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) ちなみに、こちらで資料調べたところ、今251キロワットになっておるわけです。これがデマンド契約になっておるわけです。で、2月までは254キロワットになっておるわけでございます。これはどの月かっていうのを言いますと、これは夏じゃなくて、これは寒い時期なんですよね。きょうはデマンドどうのこうのというのは、きょうは質問しませんけれども、そういうのでありますので、冬の時期に一番デマ

ンドが上がっていると。で、谷間の分まで年間払っているというのだけ、ちょっと認識していただければいいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

そこで、先ほど部長は、どういうのかな、余り供給の方が追いついていないとかおっしゃっていますけど、これはちなみに民間、名前ちょっと挙げませんけれども、野洲の庁舎の分をちょっと入札というか電気料金調べさせていただいたら、現状よりも、約ですけれども、こればっくりですけれども、約40万ほど値下がりするんです、年間。そういった事情がございます。これも認識していただければいいと思いますので、ちょっとその辺も調べてほしいんですけどね。電気料金がここまでもう進んでいるのに、こんな現実が既に40万ほど削減できるのに、これ、ほったらかしされているのが現状でございますので、何か答弁があったらおっしゃってください。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 私が申し上げたのは、安くなるということは認識しておりますが、新電力の需給能力に限界がございますので、実際に全国で新電力ともともとの電力会社を競争入札で発注契約するときに、もともとの電力会社が落札しているということがありますので、まだまだ十分に我々のこのレベルの需要では大手優先されておりますので、その効果はわかるんですけども、実際入札するとなると結果はわからないということを申し上げたわけです。
- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) 認識が少しわかった気がしますけど、じゃあ、3番目に行きますわ。それでは先ほどわからないとおっしゃっていましたけれども、これはもう質問状出していますけれども、本市の各公共施設の電力基本料金、この現状をわかる範囲内で教えてください。
- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- 〇総務部長(川端弘一君) 平成26年4月請求分での電力の基本料金につきましては、市役所では42万2,997円。北部合同庁舎は11万1,226円。総合体育館は60万1,634円。図書館が35万5,587円。野洲文化ホールが42万2,997円。さざなみホールにつきましては34万5,476円。学校給食センターにつきましては70万7,805円となっております。
- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) 先ほど部長が入札がどうのこうのとおっしゃってましたけれど

も、これ、紹介しますけれども、四国電力での話ですけども、松山市が競争入札で、これは昨年度もう既に行っているんです。松山市の教育委員会が率先してやりまして、市内の中学校29校を入札しましたところ、これ、四国電力に落ちなかったですね。これを取ったところが日本ロジテックというところが取りまして、これ、500万円削減されておるんです、現実。これは既に現場で起きている話なので、その辺ちょっと認識が甘いんじゃないかと思います。その辺の見解をお伺いさせていただきます。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 繰り返しになりますが、そういうふうにして落とせるという か、競争性が成立しまして新電力が受注するということもあります。それは認めているんです。ただ、電力の需給量が新電力におきましては自家発電の量が知れてますので、小さいですので、もともとの電力会社からの購入になります。そういったことから、私が申し上げましたように、実態として、実例としては電力会社、もともとの電力会社以外の新電力が落とすということはあり得るんですけども、そうばっかりはいかないと。例えば九州の方では応札する新電力がなかったりという事案もございますので、そういったことも懸念されるというふうに申し上げているわけでございます。
- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) ちょっとかみ合わない状態でございます。

4番目でございますけれども、これを境に入札ができますので、基本料金契約電力できますこの入札制度ができますこの取り組みをちょっとやってほしいと思うんですけど、これに対する見解をお伺いさせてもらいます。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 入札によります基本料金契約の認識とこれからの取り組みについてでございますけれども、先ほどから申していますとおり、入札によります価格決定の必要性を認識してございます。これも繰り返しになりますが、一部の新聞記事等では新電力の発電所が少ないことから、売る電力が不足気味であること、また新電力の事業者の利用者がより利益が大きな事業所への入札を選別する動きがあるということ等が既に掲載もされております。したがいまして需給力に課題があるというふうな認識はしてございます。しかしながら、今後は既に導入しております先進自治体の情報を収集いたしまして、電気の供給力の動向を見据えた上で、新電力を利用する市の施設や契約方法を検討していく必要はあるというふうには考えてございます。

- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) じゃあ、もう一つ実例を紹介しますね。これは兵庫県が取り組んでおりますけれども、ちょっと文章を割愛しますけれども、兵庫県がこれは今年3月10日に入札している記事でございますけれども、兵庫県が取り組んだ中での、これ1億2,000万円の節約になっている実例があります。これまた調べてもらったらいいかと思いますので、あと、中身はちょっと割愛させてもらいます。

一番新しいニュースといたしまして、昨日ですけれども、これ、個人の家でも、これ、参議院で通ったんですね。個人の家でも2年後にはもう自由契約になりますよ、どこでも、電力会社でなくてもいいですよというのは、昨日通ったんですね。だからそういった状況の中で、まだならそういうお金、契約大変な時期にまだまだ足踏みしているというのは、僕にはちょっと、即でも取り組んでほしい思いがあるんですけど、なぜそういうのを研究して前向きに考えられるという意見が出ないのか。その辺が僕は不安でならないんです。その辺、ちょっと見解を伺わせていただきます。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長 先ほどもお答えしたとおり、全く必要性を感じていないというわけじゃなくて、今、私どもが申しております供給力の確保等が図れたということが確認できましたら、 各施設においての導入は検討してまいりたいと、このように申し上げたつもりです。
- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) わかりました。じゃ、前向きな回答と受けとめておきますので、 よろしくお願いいたします。

それでは3つ目の質問でございますけれども、これ、ヘルプカードの普及促進について 伺わせていただきます。障がいや難病を抱えました人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などのときに困った際に提示しまして周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする、いわゆるヘルプカードを作成、配布する動きが全国的に各自治体で広がって おります。これは東京都でございますけれども、平成24年、昨年の10月末に標準様式を定めましたガイドラインを区市町村向けに製作いたしまして、この様式に基づきまして ヘルプカードを作成する自治体には平成26年度まで年間250万円を限度とするカード 作成のための補助金を交付しております。これ、一部の自治体ではございますけれども、それぞれに独自のカードを作成しておりますけれども、一般的に認知度が低く、広く都内全域で使えるようにと、今回統一した様式を設けたものでございます。上越市におきまし

ては、先ほど障がいのある子ども、大人が災害や事故に遭ったり道に迷ったりしたときに助けを求めたりするために使う、いわゆるヘルプカード、これをケースつきでございますけども、対象者に郵送しております。このカードにおきましては、緊急連絡先、保護者、学校、担任教員、施設の支援員などの名前、電話番号、障がいや疾病の特徴、支援の仕方などを記入しております。ケースに入れて携帯するようになっておりまして、配布対象者は、1つ目といたしましては障がいのある18歳未満の子どもとなっております。2つ目は、知的障がいのある子どもとなっております。3つ目は聴覚、音声機能、言語に障がいのある人などが対象になっておる状況でございます。

そこで、次の点、3点伺わせていただきます。1つ目は、障がいや難病を抱えました人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時などの困った際に提示して周囲の配慮や手助けをお願いしやすくする、いわゆるヘルプカードについての認識について見解を伺わせていただきます。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 議員の皆様、おはようございます。それでは矢野議員の ヘルプカードの普及促進についてのご質問にお答えします。

まずヘルプカードの認識でございますが、特に聴覚障がいですとかまた内部障がい、また知的障がいのある方など、一見して障がい者とわからない方が周囲の方に支援を求められる際に有効であると、このように承知しております。

- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) いわゆる、一見ほとんどわかんない状況で障がいをお持ちの方がおられるのが現状あると思うわけでございますが、そういった中で、2つ目でございますけども、障がいや難病を抱えた方は、本市では何名ほどおられるのかお伺いさせていただきます。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 平成25年度末現在でございますが、身体に障がいのある方が1,623人、知的障がいのある方が383人、精神障がいのある方が318人、 難病の方が362人でございます。なお、この中には、障がいですとか難病ですとか、そういった状況が重複する方もおいでになります。

以上です。

○議長(立入三千男君) 矢野議員。

- ○16番(矢野隆行君) ありがとうございます。部長が1番目で答えていただいた認識の中におきまして、本市においてもこのような災害時に備えましてこういったヘルプカードの取り組みはちょっと僕としては必要と考えますけれども、この辺の見解をお伺いさせていただきます。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) まず本市の緊急時や災害時におきます支援の取り組みといたしましては、災害時要援護者登録制度、また命のバトン、それから聴覚や言語障がいのある方を対象としたファックス、携帯メールの中継サービス、また消防への緊急連絡通報、こういったものがございます。ご提案のヘルプカードにつきましては、実施自治体に活用状況を確認するなどその有効性を検証いたしまして、本市の先ほど申し上げました取り組みの現状とあわせまして判断してまいりたいと、このように考えております。
- ○議長(立入三千男君) 矢野議員。
- ○16番(矢野隆行君) ぜひとも早急に調査していただきまして、前向きに取り組んで いただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(立入三千男君) 次に、通告第2号、第10番、井狩辰也議員。
- ○10番(井狩辰也君) 第10番、井狩辰也です。おはようございます。それでは私の 方から野洲市小中学校施設保全計画について質問をいたします。平成26年4月の全員協 議会において、野洲市小中学校施設保全計画が提出されました。この保全計画を作成され たことは、市内小中学校の各施設が現在持つ課題を明確化する点において大変重要である と考えます。それでは野洲市小中学校施設保全計画の内容について質問します。

まず最初に、1、計画の位置づけと目的に市内すべての公共施設における今後の適正な 運営及び維持管理の方針及び方法を定める各施設の保全計画は現在検討中であるとあるが、 現在市内すべての公共施設の保全計画の検討状況はいかがですか。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) それでは井狩議員からの野洲市小中学校施設保全計画についてのご質問のうち、市内の公共施設の計画についてお答えいたします。

市内の公共施設の保全計画につきましては、施設を安全かつ安心して利用していただけるために、日ごろから施設の不具合などを記録、早期に発見し把握して、施設を適切に維持保全していくことが重要であるというふうに考えております。このことから、本年3月

に公共施設点検マニュアルを作成し、まずはそれに従いまして自主点検を実施し、その結果をもとに保全計画を策定していくこととしておりました。ところが、本年4月に総務省より公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、いわゆる公共施設等総合管理計画の策定への取り組みを進めるよう要請がございました。この策定は、国の特別交付税の対象となっておりまして、その内容には平成28年度までに策定が必要である公共施設等総合管理計画と、平成32年度までに策定が必要である個別施設ごとの長寿命化計画が含まれておりますことから、この計画策定を進めることとあわせまして、各施設の保全計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

- ○議長(立入三千男君) 井狩議員。
- ○10番(井狩辰也君) わかりました。ありがとうございます。

次に、2、小中学校施設の現状と課題の小中学校施設保全における課題に、一次調査(現地調査)をもとに各施設の老朽度を数値化により評価し、とあるが、この一次調査の内容はどういったものか。

- ○議長(立入三千男君) 教育部長。
- ○教育部長(田中善広君) それでは井狩議員の保全計画に係りましての一次調査の内容 についてお答えをいたします。

私どもの職員が直接学校に出向きまして、棟ごとに、もちろん学校ごとなんですが、屋根や外部、そして天井、床、さらには壁、建具など内部仕上げ、そして設備でございますが、給排水、衛生設備、電気そして空調でございますけれども、さらにまた外構の部分でございます。フェンスや外灯でございますが、建物を構成しているすべての部分につきまして調査をいたしまして、劣化、老朽状況について見たということでございます。そういう調査の状況におきましてその結果を集約いたしまして、4段階、A、B、C、Dに分けまして、そして評価を行いまして、施設管理を行う上で重要と思われるところについての一定の係数がございますけども、これをつけて評価をすると。そして最後に、当然大事な項目は建築年数でございますから、経過年数をこれに加味いたしまして、老朽度というものをつくりまして数値化をしたということでございます。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 井狩議員。
- ○10番(井狩辰也君) ありがとうございます。あくまでも職員がされたという認識で。

次、その職員がされた一次調査なんですけれど、3、小中学校施設保全プランの中で示された小中学校施設保全プランは現地調査をもとに作成されたと考えるが、経過年数が57年と最も古い中主小学校の改修工事優先順位の1番目と比較し、経過年数が41年と次に古い、2番目に古い祇王小学校の改修工事優先順位が14位になっておるんですけど、この理由はどういったものか。

- ○議長(立入三千男君) 教育部長。
- ○教育部長(田中善広君) 3つ目の問いなんですが、建築年数41年、祇王小学校の改 築順位、改修順位でございますが、14番になっております。この理由でございます。祇 王小学校につきましては、建築後41年を経過しておりまして大変古うございますけれど も、実は平成9年と10年に大規模な改修工事を行っています。それ以後17年しかたっ ていない。相当たっているんですけども17年ということで、一次調査におきましても、 外部内部ともその劣化状態というのが比較的軽度でございました。これに比べまして、例 えば建築後30年しかたっていないんですが、大規模改修をせずに建築したままの状態で ございます北野小学校、そして野洲北中学校でございますが、これらについての調査結果 は、祇王小学校と比べまして、その劣化状態、深刻であったと。こういうことが判明をい たしました。こういうことがございましたので、建築年度あるいは今日までの改修の実績、 そしてまたその他の個別の事情がございます。その学校独特のそこだけよく故障している、 傷んでいるという部分もございますから、これらを総合的に判断をいたしまして老朽度を 数値化して定めたということでございまして、この数値の大きいものほど老朽度が高いと いうことで順番づけをしたということでございまして、今回のこの順位づけにつきまして、 一次調査の段階でございますけども合理的にできているだろうと、このように考えており ます。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 井狩議員。
- ○10番(井狩辰也君) わかりました。

次なんですけれど、2、小中学校施設の現状と課題の、小中学校施設保全における課題に、今後専門家により実施する二次調査、二次調査というのか設計図書及び現地詳細調査、耐力調査により老朽化した建物、構造躯体や設備、電気機械設備等の状態を正確に把握するとあるが、専門家により実施する二次調査はいつ実施するのか。また、各施設の調査結果、一次及び二次調査をもとに劣化した機能や今後必要とする機能、躯体の構造耐力、屋

根及び外壁の防水機能、コンクリートの中性化抑制機能、省エネ機能等を保全及び付与するための大規模改修計画を立案し実施するとあるが、大規模改修計画の立案はいつ行うのか、お伺いします。

- ○議長(立入三千男君) 教育部長。
- ○教育部長(田中善広君) 二次調査の実施期間、調査の実施するのかの時期でございますが、また大規模改修計画の立案の時期についてのお尋ねでございます。

まず二次調査についてでございます。平成21年度から一連の野洲市は耐震化工事を行 ってまいりました。野洲中、三上小学校、篠原小学校ということで、耐震化は100%達 成したわけでございますが、この耐震化を行わなかった部分がございます。中主小学校、 中学校、祇王小学校、北野小学校、そして野洲北中学校、これらでございますが、あるい はまた体育館やプールでございますけど、これらにつきましては、耐震化は問題ございま せん。ただ内外装、給排水、衛生設備等相当に老朽化していますので、これらのグループ については二次調査を行うと、こうなりますが、この結果をもとにいたしまして、改築工 事、例えばもう取り壊してさらを建てるということ。あるいは長寿命化工事といいますが、 現在40年ぐらいたってある建物をもう40年寿命を延ばすための工事でございます。長 寿命化、今国でやかましく言われていまして、基礎や躯体部分はそのままにして、内外装、 建具、設備、これらをすべてさらにするといいますか、新規で行うということで、寿命を 40年延ばすということ。まあそういう長寿命化工事がある。あるいはリフォーム工事と いうのがございます。いわゆる設備をさらにする、内外装を塗り替えると、こういう工事 を選別することになります。その選別を行ったら、この調査内容が新しい間に、つまり余 り時間をあけない間に工事を実施することになる。いわゆる二次調査をすれば、工事の準 備の調査ですから、それが終わればしかるべき時期に間隔をあけないで工事を実施すると いうことになります。

そこで問題となりますのが、かなりの額となる工事費でございます。ですから、準備をして、いつ準備をするのか、工事をいつするのかというよりも、先に工事の時期を決めまして、そしてその前にしなければならない調査時期をおのずから決めていくと。こういうような段取りになると思います。ということでございますから、一定限財政状況に左右されることは避けられないということになります。そういうことで、市全体の財政状況を勘案した中で工事時期の目処を先に立てたいと思っています。そして、恐らく実務的にはこの二次調査は基本設計的な意味合いを持たせますから、ずばり実施設計として使うことに

もなりますので、その実施は工事を行おうとする、これをまず時期を決める、そしてその 前段階、前年、あるいは前々年という時期に、その辺でなっていくだろうと思います。よ って、あわせてご質問いただいております大規模改修計画の立案の時期、これも含めまし て二次調査の実施時期は、工事時期が確定していない段階では現段階では明確に言えない ということになります。ただし、古い校舎がありますから、早く早い時期に計画を立てて いきたいとは思っております。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 井狩議員。
- ○10番(井狩辰也君) 財政状況ということなんですけれど、4月25日の定例記者会見で教育部長が、ホームページに載っていたんですけども、具体的にどれから改修を始めていくのかということを今年度に決めていかないといけませんと発言されておられるということなんですけど、今年度には、じゃあ決まらないという認識でよろしいですか。
- ○議長(立入三千男君) 教育部長。
- ○教育部長(田中善広君) 今年度、27年度にどういうように進めていくのかということでございます。これはもう順番は決まっていますから、どう考えても中主小学校に一番早く手を打たなければならないことが決まっていますので、27年度にどういう形で二次調査を行っていくのかということについては、26年度の予算時期までに議論して協議したいと思っています。ただ、時期について工事がどの程度までかかるのかということの想定をいたしますと、工事時期を、先ほど言いましたように、にらんで準備をしなければならんということがございますが、基本的には26年度のこの今の時期に27年度に向かっての、まず最初にやるべきことについては検討して議論したいと思っています。

以上です。

- ○議長(立入三千男君) 井狩議員。
- ○10番(井狩辰也君) まずやるべきこととおっしゃったんですけれど、次の問いにあるんですけれど、中主小学校及び祇王小学校は、長寿命化改修対象築年数の40年以上を経過し、目視で確認できない構造的な老朽化が懸念されます。まず耐力度調査を優先的に進めるべきと考えますけれど、見解は。
- ○議長(立入三千男君) 教育部長。
- ○教育部長(田中善広君) 中主小学校と祇王小学校の耐力度調査を優先的に進めるべき のこのご質問でございますね。今後の改修につきましては、先ほど申しましたけども、今

後10年をにらんで立てておるプランに基づいて行うということで、祇王小学校につきま しても、基本的には順位がそうなります。14番ぐらいになっていますが。まず、中主小 学校でございます。途中、改修はいたしておりますけれども、その部分が極めて部分的で あったり、そして経過年数もたっている。トイレもしているんですけども、全体的に非常 に古くて、そして防水機能も衰えていますし、建物は57年経過しているということで非 常に古いですから、最も急いで対応するということでもう議論の余地はないということで ございまして、先ほど述べましたように、時期についてはなかなか工事がついて回ります から、明確に言えないですけども、まずこの中主小学校の旧館については、二次調査(耐 力度調査)これを一番最初にやっていきたいと。これはもう今はっきり言えると思います。 この耐力度調査といいますのは、躯体のコンクリートでございますけども、耐震化につい ては問題がないんですが、しっかりとした建物なんですけども、躯体のコンクリートの強 度があるかどうか。それと中性化の問題。そして鉄筋が腐食しているかどうか。それらに ついての調査になりますけども、中主小学校の旧館につきましては、これを含んだ二次調 査、そしてどうするのかという選別。長寿命化でいくのか、あるいは改築に入るのか、若 干改築の場合は新しく手を加えておりますと、支障になる場合も出てまいりますけども、 空調設備だとか、あるいは大きな国費を使った大規模改修をしておりますと、改築という のに若干事務的支障が出てきますけれども、それも含めまして、どれがよいのかを選別し ていくということになると思います。まずは中主の旧館からということになると思います。 以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 井狩議員。
- ○10番(井狩辰也君) わかりました。時期がわからないということなんですけれども、 経過年数も57年ですね。施設処分制限期間、文科省が定められた60年ということなの で、早目に対応していただきたい。工事、まず調査を行っていただいて、工事も必要であ れば速やかにお願いしたいと思います。

次、3、小中学校施設保全プランの非構造部材の落下防止対策に小中学校の体育館(野洲市地域防災計画の指定避難所)の非構造部材(照明器具、バスケットゴール、窓ガラス等の地震時における落下防止対策について、平成25年8月7日、文部科学省より平成27年度までに完了する旨の通知(公立学校施設の耐震化の推進について)学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について文科省から出たとあるんですけれど、小学校施設(体育館)の非構造部材落下防止対策プランでは、篠原小学校の体育館、祇王小学校

の体育館、三上小学校の体育館、野洲小学校の体育館、野洲中学校の体育館及び柔剣道場の対策工事実施予定年度は平成27年度になっているんですけれど、中主小学校の体育館、北野小学校の体育館、中主中学校の体育館、柔剣道場、野洲北中学校の体育館の対策工事実施予定年度は、工事実施効率を考慮し、大規模改修工事と同時に施工するとなっている。簡単に言えば、平成27年度までには終わらないのではないかと懸念されますけれど、このおっしゃる工事実施効率とはどのようなことか、お伺いします。

- ○議長(立入三千男君) 教育部長。
- ○教育部長(田中善広君) 工事実施効率という言葉でございますが、これはこのプラン で使わせていただいている言葉でございまして、例えば非構造部材の落下防止に係る工事 を行うに際しましてなんですが、土木工事も建設工事も一緒なんですが、工事の安全対策 として工事ヤードを確保したり、あるいは現場事務所を設置したり、あるいは例えば高い ものをつくりますと足場をつくってみたり、こうして同じ現場で工事を行う場合はいろい ろな仮設工事が必要になってまいります。例えば、このプランで書いております篠原小学 校から野洲小学校までは、そういうことをやらずに独自の年数を振り分けて落下防止を行 うとなっていますけども、このプランによる中主小学校以下野洲北中学校までのここにつ きましては、どうしても先ほどから言うていますような大規模な改修などが必要になって まいります。しかもそれは10年か20年先ではございませんので、もっと圧縮した年度 で計画いたしますから、そのときに、この今言いましたような安全対策、足場などが3、 4年の間でもし分けてするのなら、これはもう膨大な経費の支出になりますので、足場な ど、特に体育館でございましたら全面的に足場をして上の物をなぶっていくということに なりますけども、そのときに内壁をなぶるのに足場が要りますから、そうしますと、その とき落下防止、バスケットのゴールなど、照明器具など、その足場を使って全部直せると。 一度で済むということになりますから、こういうようなことをつきまして、こういうもの を我々はこのプランで工事実施効率ということで、いわば無駄をしないで工事費用を削減 していくと。こういうことで工事実施効率という言葉を使ってここに書かせていただいて いるということでございます。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 井狩議員。
- ○10番(井狩辰也君) 経費の無駄にならないようにということだと思いますけれど、 平成27年度には終了しない可能性があるということですね。それであれば、なるべく早

く、ほかのところは平成27年度には完了するという計画になっていますので、中主小学校、北野小学校、中主中学校、北野中学校の体育館対策工事も財政状況いろいろあるとは 思いますが、早急に早めていっていただきたいなと思います。

最後の質問なんですけれど、2、小中学校施設の現状と課題に効率的な学校運営を図る 観点から、今後対象となる学校の校舎増築とともに、学区再編成の検討等並行し検討する 必要があるとありますが、現時点で具体的な検討の時期を考えておられるのか、お伺いし ます。

- ○議長(立入三千男君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) 井狩議員の学区再編成の検討時期についてお答えをさせていた だきます。

学区の再編成につきましては、現時点におきまして、学校の分離新設また統廃合の必要性がないことから、具体的な検討時期等は考えておりません。ただし、今後児童・生徒数が大きく変動してきまして、効率的な学校運営を維持していくという上で学校の分離新設、または統廃合の必要性が生じたときには、学区再編成の検討を速やかに始めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

- ○議長(立入三千男君) 井狩議員。
- ○10番(井狩辰也君) 効率的な学校運営ということなんですけれど、今の答弁を聞いていますと、人数が一つに固まるからほかに分けるというような印象を受けるんですけれど、学区再編成していく過程の中で、保護者の方からいろいろとご意見を聞いていまして、篠原小学校、三上小学校であれば1クラスがあると聞いています。その中で、例えばいじめがあった場合、あと、ずっと小学校のその期間はいじめられるんではないかという懸念とかされる保護者の方もいらっしゃいます。観点としては、少人数の学校、また大人数の学校のメリット、デメリットという観点からも学区再編成のアプローチをされてもいいんではないかと思いますけれど、今後の課題として取り上げていただきたいなと思うんですけれども、私も学校のこと、学校運営のことについてそれほど詳しくないんですけど、最後、教育長の少人数学校、マンモス学校、中規模の学校、あるんですけど、そういったデメリット、メリット、見解をお伺いさせていただいて、私の質問とさせていただきます。お願いします。
- ○議長(立入三千男君) 教育長。

○教育長(川端敏男君) 学校にはやはり一定の規模が必要だろうと思います。今、井狩議員がおっしゃったように、大規模校であれば、例えばメリットの方ですけれども、クラス編成ができて人間関係が広がるとか、あるいは学習でいいますと、いろいろな子どもの考えが聞けるというようなこともございます。反対に、どういいましょうか、デメリットというと、ちょっと今言われたように、教育環境、教室環境が非常にいっぱいになって、例えば実験をしたいのに理科室が使えないとか、体育館も割り当てられないとその時間使えないとかいったようなことがございます。少人数学校の場合は、今固定化してしまいますので、人間関係でずっと小学校から中学校まで一緒といったようなこともございますし、あるいは先生が、担任が1人と。学年に1人という場合がございますので、十分な先生方の研究ができない、意見を交わすこともできないといったようなデメリットもございます。いずれにしましても、今後学区の再編成だけに限らず、子どもにとって一番よい教育条件は一体何なのかということも考えあわせながら、近隣の学校との教室、余裕教室がございますので、そういったことも踏まえながら、通学区域の再編成も1つの選択肢ではないかなと、そのように考えております。

以上です。

- ○10番(井狩辰也君) 以上で終わります。
- ○議長(立入三千男君) 暫時休憩いたします。再開は午前10時45分といたします。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時45分 再開)

- ○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。 次に、通告第3号、第3番、北村五十鈴議員。
- ○3番(北村五十鈴君) 3番、北村五十鈴です。議長のお許しが出ましたので、通告に添って大きく2件、質問させていただきます。

最初に質問に先立って、先日来高島市、東近江市、米原市の議員さんが本市に視察に来られ、紹介議員として部署の方の対応の説明に私も同席させていただきました。そのときの担当部署の職員さんのクオリティーの高さ、日ごろの活動に私は正直感動いたしました。それは視察に来られた議員さんにも通じたようで、高島市ではそのときに用意してくださった野洲市の資料を執行部全員に配り、一般質問に臨まれ、市長から母子自立支援員さんの登用を約束いただけたそうです。優秀な部下をお持ちで何よりだと思いますので、私の答弁にもぜひ前向きにお願いいたします。

では1件目、妊婦健康診査の公費負担についてお伺いいたします。妊婦健診とは、健やかな妊娠と出産のための妊娠中の妊婦の定期健診のことです。妊娠がわかってから出産するまでの間、定期的に産婦人科や助産院に通院して検査や保健指導を受けることです。妊婦健診を受けることで、ママやおなかの赤ちゃんの病気に早く気づき、早く対処することができます。手続といたしましては、自分の住んでいる市町村の窓口で妊娠の届出を行いますと、母子健康手帳の交付とともに妊婦健診を公費の補助で受けられる受診票が配られます。この妊婦健診にかかる費用ですが、妊婦健診は病気治療のための診療ではなく、本来は自費診療であり、自己負担するものですが、公費の補助で受けられる助成制度があります。母子手帳交付の際にもらう受診票が補助券となります。補助を受けられる妊婦健診の回数や金額は自治体によって異なりますが、基本健診は妊娠中14回で、助成内容は受診票に書かれている項目です。

私は、今年の春、市内の子育でサロンに参加させていただいた折、何人かのお母さんから質問を受けました。その中のお一人は、草津市に住む友だちと同じ時期に妊娠したので同じ病院に通うことになり、一緒に健診を受けに行ったところ、同じ内容の健診を受けたのに支払いが大きく違い、戸惑ったとのこと。あとで市町村によって助成額が違うことを知りましたが、野洲市はどうして低いのですか。そこで知り合いの産婦人科に聞き取りに行きますと、滋賀県内では野洲市と栗東市が一番低く、どうか平均に近づけてあげてほしい、実費額が苦しくて妊婦さんが受診をためらわないようにしてあげてほしいとお聞きしました。妊娠中というのは心も体も不安定で、しっかり健診を受けて母子ともに元気で出産を迎えてほしい。健診を受けなかったために悲しい出産に至ったという実例も後を絶たないとのことでした。

では、その問題になっている公費負担の助成額ですが、別紙に担当部署からいただきました滋賀県の26年度の表をおつけいたしました。資料1をご覧ください。表の上部が今問題になっている基本健診で、下部の検査の方は一律全市町満額助成になりますので、上部をご覧ください。先ほども申し述べましたとおり、基本健診14回、費用は合計で6万8,480円かかります。その満額助成しておられるのが彦根市、長浜市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、6万8,480円。続いて、東近江市5万6,000円、大津市4万6,580円、草津市4万6,200円、高島市3万5,00円、そして本市が10円の差で負けておりますが、守山市、近江八幡市、甲賀市、湖南市の2万6,040円、そして最後が栗東市、野洲市の2万6,030円になります。

では、最初に健康福祉部長にお伺いいたします。この妊婦健診の基本健診の公費負担についての本市の現実をどうお考えでしょうか。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 北村議員の"ふたつのいのち"妊婦健康診査の公費負担 についてのご質問にお答えします。

本市の現状ですが、県内では下位、今申し上げられましたように、下位にあること。それと、公費負担の内容のうち、基本受診券が各市におきまして差異があること、このことも認識をいたしております。なお、国の制度について少し説明をさせていただきますと、平成21年2月に国は、緊急特別対策ということで当初22年度までの時限措置というふれ込みで臨時特例交付金を創設いたしまして、健診6回から14回の9回分の合計額の2分の1を補助するということでスタートしました。ちなみに昨年度に実施しました子ども子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の中で、妊娠期から出産期に対しての支援として望むことという問いに対しまして、第1位が経済的支援の充実、これは48.6%の方がこのように回答しておられます。こうしたことから、今後はこの公費負担割合について検討する必要があるという認識はいたしております。

- ○議長(立入三千男君) 北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) ありがとうございます。

それでは次にこの助成金の財源ですが、この妊婦健診費用は全額100%国からの地方 普通交付税として交付されております。地方交付税というのは言うまでもなく日本の国の どこに住んでいても福祉サービスが不平等にならないために財源不均衡を改善しているも のであります。ただ、普通交付税ですので使い道は自由ですが、先ほどの表を見ると、ど うも地方交付税の本旨を欠いているように思えてなりません。では、その部分を含めても う少し詳しく数字を教えてください。野洲市には妊婦健診費用としてどれだけの交付金が 国より交付されているのでしょうか。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 妊婦健康診査費用におきます普通交付税の算入額ですが、 これは昨年度25年度の算定数値で試算をいたしますと、5,444万2,000円とい うことです。

先ほどの数字に間違いございません。妊婦1人当たり9万7,210円となります。

○議長(立入三千男君) 北村議員。

- ○3番(北村五十鈴君) ありがとうございます。そのうち、どれだけをこの妊婦健診に 充当いただいているのでしょうか。よろしくお願いします。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 普通交付税の算定額のうち、妊婦健診への充当額は26年度当初予算ベースで3,499万3,000円。妊婦1人当たり7万4,390円が見込まれております。
- ○議長(立入三千男君) 北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) ありがとうございます。先ほども申し述べたとおり、普通交付税は何に使ってもいいお金なので、本市の取り扱いに何の問題もないと思います。それに他市に比べて妊婦健診以外のサービスは本市の方が手厚いところもいっぱいあるということは、少しだけですが、勉強した今の私にもわかります。職員の方が市民の皆様の福祉サービスのために熱心に頑張っていただいているのもお聞きしております。それでは少し方向を変えてお聞きいたします。

本市では母子手帳を交付される妊婦さんは25年度には何名おられましたか。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 510名でございます。
- ○議長(立入三千男君) 北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) そのうち実際健診された方の受診率は何%ですか。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 98.6%でございます。
- ○議長(立入三千男君) 北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) 私が調べさせていただいたのとちょっと数字が違うので、それでしたら、次の質問は飛ばします。

先ほどの、今のお答えに対してひとつお聞きしたいんですけれども、先ほどお聞きしました当初予算は前年度の見込みから来ていると思うのですが、その見込みは減額補正された後の数字になりますでしょうか。母子手帳の数字なのか、受診率の数字なのか、お聞きいたします。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 先ほど申し上げました数値につきましては、25年度の 算定数値を26年度の予算ベースに置きかえたものでございます。

- ○議長(立入三千男君) 北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) それは今の私の質問で行くと、母子手帳を受けられた数なのか、 受診された数なのか、どちらになりますでしょうか。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 先ほど申し上げましたように、あくまで算定数値は25年度の数値を使っておりますし、それを26年度の予算ベースで換算したというんですか、置きかえたということでございます。受診率とか交付数とは関係ございません。
- ○議長(立入三千男君) 北村議員。
- 〇3番(北村五十鈴君) 済みません、ここにいただいている資料にはその1人頭7万4,390円と先ほど母子手帳を交付された人数に、その前のこれは年度になりますけれども、受診率84%をかけた数字が先ほどおっしゃっていただいた3,499万3,000円という数字になるのですけれども、これで行きますと、84%という前年度のパーセンテージがかけた数字になっているんですけど、それはどういうことになりますでしょうか。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 何回も申し上げておりますように、あくまでこれ、試算ベースの数字でございますので、受診率とか交付数とか、それには影響はしておりませんので、よろしくお願いします。
- ○議長(立入三千男君) 北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) ありがとうございます。それではもう一つお聞きいたします。 本市のホームページにこのような資料が出ていまして、引き上げ分の地方消費税交付金の 使途についてという概要が載っていました。これがそうなんですけれども、この中に事業 名、保健衛生、母子保健事業、内容に妊婦健康診査費とあるのですけれども、これはこの 2万6030円に幾らかプラスしていただける数字は見込まれているということでしょう か。再質問ですので、わかったらで結構です。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) ちょっと今、ご質問の趣旨がわかりませんでしたので。
- ○議長(立入三千男君) 後で。北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) たとえこの公費負担がふえたとしても受診率が上がるとは言い切れませんが、私はせめて滋賀県の平均、いえ、全国平均でもいいので、何とか改善願いたいと思いますが、滋賀県の平均、全国の平均は幾らでしょうか。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 25年度の平均で申し上げますと、県の平均は9万8, 693円、全国の平均は9万7,494円、このようになっております。
- ○議長(立入三千男君) 北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) ありがとうございます。最近野洲市に越してきてでも子どもを産み育てたいと思っているという声を調査しているといっぱいお聞きいたします。大変うれしいことです。それはこれまでの職員の皆様の努力の賜物だと感謝もしておりますし、理解もしているつもりです。しかし、最近、世間で話題になっている増田ショック、雑誌中央公論の6月号に載った、消滅する市町村の中では出産年齢の中心になる20歳から39歳の女性が2040年までには半減し、人口維持が困難となるとも書いてありました。そういうビジョンからも、ここにいる私たちが取り組むべき妊婦さんの問題だと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。
- ○議長(立入三千男君) 北村議員にお聞きするんですけど、ただいまの質問、通告にない質問ですねんけども。執行部においては答えられる範疇で結構ですし、答弁を願います。 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 通告をいただいておりませんでしたので、ちょっと資料を持ち合わせません。
- ○議長(立入三千男君) 言うてくれな。 北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) それから、ここにおられる皆さんもそうだと思うんですけれども、私たちは命を1つ持っておりますけれども、妊婦さんだけが命を2つ、いえ、ツインズなら3つ持って十月十日生きてくださっています。それも1度ではなく2度、3度と命がけの出産を繰り返し、このまま行けば4.6人生んでもらわないと将来の福祉は維持できないとお聞きいたします。その上で、最後にあえて質問いたします。財政の苦しい中、お答えづらいとは思いますが、どうか健康福祉部長の決意をお聞きいたします。できましたら、改善の余地と時期と金額を勇気を出してお答え願いたいと思います。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 決意とおっしゃいましたけれども、私がお答えできる範囲でご答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、地方交付税は使途が限定されるもの

ではなく、基準財政需要額として算入されている事業の必要性や緊急性あるいはまた費用 対効果等を勘案した上で、一般財源ということでそれぞれ事業に配分をいたしております。 本市では、子育て支援施策、一体的にこの制度を動かしておりますので、限られた財源の 中で事業の優先度を見極めながらその対応を図ってまいりたいと、このように考えており ます。

- ○議長(立入三千男君) 北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) ありがとうございます。

それでは続いて2件目、学力テストの公表についてお伺いいたします。

今年で8回目となる全国学力テストが去る4月22日、一斉に行われました。全国学力テストは小学6年生と中学3年生を対象に2007年から始まり、今年はすべての国公立の小中学校に通う230万人余りが受けたほか、私立の小中学校も47%が参加いたしました。そして文部科学省は、今回の学力テストから各学校や市町教委の同意を得た上での結果公表を認めました。つまり自治体ごとに学校別のテスト結果を公表することを認めたことになります。ただ、公表の条件として、学校ごとに点数を一覧にしたり、順位づけしたりしない、詳しい分析を行い学力向上に向けた対策をあわせて示す、公表前に学校側と十分協議する、以上の3点を条件として示しています。

この国の方向転換に伴い、本市の保護者からも、野洲市はどうなの、そんな質問をお受けいたしました。そこで、まず私は現場のお話を伺おうと、野洲市の小中学校を訪ねて主に校長先生に同じ質問をさせていただきました。今回の学力テストの公表についてご意見をお聞かせください、おしなべて公表には反対でしたが、そんな中貴重なご意見もいただきました。それは現物のテストを見せていただいたときのことです。これがお借りしてきた現物のテストになります。恥ずかしい話、私はネットで見たことはありましたが、現物のテストを手にとったのは初めてでした。ちなみに、先日の新聞発表には、8月に結果が出ても滋賀県内では大津市、彦根市の一部公表以外、すべての市町では公表しないと書いてありました。それは野洲市も含めて、滋賀県は結果が悪いから公表しないと思われていないか、実際そういう誤解も多いのではないでしょうか。事実、昨年までの滋賀県の順位は低いです。その理由をお伺いしますと、校長先生はこのテストの形式にも理由があるとおっしゃって下さいました。それは生徒たちの日ごろなじんでいるテストといえば1ページです。ですから、この手の冊子形式のテストには慣れていないということ、だから順位のいい自治体はこの学力テストのために専門員を導入して学力テスト対策をしておられる

のだということもお聞きしました。

続いて質問しました。滋賀県は所得の高い県なのに、所得と比例すると言われる子どもたちの学力の低さに対してはどうお考えですか。事実、過去の学力テストで国語のA問題(知識中心)は、年収200万円未満の家庭の子どもは正答率が56.5%にとどまりましたが、年収が上がるにつれて正答率もほぼ右肩上がりに上昇、1,200万円以上1,500万円未満の層は78.7%に達しているとあります。これにも先生は答えて下さり、それは風土的なもので、自宅での学習時間の少なさから来ているのではないかとのことでした。それはどうしてかと尋ねると、自分の見解だと前置きされながらも、いい意味、野洲市はおおらかで、特に小学生では、そんな早くから勉強、勉強と言わなくても勉強はもっと大きくなってからでいいのではないかという保護者の考えから来ているのではないかと、それが答えでした。そして、このことはこの学力テストを分析すれば見えてきますよと教えてくださいました。事実、このテストの表紙には全国学力・学習状況調査と書いてあります。普通の学力テスト以外にも生徒や学校に対して生活学習の質問もあります。そうすると、この学力テストの目的は何だったのか。私も保護者の方も詳しく理解していないのではということに気づきました。

そこで、まず教育長にお伺いいたします。そもそもこの学力テストの目的、趣旨はどこ にあったのでしょうか。

- ○議長(立入三千男君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) それでは北村議員の学力テストの目的、趣旨はどこにあったのかという質問につきましてお答えさせていただきたいと思います。

この全国学力・学習状況調査の目的は大きく2つございます。1点目は教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、今後の教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るということが1つ目の目的でございます。2つ目は、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(立入三千男君) 北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) ありがとうございます。教育長の説明どおり、テストの目的は、 学校がテストの成績をもとに教育の成果を検証して指導の改善に役立てることです。学校 はテスト結果を見て全国的な位置づけを項目ごとに知ることができます。通っている子ど

もたちはどの分野が苦手なのかを分析し、どうすれば克服できるのか、指導方法を考える ことも可能になります。つまり、生徒や学校の順位を知るためだけではなく、指導側の改 善のためであることも改めて知りました。

それでは、教育長、ここで改めて野洲市の公表に関する現時点でのお考えをお聞かせく ださい。

- ○議長(立入三千男君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) 野洲市の公表に関する考えでございますけれども、本調査の目的に照らしまして、各小中学校におきましては、それぞれの学校の状況に応じて子どもたちのよさあるいは強み、またつけたい力、伸ばしたい点等をまとめ、今後の取り組みの方向性も含めまして、これまでと同様に各校から公表をしていくことになります。また、児童・生徒には、個々のテスト結果等を記載した個人票を渡しております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(立入三千男君) 北村議員。
- ○3番(北村五十鈴君) 振り返りますと、昭和30年代にも学力テストがありましたが、学力の一部の評価で学校の序列化を生み、学校間の競争が激化するおそれがあるというのが大きな理由で廃止になり、ゆとり教育の後、また復活したと知り聞きます。それなのに、また今年から公表に至った理由はどこにあるのでしょうか。それで、私はもっと深いところのメッセージが含まれていないのか、学識経験者の方をいろんな大学に訪ねてみました。その中で、多額の税金をつぎ込んでいるのだから、公表は当たり前、テストなのだから結果を公表するのが前提ではないか、親の知る権利は62%を超えている、それをどうするのか、そんな声が多い中、ある学習塾の先生の答弁に、私は先ほどの校長先生の真意に近いものを感じました。学力テストは間違いなく指導側の指導力の向上のためではあるのですが、家族の協力、家庭の責任に気づいてもらうための学習状況調査だとも考えます。

この聞き取りの後、私はもう一度保護者の方と面談いたしました。私が勉強不足だったから本意が聞き取れていなかったのではないか。結果はそのとおりでした。保護者の方は、点数や自分の子どもの順位、学校の順位が知りたかったのではなく、先ほどの表紙にもありました学習状況調査の方でした。では、その学習状況調査にはどんな項目があるのか、幾つか拾ってみました。子どもたち側と学校側にあるのですけれども、子ども側には、「あなたは生活の中で次のようなことをしていますか。当てはまるものを1つずつ選んでください。(1)朝食を毎日食べている、(2)毎日同じくらいの時刻に寝ている、(3)毎日同

じくらいの時刻に起きている」「普段、1日当たりどのぐらいの時間、テレビやビデオ、D VDを見たり、聞いたりしていますか(テレビゲームをする時間は除きます)(1)4時間 以上、(2)3時間以上4時間より少ない、(3)2時間以上3時間より少ない、(4)1時 間以上2時間より少ない、(5)1時間より少ない、(6)全く見たり、聞いたりしない」 そのほかの問いにも携帯やスマートフォンの使用時間や、家での学習時間、休日の学習時 間等特に家庭での生活に関わる問いがほとんどでした。

この質問を踏まえて先ほどの校長先生のお言葉に戻りますと、先生は、成績の低さの一つは風土すなわちおおらかさが読み取れるとおっしゃいました。家庭での生活態度や学習時間が少ないことが理由ではないかということでした。そんな野洲市の特徴ともいうべきものがこの学力テストの数字の向こうには読み取れるのではないでしょうか。そしてこれこそが保護者の方が知りたいことで、それは数字の向こうに見える自宅勉強時間を参考にして保護者もともに子どもたちを育てる、学校だけに責任を押しつけず、学校、保護者、地域そしてもちろん子どもたちとともに力をあわせて頑張る。そのためのいい材料に、学力テストはならないでしょうか。

先日、野洲市教育委員会発行の、『野洲市の教育』という冊子をいただきました。これが そうです。ここには元気な学校づくりのマスタープランに基づく児童・生徒の確かな学力 の向上や元気な心と体の育成の成果と課題に、26年度の6つの具体的な取り組みの柱が 書かれてあります。その教育方針として、基本計画に一人ひとりが大切にされ、大人も子 どもも学び合うまちづくり、人づくりが掲げてあり、これらの実現を目指し、子どもたち の生きる力を育て、学校園を含めた家庭、地域の教育力を高める。またはこうも書いてあ ります。子どもたちの知・徳・体をバランスよく高めていくためには、学校と家庭、地域 とが目標を共有し、それぞれが役割と責任を果たすとともに互いに連携を深め、協働して いきます。まさにそのとおりではないでしょうか。学力テストの数字の向こうに見えてき た野洲市の子どもたちの特徴、個性を共有してこそ、しいては学力向上となり、必要な項 目は公表してこそ事実を知り、その現実に真摯に向かい合い前を向けるのではないでしょ うか。国や県、市町、もっと言えば学校や保護者にとってのための公表ではなく、本当の 意味、子どもたちにとっての公表の仕方を、私たち大人は真剣に考え議論することが大切 ではないかと思います。「日本国憲法第8章、地方自治、第92条地方公共団体の組織及び 運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」。この地方自治の 本旨、野洲市の優秀な職員さんなら答えはきっと住民自治と団体自治と答えていただける

と思います。英語の原文にもオートノミー、すなわち地方の自律性、他の者に依存、従属 しないという原理と書いてあります。どうか右に倣えではなく、市長がいつもおっしゃる 1番でなくてもいい、オンリーワンの考え方を大切にしていただきたいと考えます。

それでは最後に教育長にお聞きいたします。学力テストの数字以外、例えば先ほどの学習状況調査の本市の特徴等の公開を広報や市のホームページに公表いただくという選択肢はありますでしょうか。

○議長(立入三千男君) 教育長。

○教育長(川端敏男君) 学力テストの一部公表という選択肢についてのお尋ねでございますけれども、本調査は学力の一部分をとらえての結果でございまして、文科省の集約でも全国的に平均正答率がプラスマイナス5ポイント以内であり、特段の差異はないと思っております。その数値のみにとらわれ、一喜一憂することなく、本来の調査の目的にあわないことであると思っております。議員のおっしゃるとおり、数字の向こう、つまり子どもたちの生活あるいは家庭や地域での状況をしっかりと見据えることが大切だと、そんなふうに思っております。子どもを育むということは、学校、保護者をはじめ、地域の連携と協力そしてそれぞれが責務をしっかり果たすことが不可欠だと、そのように思います。したがいまして、学力調査の結果と児童・生徒質問紙の結果を分析しまして、そこに見られる子どもたちの家庭あるいは地域での様子をお知らせしていくことは必要でございますので、市教委としましては本市の子どもたちの生活の実態等をお知らせできるように考えていきたいと、そのように思っております。

具体的な例を申し上げますと、先ほど質問の中にもございましたように、家庭の学習の時間と学力は大いに関係をしております。市内の子どもたちは、宿題はほとんどの子どもがやっておりますけれども、自分で計画を立てて予習をしたり復習をするといったようなことは若干低い数字でございます。こうしたことを受けまして、各学校におきましては、家庭学習の手引等を作成、配布しまして、子どもたちに家庭での学習の仕方を指導するとともに、ご家庭におきましても協力を願っているところでございます。学力調査にあわせて実施をしました児童質問紙の一部を紹介をさせていただきましたけれども、学力向上は家庭をはじめ地域の皆様の理解と協力なくしては前進できないと、そのように考えておりますので、今後はホームページなどを活用しまして分析結果をお知らせできればよいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上、質問にお答えさせていただきました。

- ○3番(北村五十鈴君) ありがとうございました。
- ○議長(立入三千男君) 次に、通告第4号、第4番、栢木進議員。

○4番(栢木 進君) 第4番、栢木進でございます。私は過去2年間、上町自治会の自治会長を務めさせていただいておりました。そうした経験も踏まえ、第2期野洲市地域福祉計画と野洲市生涯学習振興計画についてお伺いいたしたいと思います。とりわけ第2期野洲市地域福祉計画における地域福祉は、命の問題や生きがいということに直結するものとして、私自身、現在もまた将来においてもますます重要な課題であると認識いたしております。また、その課題解決のためには、第2期野洲市地域福祉計画の中のアンケートでも表れていますように、住民、行政、事業者の連携協働が不可欠だと考えております。このことから、まず今後の計画策定に向けた方向性も視野に、第2期野洲市地域福祉計画について、健康福祉部長に次の3点をお伺いいたします。

まず1点目についてお伺いいたします。この計画書の地域福祉の必要性の中に、制度の 谷間となることが多く行政などによる福祉サービスだけでは対応が難しい状況と書かれて おられますが、具体的にはどのようなことか、お伺いいたします。

次に、2点目についてお伺いいたします。例えばごみ出しができないなど地域での日常生活がスムーズにできない老人世帯などは、だれが発見し、だれに伝え、だれが解決するのか。まただれがその情報をまとめて、どのように情報共有するのか。この点について、私はPDCAサイクルを回すにあたって具体的に行政から一定の仕組みを提示していただくのが望ましいと考えますが、そのお考えをお伺いいたします。

次に、3点目についてお伺いいたします。昨今の各自治会では社会福祉に関する委託や補助などを行政より受けて、その負担が増加しているのが現状であります。それを踏まえて、この計画書の中で、自治会をはじめとした地域の福祉活動に対してどのように現状認識され、どのような課題を持っておられるのか、またその課題解決の方向性についてお伺いいたします。

引き続きまして、平成26年3月に策定された野洲市生涯学習振興計画について2点、教育部長にお伺いいたします。野洲市生涯学習振興計画では、生涯学習振興を取り巻く社会的背景として少子高齢化の進展などが挙げられていますが、この中で家庭や地域の教育力の低下については私的な領域もありますが、一方で地域に直結する地域性の高い問題としてとらえられていると思います。

このことから1点目として生涯学習振興計画の中に家庭の教育力の低下及び地域の教育

力の低下と書かれていますが、具体的にどのような状態からどのように低下していると認 識されているのかをお伺いいたします。

次に2点目として、教育長が委嘱される野洲市生涯学習推進委員はこうした計画づくりや計画の実施に向けてどのように位置づけをされ、どのような役割を担っているのかをお伺いいたします。また具体的に平成25年度の生涯学習推進委員の実績と成果をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) それでは栢木議員の第2期地域福祉計画についてのご質問にお答えします。

1点目の制度の谷間となる具体例といたしましては、養育者や介護者等による児童、高齢者、障がい者への虐待、それから引きこもりですとかニート、それからDV、単身高齢者の孤独死等が挙げられます。ほかにもさまざまな理由により公的サービスをうまく利用できないなどのケースがございます。

次に2点目の老人世帯への生活支援のあり方についてでございますが、高齢者の日常生活については、地域の民生委員さんに見守り活動に取り組んでいただいております。それから、支援が必要な高齢者の状況については、民生委員さんの日ごろの活動により発見をいただくということもございますが、異変に気づかれた近所の方、親族の方などから民生委員さんに伝えていただいているのが現状でございます。次に、民生委員さんにはその知り得た情報を確認していただき、必要に応じて市の担当部署へつないでいただいておりまして、その状況により市の制度が利用可能であれば適切なサービスを提供することになります。このように高齢者に関わる問題だけでなく、支援の必要な方へは民生委員さんが核となって取り組んでいただいております。そうは申しましても、民生委員さんだけではすべての方々の支援ができるものではなく、地域の皆さんによる情報提供、支え合い、これが不可欠であると考えております。地域で発生するさまざまな生活課題に対しましては、基本的な福祉サービスは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域の住民が支え合う地域での支援活動の推進に取り組んでいただきたいと、このように考えております。

それから3点目の自治会をはじめとした地域の福祉活動についてでございますが、先ほど申し上げましたように、市民の多様なニーズにすべてを公的サービスで対応する、これは不可能でございますので、やはり共助でサポートいただくことなど地域による支え合い

活動の基本となるのは、ただいま議員が負担が増加しているというご指摘もございましたが、やはり自治会であろうかと考えております。なお、地域性や住民ニーズの違いまた自治会の規模などから、自治会によりこうした取り組みに格差が生じております。このことにつきましては地域福祉を推進する上での大きな課題であると認識をいたしております。さまざまな地域の福祉活動に自治会単位で取り組んでいただいておることは、ともに支え合う地域づくりの土台となることでございまして、今後も継続して取り組みをお願いしたいと考えております。

言うまでもなく、行政は市民の皆さんの福祉を最終的に担保する主体として公的なサービスを適切に運営する義務を負っておると考えております。したがいまして、地域の福祉活動と公的なサービスのつながりを深めながら地域と行政が連携した地域福祉の取り組みを推進していくことが必要であろう、このように考えてございます。

- ○議長(立入三千男君) 教育部長。
- ○教育部長(田中善広君) それでは、栢木議員の生涯学習振興計画に係りますご質問に お答えをいたします。

1 点目でございますが、家庭と地域の教育力の低下の記述から、どのような状態からど のように低下していると認識しているのかについてお答えをいたします。かつて子どもた ちは家庭、地域におきまして、大人として成長していく中で基本的なことを学ぶ場であっ たと思っています。そして、大きな地域という、家族という固まりの中で、あるいは地域 という固まりの中で、大きな意味で家族がそこにあったと。子どもたちは祖父母、親、兄 弟に囲まれまして、あるいは地域からは、自分の子どもと同じようにしかりほめてくれる 人たちがいるということで、世代を超えたところでいろいろなことを学んで、自分の立場 や役割に気づいてきたということでございまして、自分たちが大切にされているというこ と、そんな環境の中でかつて子どもたちはいられたのではないかと、そんなふうに思って います。したくてもしてはいけないことがあったり、あるいはしたくなくてもしなければ ならないことが世の中にはあるんだということをしっかりと子どもたちに教え込んで、そ んな環境がかつて家庭や地域に存在したと思っておりますし、これがいわゆる家庭、地域 の教育力につながっていたんだなと思っています。明確な基準はございませんけども、以 上のことからその姿が大きく様変わりをしてきた中で家庭や教育の地域の教育力が今日著 しく低下してきていると考えまして、そしてそういうふうに判断をいたしまして、この計 画ではそう記述をしたものでございます。

第2点目でございますが、生涯学習推進委員の計画づくりへの関わりと計画実施に向けての役割でございます。そしてまた25年度での推進委員の実績、成果についてお答えをいたします。今回、生涯学習振興計画の策定にあたりましては、学校教育を除きまして、教育委員会で担当しておりますあらゆる項目についてご意見を伺っております社会教育委員さんの方々が中心になっていただきました。よって、どちらかと言いますとこの計画を各地域で実際に推進をしていただく立場でございます推進委員の皆さんには、策定には参加をいただいておりません。次に、25年度での推進委員の実績と成果についてでございます。市といたしましては、推進委員の方に市の行う催しなどに直接スタッフなどの形で参加いただくという形はとっておりませんので、各地域ごとでご活動いただいて、その実績については取りまとめいたしておりません。なお、地域での活動のきっかけづくりあるいはその準備という意味合いで野洲市では推進委員の方々に対しまして、平成25年度、皆様方対象で研修会を4回開催しているということでございます。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 栢木議員。
- ○4番(栢木 進君) ご回答ありがとうございました。まず第2期野洲市地域福祉計画 について再質問をさせていただきます。

1点目の質問についてのご回答は、行政の諸制度から排除される人々を行政や市場だけでなく家族や地域という共同体への参加要請、あるいは主体的な参加を求め、安心の地域社会を築こうというものであるという内容だと思います。また私自身もそれが望ましいと考えておりますし、多くの人がそのように共通認識していると思いますが、このような解釈でよろしいでしょうか。お伺いいたします。

2点目の質問に対してのご回答で重要なことは、市民、関係団体、行政とそれぞれの特徴と機能を生かした3つの組み合わせ方をどのようにして前に進んでいくかということだと考えます。この分担の構築はすぐにできるとは思いませんし、柔軟性があるものでないといけないとも思いますが、最低限、それぞれの特徴と機能を整理した上で想定される分担を早急に明らかにすることが望ましいと思います。といいますのは、計画の進行管理で言われているPDCAサイクルの計画、すなわちPにおいてそれぞれがどのように動くのかという一定の明示がなければ動いたとしても効率性も悪いし、見落とす人も出てくるのではないかと懸念するわけです。うまく実行段階に向かうためには、それぞれの活動主体の役割を早急に一定明示するのが望ましいと考えますが、そのお考えをお伺いします。

3点目のご回答ですが、私も家族や地域の共同体の活動に依拠する部分は大きいものがあると思います。それを踏まえて、この計画に市民の主体的積極的な取り組みに対し、行政としても積極的な支援をしていくとありますが、具体的にどのような支援かお伺いいたします。

続きまして、野洲市生涯学習振興計画について再質問いたします。まず1点目のご回答ですが、ご回答いただいた内容には特に問題はございませんが、私が思うには、教育に関する考え方には個人差があると思います。したがって、教育力の低下や向上といった表現については平均となる基準値を設けるのはできないことと考えます。このことを踏まえて、教育の低下をとめるないしは向上させるために、行政としてどのような対応を考えておられるのかお伺いします。

次に2点目の再質問といたしまして、各自治会で生涯学習の実績についてただいまお伺いいたしましたが、とりまとめはしておられないまでも、各自治会でどのようなことを実施しているかぐらいは把握しておられると思いますが、把握しておられるならばどのようなことかお伺いいたします。

以上です。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 行政と関係者それぞれ一定の役割を具体的に明示することができないかというご質問でございますが、この第2期の計画にも掲げておりますように、例えば行政で申し上げますと、行政の役割といたしましては、地域福祉の取り組みといいますのは、健康福祉部のみならず関係部署あるいは社会福祉協議会も含めまして、市民、関係団体の自発性を尊重しながら、地域活動に対しての助言、それから市民の方が主体的にそうした地域に活動に参加をいただける必要な情報提供などが役割であると、このように感じております。
- ○議長(立入三千男君) 教育部長。
- ○教育部長(田中善広君) 栢木議員の再質問にお答えをいたします。2点ございました。 家庭教育の低下ですか、それに対しての低下を防ぐ、あるいは向上のための施策でございます。それと生涯学習の各自治会での推進委員さんの取り組みということでございました。 この計画におきまして、各家庭、地域におきましては、計画では自立する心、力あるいは 社会規範意識などについて、あるいはコミュニケーションの大切さもうたっております。 そういう中でこの計画でうたっております、あるいは野洲市が現在取り組んでおります事

柄について、手持ちで今持っているものだけお伝えをいたします。1つがきちっとした生活習慣を身につけるための運動でございまして、早寝早起き、朝ごはんという取り組み。これはもう学校もそして地域も教育委員会挙げて取り組んでいるところでございまして、各家庭に働きかけております。野洲市では朝御飯をとっている率といいますのは、県やら国よりも高い基準が出ているということです。もう一つなんですが、PTAと連携をいたしておりますけれども、子どもたちの生活の中でもなくてはならないものになっていますが、携帯電話だとかあるいはスマートフォンという機器なんですけども、これを買い与える側の親に対しましての研修をPTAの方と一緒になってやっているということもあります。あと、地域の子どもたちを見守る、地域の方から子どもたちを見守るという立場から、年に2回、愛の声かけ運動もしておりますし、あと、街頭啓発なども行っておりますし、各地区でのコミュニティーセンターでございますが、ここでも子どもたちを対象に子ども教室を行いながら世代間を越えて子どもたちにいろいろなことを伝えていくと。楽しい時間を過ごさせていただいているということでございます。

あと、生涯学習の推進員さんが自治会で活動していただいている内容でございます。全部実績を上げていただいてという形をとっておりませんので、なかなか集計的なものはございませんけれども、実際には3つ4つの種類でやっていただいていまして、例えば青少年育成関係ですと、夏休みの子どもの学習会や親子ハイキングなど出ていただいておりますし、地蔵盆というのもございます。あと、文化・体育館関係では運動会や夏休み、文化祭。そしてもう一つが野洲市が行政の内容を各自治会にお伝えいたしております出前講座、これ好評なんですけども、こういうことにつきましてもいろいろと企画からいろんな段階で関与していただいているというように思います。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 先ほど答弁漏れがあったようでございますので、もう一度整理をさせていただいて、報告をさせていただきます。

まず行政と関係者、自治会も含めまして、それぞれの一定の役割を明示できないかということで、先ほどそれはお答えさせていただいたところでございます。

それから次に、行政の具体的な支援でした。それも先ほどお伝えいたしました中に一部 入ってございまして、行政といたしましては、必要な情報提供であるとか、やはりそうし た地域活動に対しての助言、こうしたことが行政の支援の内容であるかと、このように考 えてございます。

- ○議長(立入三千男君) 栢木議員。
- ○4番(栢木 進君) 再々質問をさせていただきます。再質問のご回答ありがとうございました。ただいまのご回答により再々質問させていただきます。

まずは、第2期野洲市地域福祉計画について再々質問をいたします。先の2点目の再質問でも申し上げましたが、制度の谷間で見落とす人が出ないよう、また公平な観点からも情報の共有は不可避なのですが、個人情報保護法を踏まえてどのように共有していくのかお伺いします。

また、3点目の再質問のご回答にもありましたが、本計画の中にしばしば出てきます行政の支援についてですが、行政の支援策としては財政の問題もありますが、活動資金に対しての支援が最善ではないかと、私は思います。またその支援は地域に対してされるべきものだと考えますが、いかがお考えでしょうか。お聞かせください。

次に、野洲市生涯学習振興計画について再々質問をさせていただきます。1点目の質問に対しましては、難しい質問の中、丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。それでは再々質問させていただきます。この計画の中でPDCAサイクルに触れておられませんが、一定の目標とそれぞれの動きについていかがお考えか、お尋ねします。

再々質問の最後となりましたが、2点目に対しての質問をいたします。本計画の第1章 計画策定にあたっての中で、項目の4に計画の期間がありますが、社会情勢の変化や施策 の動向を踏まえ必要に応じて計画の内容の検討と見直しを行いますとありますが、中間見 直しをされるときにはどのようなメンバーでされるのかお伺いして、最後の質問とさせて いただきます。よろしくお願いします。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 再々質問にお答えをさせていただきます。まず個人情報の関係のご質問でございます。個人情報保護法あるいは市の条例でも定めをしておりますが、これは一定のルールのもとで適切な利用ができるという、否定していないという認識をしておりますので、法なり条例の許す範囲で関係者の方と情報共有をしていきたい、このように考えております。それから、資金援助の関係でございますが、これは私のお答えできる範囲ではございませんので、地域課題に対する解決に対しましては、いわゆる自助・共助・公助、この連携によりまして問題解決を図っていくことが大切であるというふうに考えてございます。

- ○議長(立入三千男君) 教育部長。
- ○教育部長(田中善広君) 栢木議員の再々質問にお答えをいたします。この生涯学習振興計画のPDCAのサイクルの件でございます。計画といいますのは、計画・実行・点検・是正ですか、こうして回していくということが非常に大切でございますけども、この計画につきましてはあえてこれをうたっておりません。生涯学習ということ自体が、数値化してその達成度を図るということが実は困難だという判断からなんです。しかしながら、この計画の中で施策の展開ということになるんですけど、この中で野洲市が現実に行っていることあるいは行いたいと思っている業務というものにつきましては上げておりますので、これの業務の達成度につきましては、教育委員会の方で業務全般を点検評価をいたしておりますので、この中でその達成度を点検していきたい、そして見直していきたい、このように考えております。

あと、この計画の見直しでございますが、この計画、26年から30年までの5年間でございますが、途中で必要に応じて見直すとなっておりますけども、この見直しの内容がごく小さい場合、いわゆる微調整の場合は、これは事務局でおそらく行うことになると思います。そしてあと、仮に内容が量が相当なものになりましたら、通常ですと、この計画を策定していただくのに参画をいただきました社会教育委員さんにお願いをすると、こういうことになると思います。ただし、その際にでございますけども、特にご意見が必要になった場合も出てくるかと思います。新たな項目の入れ方等でそういう場合は生涯学習推進委員の方にもご参加いただくということになるかもしれません。いずれにいたしましても、現段階ではメンバーは未定でございますので、よろしくお願いいたします。

- ○4番(栢木 進君) ありがとうございました。以上、終わらしていただきます。
- ○議長(立入三千男君) 暫時休憩いたします。再開は午後1時再開でございます。

(午前11時51分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

- ○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。 次に、通告第5号、第14番、丸山敬二議員。
- ○14番(丸山敬二君) 14番、丸山敬二です。大きく2点で質問をいたします。

まず最初に、滋賀県知事選挙投票率向上への取り組みについてということで質問をさせていただきます。来月には滋賀県知事選挙、来年春には滋賀県議会議員選挙が行われます。 平成25年10月執行の野洲市議会議員選挙の投票率は48.59%で、4年前の平成2 1年度より約12%も低下しています。県知事選挙、県議会選挙においては辛うじて50%を超えている状況で、なぜか国政選挙においては地方の選挙より投票率は上回っております。昨年11月の議会でも選挙に関する一般質問をさせていただきましたが、さらに一歩踏み込んだ内容をお伺いしたいと思います。まず、平成22年10月に選挙に関する意識調査結果を県選挙管理委員会が発表しております。この中で、選挙に行かなかった理由で多いのは、用事があった、選挙によって政治や暮らしがよくなるわけがない、候補者の人柄や政策がわからない、病気だった、投票に行くのが面倒だった、こういう順番で続いております。これは病気だったということは別にして、関心が薄いというあらわれではないかと思います。直近に知事選挙があるわけですが、関心度を高め、投票率向上への取り組みについてお伺いをいたします。

そこで質問に入りますが、流れをわかりやすくするために一般的なところから入りたいので、通告の順序を一部変更させていただきます。通告書の3番のところの部分を最初に質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず広報についてですけれども、市の選挙管理委員会事務局のホームページを見てみますと、その業務内容として選挙啓発というのが書かれております。この啓発という意味を どのように認識されているのか、まず選挙管理委員会書記長にお伺いをいたします。

- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 選挙の広報についての丸山議員の質問にお答え いたします。

選挙の啓発をどのように認識しているかということですが、選挙の啓発というのは有権者に自分の持っている選挙権を有効に使ってもらうために呼びかけたりすることだと思っておりますし、それが我々選挙管理委員会の大きな業務だというふうに認識しております。 〇議長(立入三千男君) 丸山議員。

○14番(丸山敬二君) 冒頭その啓発ということについていきなり伺いましたけども、 今言われたように、一般的には今言われたようなことかなと。私もちょっとホームページ を見て選挙啓発いうのが仕事になっているということなので、啓発というのをちょっと調 べましたら、広辞苑によりますと「知識をひらきおこし理解を深めること」と書いてある んです。非常にややこしい、わかりにくいことですよね。これはもっとほかのところで調 べてみると、人が気づかずにいるところを教え示し、より高い認識理解に導くことと、こ う書いてあるんですね。平たく言えば、今書記長のおっしゃられたようなことかなという ことで、これが選挙のいわゆる棄権防止のために、じゃあこういう認識のもとに選挙の棄権防止のためにはどのように行っているのかをお伺いします。

- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 啓発活動につきましては、広報誌や市のホームページへの掲載をはじめ、駅ロータリーやあるいは公共施設等へののぼり旗の掲出、候補者による市内循環などにより棄権防止や投票を促す啓発を、具体的にはこのような啓発を行っております。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) いつもその啓発いうのはどないしてますかというと、今言われたような答えになるんですけど、毎回そういうことを、これはもう事実やっていることは事実だと思います。じゃ、先ほど言いました啓発という意味合いを考えたときに、先ほど言われたような広報は棄権防止につながっていると思いますか。
- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 今申しましたいろんな啓発事業が棄権防止のために役立っていると思います。役立っていると認識しております。以上です。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) わかりました。棄権防止に役立っているということですので、 さらなるその啓発をお願いして、投票率が前回よりかは下がらないようにひとつ努力をし ていただきたいと思います。

次に関連して、明るい選挙推進協議会、いわゆる明推協があるんですが、ここにはどういうことを、仕事の内容ですね。明推協に依頼している内容というのはどのようなものがあるのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 選挙管理委員会からは明るい選挙推進協議会へ 選挙期間中駅前や大型店舗などでの投票の呼びかけのための街頭啓発を具体的には依頼し てございます。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) 条例でしたっけ。あの中の一つに何か調査とか、そういうところも入っておるんですけども、その辺は何かやられていますか。
- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。

- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) おっしゃるとおり、市が行う明るい選挙運動の 有効かつ適切な方策の企画、調査、研究及び協議というのが明るい選挙推進協議会の事業 の中にございます。具体的には例えば推進委員さんの研修等がこれに当たるというふうに 認識してございます。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) 冒頭でちょっと申しました、言いましたよね、たしか。県が選挙に関する意識調査というのをやっておるんですけど、この分は県の選管と県の明推協が一緒にやっておるんですよね。ぜひ野洲の方でも研修とかそういったティッシュ配りだけじゃなくて、そういった調査もちょっとやっていただけたらなと。啓発の一助にしていただければと思います。

それでは来る知事選挙に向けて具体的にどのように考えているのか。ちょっと従来から 違う視点でお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、選挙ポスターの掲示場所についてなんですけど、ポスターの掲示場所は公園とか 人通りの多い場所が選定されていると。これは市の規則でしたっけ、何かあそこにも書い てあったと思うんですが、そういうことで選定されていると思うんですが、人目につきに くいところもあるというふうな認識を私はしています。先ほど言いました意識調査ですね、 県がやったやつ。この意識調査の中では、投票する人を決めるにあたり役立ったことでは、 まず1番が新聞やテレビの報道。次が、これは政党マニフェストとなっていますけど、ま あこれは国政の後で調べたもので、こういうような結果らしいです。それから選挙公報。 それからテレビやラジオの政見放送。次に候補者の新聞広告やポスターなどと、こう続い ております。そういうところからすると、ポスターの効果は大きいと判断できると思いま す。ただ、掲示場所については、昨年の市議選で新しく議員になられた方が、地図はもら ったが詳し過ぎて場所がわからなかったというようなこともご指摘があったと思います。 ポスターの掲示場所については場所ごとの効果の有無、そういったところを何か検証とか されていますかね。ちょっと難しいかもしれませんけど。従来どおりもうここに決めたん やからそれでええわで行っているのか、やはりそういう見直し的なことをやられているの かどうか、お伺いします。

- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 選挙ポスターの掲示場所につきましては、効果 の有無等の検証については特に行っておりません。ただ、現在選挙ポスターの掲示場所は

従来から定着している場所でありまして、告知、選挙ポスターの告知の対象者であります 投票区の有権者への周知の手段としては一定効果があるものというふうに思っております。 ○議長(立入三千男君) 丸山議員。

○14番(丸山敬二君) その効果の検証とかいうたらこれはかなり難しいと思うので、 今のではしかたないとは思うんですが、私もいろんなこの選挙をやってきまして、ポスタ 一の掲示場所ですね。確かに先ほど言いました議員が、新しい議員さんが言われてたよう に、あの地図で行くとなかなか場所がわかりにくいところがあります。そういうところへ 行くと、ちょっとほんとにここでええんかなと思うようなところもありますのでね。いろ んな場所はあれ、借りるところもあるし、公のところがほとんどやと思うんですが、変更 できるようなところがあればその辺もちょっと見ていただければいいかなと、このように 思います。

それでは次に投票場についてお伺いをいたします。投票区について。まず投票区内の投票場については、投票の入場整理券にあなたの投票場所はどこそこですよというようなことが記載されておりますが、選挙人が投票場を選ぶことは可能であるのかどうかお伺いします。

- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 投票者の投票区の選択でございますが、公職選挙法におきまして、選挙人名簿が投票区ごとに作成することになっていること。また名簿の対象を経てからしか投票できないことから、現段階では投票所を選ぶことはできません。 ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) ちょっと調べてみますと、法律とかその辺では投票区の記名はあるんですよね。投票区は例えば市町村単位ですと。その中で投票区を複数設けてもいいですよというのはあるんですけど、投票所個人個人のいわゆる選挙人の投票場所は決めなければならないとか、そういったことはないんですよね、現実は。で、今言われたおそらくそれはそれぞれの投票区、今は1投票区は1投票所になっていますよね。ですから、その投票区ごとの今言われた名簿ができていますから、選挙人名簿ができているから、それがあるところでチェックするからそこしかだめですよと書いてあるわけですな。それはいわゆる法律やとかそういう決めではない。ですよね。その辺がちょっとお聞きしたいんですけど。そこで何かと言いますと、例えば自分の投票区よりか隣の投票区の方が行くのに近いという人もいるのではないかなと。だから、例えば極端な話、投票所を自由に選べる

とすれば、もっと投票率が上がるのではないかなと。先ほどの意識調査の中で、行くのが 面倒くさいとかそういうのがありましたけど、その辺のことはどうですかね。そういう柔 軟に対応はできないのかどうか。

- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 今おっしゃっていただいたとおり、公職選挙法の第39条には、投票所は市役所、町村役場または市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けるとなっておりまして、第44条には選挙人は選挙の当日みずから投票所に行き、投票しなければならないとなってございます。これの解釈としまして、その自己の属する投票所とは、自己の登録されている選挙人名簿の属する投票区の投票所であるという解釈がされておりますので、これが一般的でございますのでこれに従っているということでございます。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) 選挙人にすると、自分がどこの投票所に選挙人名簿が登録されているか知らないんですよね、実は。一般的というか、感覚的に自分の住んでいるところは選挙区がここやからここだろうなと思って、しかも入場整理券にそう書いてあるからここだと思い込んでいるだけであってね。多分選挙人は知らんと思いますわ。そういう決まりでやっているというのはね。ここでちょっと質問なんですけど、例えば私がAという選挙区に住んでいます。Bの方が本当はもう投票所がすぐ手前にあるから近いんやと。自分のところへ行くよりか。だからそっちに行きたいと言うて選管の方へ申し出た。選管はその人の選挙人名簿を本来いるところから抜いてこっちへやると。あらかじめ申請のあった人にはこっちへやっておくと。そういうことは考えられませんか。できませんか。
- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 今ご質問のような案件につきましては、これまでご希望がなかったものですから研究もしてございませんので、それができるかどうかというような、できるともできないとも今の段階では申し上げることはできません。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) わかりました。確かに今、これ答え求めても出ないと思います のでね。要は法律だとか条例の中にもそこまで書かれていないのでね。投票へ行くとか決 めとかないかんとかそんなん書かれていないので、ひとつ検討の課題として検討してくだ さい。私は投票率を上げるのに有効かなと。選挙人はそういうこと知らないから申し出が

ないだけであって、そういうことをやってできるとなれば非常にいいのではないかなと思います。ぜひとも前向きにお願いします。

それでは次に、投票率を上げる方策の一つに、意識調査の中でも期日前投票の周知とか、 投票所のイメージアップというのを望んでいるんですよね。投票所のイメージアップとい うのはどの程度言うのかわかりませんけども、期日前投票について、これはもう周知もや っていただいていると思うんですけど、これ、場所をふやすようなことは考えはありませ んか。

- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 期日前投票の投票率は、国政でも10%少し。 それと先の市会市議選挙でも6.97%と、当日に投票される、まだまだ傾向にあります。 また、期日前投票所を設けた場合の設備や人的確保の面での負担や制約が大きいことから、 現在のところ増設は考えておりません。なお、選挙制度自体が選挙当日の投票を前提とし ておりまして、この期日前投票というのはあくまでもそれを補う、補てんするための制度 でございますので、期日前投票所をふやすだけでは、マイナスにはなりませんけれども、 それだけで投票率が上がるというふうなことは考えてございません。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) わかりました。1カ所ふやせばかなり人の配置も要りますし、言われたチェックするための機械類の配備も要ると思いますので、それはやむを得ないと思いますけども、何かがあったときは検討の片隅に、先ほどと一緒に置いておいていただきたい。それで、そこで、期日前投票についての周知なんですけど、これは期日前投票の周知方法というのは具体的にどういうふうにされていますかね。特にこれ、今のにはなかったような気がするんです。
- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) 期日前投票の告知といいますか周知につきましては、先ほどの繰り返しに一部なるんですけども、市の広報で投票期日をお知らせする際に期日前投票についても詳細にお知らせしておりますし、当然のことながら市のホームページにもそのような告知もしておりますし、期日前投票の誓約書につきましてもホームページからダウンロードできるようにしてございます。

以上です。

○議長(立入三千男君) 丸山議員。

- ○14番(丸山敬二君) 周知方法も従来からそれでやっていただいておると思うんですけども、その中で今最後に出ました告知書ですね。これについては期日前投票の宣誓書、11月の、私質問したときも、それ以前に、たしか去年の8月議会でしたか、矢野議員が入場整理券の裏に宣誓書を印刷しておいたらどうやというのを提案しているわけですね。私が質問で聞いたときには、矢野議員が質問した後にあったのは我々の市会の選挙でした。それはもう期日が迫っていて間に合わなかったと。次に来る選挙のときにはやりますという答弁を聞いたんですが、もう既に準備はされていますでしょうか。
- ○議長(立入三千男君) 選挙管理委員会書記長。
- ○選挙管理委員会書記長(川端弘一君) そのような準備はしてございます。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) ありがとうございました。していますでいいですね。はい。わかりました。それでは選挙に関係する質問はこれで終わらせていただきまして、次に行きます。

野洲市総合行政システム再構築事業についてということでお伺いをさせていただきます。 情報システムは、一般の事務事業と違いまして、余りオープンにもなっていませんし、これは何でもかんでもオープンするということは好ましくありません。しかし、税金を使ってやっていることから、慎重にそして厳しく進めてもらわなければなりません。平成24年度から重点事業の一つとして取り組んでいる野洲市総合行政システム再構築事業について、平成25年度及び平成26年度ロードマップを中心に、以下の点についてお伺いをしていきます。

まず事業費の関係ですけども、その前に、基幹系のシステムそれから情報系システムという言葉が出てくるんですが、それぞれの業務内容をひとつ、ちょっとわかりにくいのでわかりやすく説明をお願いします。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) それでは基幹系システム及び情報系システムのそれぞれの業 務内容についてお尋ねいただきましたので、お答え申しあげます。

基幹系システムとは、住民情報を対象としたシステムでございます。具体的には住民基本台帳や国民年金、税、児童手当、選挙、介護保険、保育料などがございます。情報系システムとは、行政情報を対象としたシステムです。具体的にはホームページ、財務会計、公有財産、契約管理、グループウエア、人事給与などがあります。

以上です。

- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) 大変よくわかりました。基幹系というのがいわゆる市民向け、 市民サービス用だと。それから情報系というのがそれぞれの職員さんが仕事をする上での システムだということで理解をしておきます。

それでは次に、平成24年度から26年度を第1期、それから27年度から29年度を 第2期という、この事業計画になっているんですが、この事業の1期、2期の事業につい ての主な内容と、年度またがってのことですけども、各事業の費用ですね。お伺いをした いと思います。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 第1期の事業といたしましては、次期基幹系システムの事業費は5,353万6,000円でございます。そのうちグループウエアの事業費は294万4,000円、情報系統合基盤整備の事業費が1,394万6,000円、次期財務会計、公有財産、契約管理の事業費が407万6,000円です。人事給与システムの事業費が319万6,000円。第1期の事業費の合計といたしましては7,769万8,000円です。

第2期の事業といたしまして、コンビニ交付の事業費が2,540万円です。ネットワーク更新の事業費が3,291万8,000円です。文書管理、電子決裁システムの事業費が555万1,000円です。庶務事務システムの事業費が159万8,000円です。次期ホームページシステムの事業費が369万3,000円。地図システムの事業費が291万6,000円です。第1期から継続して運用するシステムの事業費は、複数年度にわたりますので、合計3億6,660万2,000円です。第2期の合計事業費といたしましては、4億3,867万8,000円でございます。

- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) なかなか細かいのでわかりにくいんですけど、実はこれ、それぞれ年度の当初予算の資料を見ても、あれだけ見たのではわからんので、多分その中の内訳がこれだと思うんですが、じゃ、これで負担債務行為が9億5,000万というのが。債務負担行為で9億5,000万ですよね。この内訳というんですか、これはわかりますかね、年度ごとにどうやとか。これもわかりましたら、債務負担行為のをちょっと教えていただけますか。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 債務負担行為9億5,000万円の内訳でございますが、基 幹系システムの再構築にかかります費用といたしまして、システム構築費が5億6,00 0万円。それから5年間の運用経費が2億9,900万円、それから現在既存のシステム からのデータ移行費が9,000万円でございます。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) わかりました。これ、今足したらなるんですかね。なるんですね。多分ね。そしたら、次に行きますけど、ロードマップの方でちょっと気がついたところをお伺いしたいと思います。

この総合計画のロードマップの中で25年度の予算額が、当初予算の予算書とそれからロードマップに書かれている予算額というのが違うんですよね。これはなぜ違うのかをちょっと教えていただきたいんですが。25年度の当初予算では1,134万1,000円となっておるんです。25年度版のロードマップ、これを見ますと、1,170万5,00円。で、同じく26年度版のロードマップで見ると752万8,000円と、こうなっておるんですね。同じ25年度にやりますよという予算額がこうそれぞれ違うんですけど、この辺の違いは何が違う、何かあるんですか。なぜこう違うのかなと。ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- 〇総務部長(川端弘一君) 平成25年度の当初予算では、サーバーの仮想化あるいはグループウエアの更新の予算をあわせまして1,134万1,000円を計上しておりました。平成25年度版のロードマップにおきましては、これに財務会計をウインドウズ7のOSに対応するための予算を36万4,000円加えております。その結果、1,170万5,000円を計上したものでございます。なお、平成26年度版のロードマップにおきましては、これらについての契約実績に基づきまして、752万8,000円に修正して計上したものでございます。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) 私もこれ、ロードマップ、非常にこれ何か見にくいので苦労して1つに張って、小さいのでまた拡大して張ってみたんですけど、そういったところが伺えるんですよね。細かい金額はわかりませんけど、多分今言うた、当初予算に途中に追加になったから、ロードマップのところは追加したんやなあと。方や26年度についてはも

う既に発注しているので、その辺の実績やとかその辺からなっているのかなということは 大体読めていたんですが、この総合計画のロードマップをつくるときには、ここの、私は、 今言っています25年度の予算のところについては全部一緒でないといかんのと違うかな と思うんですよ。それでもってそれぞれの年度なりで結果が出ますよね。結果が出た時点 でこうこうこうなったとせんと、これ、見ると何か非常にわかりにくいんですよね。じゃ あ本当の予算は何ぼやったんやということになるので、あくまでも一番最初に計画したの が当初の予算であって、あとはその中で実施してきた段階でこうこうこうなったという経 過を、私は書いておくべきだと思うんです。この辺はほかの部署でもあるかもしれません ので、政策調整の方でこの辺は検討しておいていただきたいなと思います。

それで続きまして、今のはちょっと事業費関係でしたけども、いわゆるこの事業につい てのPDCAのサイクルについてお伺いをしたいと思います。このロードマップのところ には、事業全体の達成目標というのが書かれています、いろいろと。計画策定と云々とか いろいろコスト削減だとか業務の効率化とか、セキュリティーの向上とか、いろいろ書か れています。ところが、それぞれ実施年度ですね。実施計画のところもそうなんですが、 どっちかというと、それぞれの業務の発注した工事の発注、委託の発注したやつですね、 そういう今年か書かれていないんですよね、ほとんどが。この本来のロードマップのPD CAが回っている姿を見せるについては、こういった、先ほど言いました目標の達成のた めにそういう委託なりの発注をしていると思うんですけど、2本立てで、私はやっていか ないかんの違うかなと思うんです。最初の年度にこういうのを発注したら、当初目的のと ころのここの部分をやるために発注したんやとか、そういう結果がどうやったかというの をやっていかんと、このほとんどが発注のところばっかりになっていますよね。この辺は やっていかないかんのと違うかなと。要は目標に対して当該年度は何をするんや、そして 結果はどうやったんやというのが大事ではないかなと思います。これはひとつきちっとや っていただくとして、これもまた政策の方でしっかりチェックはしていただかないかんと 思いますけど。ひとつ、この中で平成26年度版のところに平成25年度の実績評価で財 務会計システムは運用コストを検討し、結果、自庁の市役所の仮想化統合基盤で運用する こととしたと、こうなっているんですけど、これ初めて聞くんですが、この仮想化統合基 盤というのはどういうものなんですか。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) お尋ねの仮想化統合基盤についてご説明をさせていただきま

す。以前は1つのシステムごとに1台のサーバーが必要でありましたが、サーバーの性能が大変向上いたしまして、1台で1つのシステムを稼働させている状態ではサーバーの資源がほとんど休止しているという状態になってしまい、無駄が生じております。そこで、その資源を有効に活用するためのソフトウェアが開発されまして、1台の物理サーバーの上で複数の論理サーバーを稼働させることで、物理サーバーの資源を有効使用する仕組みができております。そのことを仮想化統合基盤というふうに呼んでおります。

- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) 何かわかったような気もするんですけど、よくわからない。この仮想化というのがちょっとわからないですよ。実際にこの1つのサーバーに幾つかのシステムを入れるというわけですね。その1つのサーバーに幾つかのシステムを持たせていると。じゃあそれは仮想じゃないんじゃないですか、そこのところを何で仮想というのかちょっとわからないんですけど。この言葉はその全国的にある言葉なのか、野洲市だけが独自に使ったのか。要はメーカーとの間で使ったのか。これはどうなんですか。一般的にある言葉なんですか。
- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 仮想化統合というのは、我々というか業界ではきちっと認識 されている用語だというふうに認識はしております。1つ目、何でしたか。1つ目はわか りにくいと。説明がわかりにくいということですが、要は1つのサーバーで複数のサーバ ーの役目をすると。サーバーが幾つもあるという。それが幾つもあるという。
- ○14番(丸山敬二君) それはいいんです。それはいいんです。
- ○総務部長(川端弘一君) いいですか。
- ○14番(丸山敬二君) 仮想という言葉がわからんです。なぜ仮想を使うのかわからんだけであって。いいです、はい。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) 済みません。じゃあその業界で使われている言葉というのであれば、またネット上で探すなり調べるなりして勉強しておきます。

そしたら次に、この情報システム関係の評価についてお伺いをしたいと思います。今回の再構築というのは9月が第1期が一応終わるわけですよね。ですので、そこで構築した後の、構築してからの評価はそこからになると思うんですが、今までのシステム、その辺については評価しているのかどうかお伺いをします。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 今回の再構築以前の各システムについての評価は行っておりません。各システムの問題あるいは課題につきましては、把握、分析を行いまして、それらの解消が図れるように全体最適化計画において位置づけを行っております。特に基幹系システムにつきましては、平成16年の合併当時に導入したものでございまして、システムのサポート期限が平成27年3月までとなっております。その影響が住民税に直結するシステムであることから、野洲市総合行政システムの全体最適正化計画の中で第1期の事業として位置づけを行い、実施していくものであります。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) 今総務部長が評価していないということだったんですけど、課題とかそういう問題点は洗い出して、今に持っていっていると。こういうことです。ある意味評価しているのかなとは思いますけど、そういうことでいいわけですね。していないんじゃなくて。
- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) システムは平成16年に入りまして、5年間はいわゆる更新していますが、それ以降の税制改正とかに適用するため、あるいは制度の改正に適用するための改編はしてございます。そういったものをした上で、今申しましたとおり、その評価という意味では、そのシステムは全体が今の事業で最適かどうかというかもう入っていますので、それをしていないという意味でございます。その事業に必要かどうかというか、そのシステムが適正に動いているかどうかというのはもちろん評価しております。
- ○議長(立入三千男君) 丸山議員。
- ○14番(丸山敬二君) わかりました。多分そういったややこしい時期に入ったことなので、評価ということでいうたら非常にやりにくいかなということで。前言いましたように、課題とかそういった問題点は洗い出してやっているということは当然やっておられると思います。

そうしましたら、最後に、この再構築をやることについての評価についてお伺いしますが、この第1期、第2期の評価については、今時点でまだ早いかもしれませんが、どういった評価をされようとしているのかをちょっとお伺いします。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 再構築の評価につきましては、先ほどご説明いたしました総

合計画ロードマップによりまして、目標と結果につきまして毎年2回のヒアリングより評価を受けるとともに見直しを行っております。なお、その詳細の評価につきましては、具体的には毎月の運用維持定例会議だとか、あるいはサービスレベル基準値の定例報告会議等でこちらが必要とするレベルに達しているかどうかというような評価は当然してまいります。

○議長(立入三千男君) 丸山議員。

○14番(丸山敬二君) なかなか結構ですけど、その評価がその期待しているレベルに達しているかどうかという評価はもちろんいいんですけど、お願いしたいのは、そこでよっしゃよっしゃ、ここで行けたと終わったら、私はいけないと思うんです。例えば、ここのところにありますよね。1つの、全体の目標の中で業務の効率化とかいうのがありますよね。じゃ、このシステムを導入して業務の効率化ができたのであれば、例えばそこの今までいた人が1人減らせるとか2人減らせるとか、そういうところを検証して、そしてその人にどこかほかの業務をやってもらう。そういったことも私は大事ではないかなと。せっかく金かけてやっているんですから。

ですので、先ほどありました基幹系システムですと、市民向けの、要はサービス用のやつですよね。そうするとこれを導入したことによって窓口で待っていただく時間が短くなったとか、そういったところをしっかり検証していただいて。情報系のことについては、先ほど言いました業務の効率化というのをうたっているんですから、そういったところはできないのかですね。そういったところもぜひ検証の一つに加えていただきたいなと。私、ちょうどこのロードマップのやつ、見ていますと、26年度版の最後の備考欄のところに書いていますね。ここにいろいろな課題とかそういったことを書いているので、ぜひともここのところをしっかりとやっていただきたいと。また次の機会にこの辺のところを質問させていただきます。

以上で終わります。

- ○議長(立入三千男君) 次に、通告第6号、第1番、中塚尚憲議員。
- ○1番(中塚尚憲君) 第1番、中塚尚憲です。よろしくお願いします。

まず1番目に地域活性化に向けて質問させていただきたいと思います。前回、市長の方にも質問させていただいた内容と同じような形になりますけれども、4月に人事が結構たくさん動いてはりまして、観光の方もたしか動いてはったと思います。それに応じて具体的な取り組み、何か新しい取り組みなど変わったことがあれば教えていただきたいなと思

いまして、5点ほどお伺いしたいと思います。

質問の前に、例えば今、地域活性化のことを聞こうとしているんですけれども、僕自身が知っている情報として、野洲市の協賛は得ていないんですけれども、今教育部長さんの名札とかにもついているようなびわ湖の日の回ってはるアミンチュの野洲のおっさんなどあります。あれも具体的に言えば、野洲という名前をうたわれながら、琵琶湖を毎年ぐるっと1周広報されながら回っていただいて、番組とかでも放送などされています。野洲という言葉をあれだけ多用されているにもかかわらず、野洲市は協賛していないというような形で、何かもったいないなというような形も思ったりもしておりましたので、ここで1つ例題として挙げさせていただきました。

それでは質問の内容、させていただきます。地域活性化の現状について、あと、今年度の新しい試みについて、そして来年度の新しい試みについて、新しいイベントとかある場合の市民へのイベントの周知方法について、あと、関係の商工会などの連携について、現在の状況と今後の取り組み予定についてお伺いさせてください。

- ○議長(立入三千男君) 総括やろ。
- ○1番(中塚尚憲君) 総括です。
- ○議長(立入三千男君) 続けて。
- ○1番(中塚尚憲君) 続けて。

続けて2問目の国体誘致について質問させていただきます。今回、県内の陸上競技場開催基準に合致した施設がなく、第79回国体、国民体育大会主会場の選定があり、3会場が名乗りを上げておりました。1つが彦根市の彦根総合運動場、もう一つが野洲市、湖南市、竜王町で希望が丘文化公園、最後の一つが大津市、草津市からの琵琶湖文化公園都市という3都市がありました。そして、主会場選定評価報告書というのを読ませていただきまして、具体的な、結果的には彦根という、彦根総合競技場というのが決まったんですけれども、総合運動場が決まったんですけれども、具体的に中身などを読ませていただくと何か偏っているような発言などが結構あったりなどして、野洲市としてはどういう形で誘致として頑張ってはったのかなというのを具体的に聞けるといいかなと思いまして、質問させていただきます。

そしたら質問内容、3点ほど質問させていただきます。なぜ国体誘致に名乗りを上げたのか、そのメリットとデメリットについて、国体開催にあたり、試算や課題達成、ロケーションの面で見ると、ほかの会場より有利に見えたのですが、招致に至らなかった結果を

どう分析しますか。そして今後のスポーツ振興について市長にお答えいただきたいと思います。総括です。お願いします。

- ○議長(立入三千男君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 中塚議員の国体主会場の選定並びに市内のスポーツ振興に関する ご質問にお答えいたします。

ちょっとご質問の趣旨がよくわからないんですけど、まず国体の会場選定の手続についてはご理解いただけますね。私も全協のときとかいろんなときに申し上げましたけども。誘致という制度は全くないです。ですから、もう全然これ、論理合わないかなと思っているんですけど、ただせっかくですから、もう一回おさらいの意味で申し上げますと、昨年の秋に、今おっしゃいました第79回国民体育大会を滋賀県で開催するということで、いわゆる内定が得られているのを前提にして、正式に言いますと、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会というのができています。この中にはもう数百人の方がメンバーになっています。ここで最終的に会場を決めるわけですけれども、そこでは議論ができないので、その下に今の会議の名前を冠した常任委員会というのができています。ここがその実質的な会場選定の組織です。

今回、滋賀県の場合は、そこで決めるというのではなくて、主会場選定専門委員会という委員会を設けて、まずは議論をしてそこで候補を上げるということにしていました。この選定委員会において3会場、途中に4会場、皇子山がありましたけども、そこでみずから選定をされて、今おっしゃった最終的に3会場のうちのいずれかということで来ていますので、誘致はなしに、そういう手続です。私たちも、前市長もそうですし、議長も、さっき申し上げた準備委員会の委員です。当事者です。そこで決まってきたわけで、先般も常任委員会でいろんな質疑がありましたけども、誘致ということはないとはっきり選定委員会が言っていました。委員長が言っていました。

ということですので、メリット、デメリットとかこのあたり、ちょっと全然ご質問の意味がわからないので、今申し上げたことで何か、万が一再質問をお勧めはしませんけども、 あったらそれによってまたお答えをいたします。

あとは、スポーツ振興はもうすごく大事でして、野洲の場合、子どもたち、青少年のスポーツ振興が盛んです。ここにも指導者の方がおられますけども、柔道、サッカー、野球、さまざまなスポーツが盛んです。それもまた生涯スポーツ通じて、特に2つのクラブがありますね、ほほえみクラブとさざなみが。そういう意味では盛んなんですが、幾つか課題

があります。なかなか全体の組織がうまくなっていないという問題ですね。それと、練習会場が足りないと言われています。そういった設備面と運営組織の強化、それと例えばサッカーで言いますと、少年サッカーは熱心で幾つかチームがあるんですけども、小学校のときはあるけれども中学校のクラブが市内にないとか、一例ですけども、そういったところをもう少しうまく支援をすることによって一層盛んになっていただきたい。それと、昨年、体協とかほほえみスポーツクラブが率先して、いろんな関係者に協力していただいて、びわ湖若鮎駅伝という大会、駅伝大会を開いてくれました。これは今年もやろうということで計画されていますけれども、これは障がい者の駅伝大会。ただ、通常ですと、障がい者の大会というのは体を動かしてもらって健康づくりということなんですけど、そうじゃなしに、当然障がい者の人も今パラリンピックとかそういうことでアスリート、競技者というのは当然あるわけで、今までそこの部分が弱いので、障がい者のアスリートに伸びてもらおうという大会で、これはすごくいい試みだと思いますので、そういったことも去年から応援していますけども、一緒に皆さんとともに取り組んでいきたいなというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

- ○議長(立入三千男君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(立入孝次君) 中塚議員の地域活性化に向けての質問にお答えさせていただきます。

先ほども議員の発言の中にございましたけれども、本年2月の議会におきまして、議員より同様の質問があったところでございます。そのときには市長より答弁があったところでございます。今回環境経済部にということですので、主に観光や商工業の振興を通しての地域の発展、活性化という観点でお答えさせていただきます。

まず観光や産業政策では自立と支援が基本であると、このように思っております。行政 自らが事業を進めるだけでは持続可能な発展が期待できないというように考えています。 そして伸びようとする市民や事業者への成長を行政が支援をする中で、市民の思いや意見 がさまざまな施策や事業に生かされていくということが大切であり、その仕組みがあって こそ初めて活性が進む、このように考えております。そうした認識のもと、平成23年度 に市民や団体の代表者の方々とともに策定をいたしました商工業振興指針に基づくさまざ まな事業展開もこの流れに沿ったものでございますし、この指針に基づくさまざまな事業 実施を現在も進めているところでございます。 そうした中で、2点目の今年度の新しい試みについてお尋ねでございますが、まず、商工業振興指針にございます事業の一つとして、家棟川エコ遊覧船やビワコマイアミランドなどを活用して環境体験やマリンスポーツを体験するエコツーリズムの推進を図っていきたいと、このように考えております。そして、今年はご承知のように市政10周年を記念いたしまして、新しい試みなんですが、この秋に市の観光PRで、PRキャラクターでありますドウタクくんのリニューアルに向けまして、ドウタクくんの再生プロジェクトに取り組んでおりまして、市の広報やホームページ、また先日開催されましたやすまる広場においても市民からアイディアやデザイン等の募集を行ったところでございます。

3点目に、来年度の新しい試みについてのお尋ねでございますが、現段階ではまだ決まっておりませんが、基本的には先ほど申し上げました商工業の振興指針、これに示されました事業について、これも当然財政負担を考慮しながら順次取り組んでいきたいというように、現時点では考えているところでございます。

4点目でございます。市民へのイベントの周知方法についてお尋ねでございます。これにつきましては、市の広報あるいはホームページはもとより、観光物産協会におきましても、ホームページやチラシ、さらには、これはこの議会でもご質問いただいたところなんですけども、物産協会の方におきましてはフェイスブックなども活用して情報を発信をしているところでございます。

最後に、商工会との連携につきましては、本市のにぎわいづくりと地域経済の活性化を目指し、目指すべきゴールあるいは取り組むべき具体的な事業を、商工業振興指針により明らかにしてまいりました。そうした中で、野洲の商工業の活性化とにぎわいづくりを効率的に進めていくためにも従来より商工会とは連携を深めてきたところでございます。今後も引き続きこの指針に基づく事業の推進はもとより市の補助金を活用した積極的な商工業振興策を展開していただくよう連携を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(立入三千男君) 中塚議員。

○1番(中塚尚憲君) 再質問をさせていただきたいと思います。国体の誘致に関してなんですけれども、誘致という言葉が不適切という形でしたので、改めまして、主会場選定における具体的な評価書の中には細かくここにはこれが足りていない、あれが足りていないなど、順番に書かれているんですけれども、野洲市として希望が丘の場所を押していた理由といいますか、主会場としてこう。評価表の中では結構彦根がふさわしい、関係競技

団体からも彦根がいい、彦根がいいなど、希望が丘とすれば国体の、どう言ったらいいんですか、国体の目的と呼ばれる、国体を開催する意義の5つの育てというのがありまして、夢育て、スポーツ推進、健康育て、人育て、地域育て、滋賀のファン育でにあることに加えて、上げるべき目標の一つとして、滋賀の未来に負担を残さない国体を挙げており、施設の整備をする際には民間の活力を導入も視野に入れ、必要性や規模を十分に検討し、国体後も継続可能な施設とすること、また環境にも配慮した防災等多目的に使用できる施設というような提言がされているなど記載があるんですけれども、3会場の中で見る限り、希望が丘と呼ばれるものはやっぱり土地もありますし、かかる費用も具体的に言うとすごく少なく済みます。なのに、決定打として彦根が決まってしまっているのは何かこう市長としてお考えとかあればお伺いしたいなと思いまして、再質問させていただきました。

もう一つ、地域活性化に向けて再質問させていただきます。先ほど情報発信をフェイス ブックでさせてもらっているというのがありましたけれども、僕は実はあれ、「いいね」を 押していますので、タイムラインに流れてくるはずなんですけれども、多分野洲のまちバ ル以降余り見たことがなく、守山の方はよく流れてくるんですけれども、そういうので本 当に具体的に更新などされているかどうかお答え願えると助かります。

○議長(立入三千男君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 中塚議員の国体の主会場の選定に関わる再質問にお答えいたします。先ほど申し上げた会議で、先月の26日にもう最終決まっています。私もそこで言うべきことは全部言ったつもりですので、もう決まったことをあんまり蒸し返したくはないんですけども、あえてご質問ですので、ご質問の範囲でお答えをいたしますと、全く不可解であります。希望が丘が野洲、湖南市、竜王町の2市1町にまたがっているという、私たちの地元の地域だからということもありますけども、それを除いても一番最適な場所だと考えていました。いろんな競技団体とも接触していましても、一番、3つの中ではふさわしい。特に主会場は陸上競技場になりますから、陸上競技関係の人とも随分前から話していても希望が丘が好ましいと言っていました。今おっしゃったいろんな評価がされているんですけれども、最後はその評価が使われていません。

これも全員協議会でご報告したと思いますけれども、5月20日にその主会場選定専門委員会というところで最終的に議論されました。これも本当は3月の後半に決まるのが2カ月遅れて開かれています。3月の後半の会議は非公開でなされています。そして5月20日は公開でしたけども、これ、15名の委員がいるわけです。奇数にしてあるというの

は賛否分かれたときに委員長が決めるとか、まあそういうことだろうと思うんですが、そういうことをやらないで委員長が突然自分は彦根がいいと思いますけどもという1枚の紙を渡して、これにご賛同いただける方ということで、ちょっと数は忘れましたけど、9人が賛成したと。全然なっていないですね、普通から言ったら。私はそこの問題も言ったんですけども、大方の賛同が得られませんでした。そういうことからすると、まず主会場選定の手続もおかしいと思います。ここに主会場選定専門委員会のリストを持っているんですけども、15名のうち7名が滋賀県の現職課長あるいは教員プラスOBです。これはおかしいですよね。7名がもう知事の権限、最終的には知事の権限か滋賀県教育委員長の権限のもとに置かれている人です。この選定委員会は補助的な機関だということを、4月初めの滋賀県知事と市町長との会議、いわゆる自治創造会議で私は嘉田知事に確認しています。ここは参考ですと。本当に決めるのは常任委員会ですということだったんですが、常任委員会の蓋をあけてみたら、今の選定委員会の意見を尊重しようという意見ばかりが出てきてもう議論なしです。

もう少し細かいことを言いますと、本来の資料にはそれぞれの経費が書いてあるんです。 今見ていただいているからわかると思いますけども、希望が丘に関してはスマートインターの整備費まで入っています。これはとんでもないことで、彦根を貶める意味で言うんじゃないですけども、ご存知のように、彦根インターを降りたら307号に出ます。そこから国道8号線を渡るのは通常でも渋滞しています。じゃああそこを高架にするとか新たな道をつくるのか、それを考えなかったら名神インターのアクセスはかなり厳しいと私は思っています。そういったことを考えたらあそこの高架のための経費とか積まんとだめなのに、スマートインターの経費だけ巨大なのを積んではる。スマートインターは、これは私が市長になってからすぐに動かしていて全然別のプロジェクトですから、どこを入れるのか、どこまでの経費を入れるのか、これはもっと客観的にすべきなんですが、これについて入れられていて、ある市長がそこを質問しましたけども答えがなかったです。

とにかく時間がない、時間がない。最後にある市長が、きょう決めないといけないのですかと言うてはるんですけども、嘉田知事は議長で、きょう決めないとだめなんですと。そしたら、体協の会長がさっき言いましたように、選定委員会に委ねるということになっているのに、その意見を尊重してみんなで満場一致で決めようではないですかということで、採決があわてて。なぜこれほどあわてるのかのかと思うぐらいに、あわてて採決がとられました。その結果が、これも76人委員がいます、会長である知事を入れまして。そ

の場が何か変なレイアウトで人数が読めないんですけど、一応聞いているのとか報道を見ますと、64対11です。ここにピンクに塗ってある人が反対した人なんですけども、11人。これも、見たら76名のうち、私も改めて見たんですけどね。まず11人は滋賀県の部長です。65名のうちの、知事入れたら12名ぐらいが滋賀県の何々部長とか教育長とかという人で知事に逆らえない人です。そらそうですね。そして何々団体連合会とかあるんですけど、私が見た限りでは会長さんはほとんどいなくて、専務理事とか事務局長です。その人たちは少なくとも8年もやっておられるわけですから、最近その職に就いた滋賀県庁OBです。もうこれは答えは明らかですね。ちょっと後で言おうと思ったんですけども、市議会からも1人入っておられます。市議会議長会。この方も彦根に賛成しておられます。野洲出身で県体協の副会長として参加しておられる方がおられます。野洲出身で。出身というかお住まいで、市民で。その方も彦根に賛成しておられます。もう本当にあと、私は当日は余り気にしなかったんですけど、帰ってみてこれを分析してもう愕然たる思いであります。

以上、お答えといたします。

- ○議長(立入三千男君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(立入孝次君) フェイスブックについてのお尋ねでございます。直近の情報といたしまして、先ほどやすまる広場についてお答えさせていただきましたけども、こういったやすまる広場でありますとか、ドウタクくんのリニューアル、これについてもフェイスブックでいろんなアイディア募集をしております。さらには5月ですけども、お田植え祭りがございましたけども、こういった情報についても写真でありますとか、そのメンバー募集についてもフェイスブックを活用いたしまして情報発信をしております。4月では、私変わってからでございますけども、ドウタクくんがBBCに、いろんな形でイベントに参加しているんですけども、そういった形での出演等についてもフェイスブックで出演しましたよと、こういった情報を流しているというように承知をしているところでございます。

以上です。

- ○議長(立入三千男君) 中塚議員。
- ○1番(中塚尚憲君) 以上になります。ありがとうございました。
- ○議長(立入三千男君) 次に通告第7号、第18番、髙橋繁夫議員。
- ○18番(髙橋繁夫君) 第18番、髙橋でございます。今、先ほど中塚議員から国体の

この主会場についてダブってしまいましたので、市長は簡単な感想で結構でございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

6月議会に際しまして、一般質問させていただきます。さて、この5月には現役時代には大関魁傑であった元放駒親方が亡くなられました。現役時代には一度大関から転落し、その後返り咲きを果たし、12年間の現役時代は一度も休場もせずに、「休場は試合の放棄」の名言を残されました。このクリーンさを買われ、相撲協会が野球賭博騒動で揺れる中、理事長に推され、八百長問題では親方衆の猛反対を押し切る形で幕内力士の大量処分を断行。また2011年3月の春場所の中止を決定し、長い相撲の歴史上最大の汚点と、土俵上で国民に謝罪をされた姿が強く印象に残っております。その弟子である幕下筆頭の若乃島が夏場所で勝ち越しました。若乃島は鹿児島の奄美大島出身で、何人もの親方が勧誘に来て、口々にいかにこの相撲協会がすばらしい世界かを熱弁する中、前理事長だけは、これほど厳しい世界はないと論してくれたそうです。その誠実さに心酔して入門したそうでございます。やはり実直な姿勢、態度は相撲協会ではなく今の世の中が求めている人物ではないかとつくづく感じるところであります。裏を返せば、今の世の中、それだけ実直な人物がいかに少ないかを物語っているのではないかと、私は思うのであります。そういう実直な人間を育てるには、スポーツを通して人間形成を図っていくことも一つの手法であります。

それではそのスポーツに関連して、第1問目は第79回国民体育大会の主会場決定について、市長に伺うものであります。この79回国体主会場に関しましては、平成25年2月議会と26年の2月議会で質問させていただいたところであります。しかし、残念ながら、本年5月20日に開催されました国体開催準備委員会の選定専門委員会で主会場を県立彦根運動場とする評価報告書がまとめられ、同月26日に開催されました開催準備委員会常任委員会で正式に決定されたところでございます。

私は本市のまちづくりや希望が丘文化公園のイメージアップにつなげるために質問したものでありまして、組織で意思決定されたものは当然従うのがルールでございますので、その結果をどうこう言うのではなく、今後の本市のさまざまな取り組みに生かすためにも今回質問させていただくものでございます。今回の質問にあたりましては、平成26年3月25日に開催されました選定専門委員会会議要録や主会場にあたっての比較評価調書の素案をインターネットから取り寄せました。また、20日の専門委員会の結果の記事を大手新聞5社から、このように取り寄せました。次に、本市、湖南市、竜王町にまたがる希

望が丘文化公園ですが、利点としては敷地面積に余裕があり、多目的な施設利用が可能であること、また都市計画法の制約がなく用地確保の必要がないこと、また事業費が少ないことが利点として挙げられております。一方、課題としては公共交通機関によるアクセスに難があり、地域活性化につなげるのが難しい点が挙げられております。また、自然公園としての位置づけが定着していることから、デザインや配置に配慮が必要な点が挙げられております。これらの3つの候補地の利点や課題を総合評価されまして、彦根総合運動場に決定されたものでございます。この比較内容にあえて私の意見を述べさせていただくなら、希望が丘文化公園の課題の地域活性化につなげるのが難しい点でありますが、前回2回の質問でも申し上げましたが、野洲としましては、交通アクセスは本市からということになり、辻町周辺のサブゾーンの土地利用の観点も含めまして、地域活性化に必ずつながるものかと断言できますが、湖南市と竜王町を含めますと範囲が広がることから、地域活性化は弱くなり、難しいと言わざるを得ないと考えます。そこでまず市長に、今回の彦根市に決定された現在の率直な感想を伺います。

次に、今年4月3日に開催されました第20回滋賀県自治創造会議で、山仲市長は第79回国民体育大会に向けた整備についてのテーマで提案されております。まずこの提案の中で、山仲市長は主会場の選定についてその結果を期待されている旨を触れられております。その提案概要は、国体は県の主体的な責任のもとに市町及び関係団体が県と協働して各競技の開催準備を行うものであり、市町の施設が各種競技の会場となるためには国体にあわせた既存の施設の改修が必要である。また施設をはじめとした大会運営に必要な環境の整備や受け入れ態勢の構築が急がれます。県からは施設整備等に関わる明確な方針が示されないため、受け入れを検討する市町は困惑している状況でございます。こうしたことから、国体を成功に導くためには、国体滋賀県開催準備委員会以外の場においても、県と市町が意見交換を行い、情報を共有した上で今後の国体準備を進めるべきであるという提案内容でした。そこで、この提案に対する滋賀県の対応結果について伺うものであります。

3点目に、国体の主会場は外れましたが、希望が丘のスポーツ施設ではいずれかの種目の会場になることが想定されますし、希望が丘文化公園周辺には花緑公園などの施設もあり、野洲市の都市計画では総合公園の計画決定がされております。また、竜王町にはアウトレットパークショッピングセンターゾーンもあり、湖南市の菩提寺パーキングを活用したスマート構想を生かせば大いに魅力ある地域になるのではないかと思いを巡らせております。そこで、今後の希望が丘文化公園周辺に対して、本市として期待するものを伺うも

のであります。

2点目の件名として、野洲川花火大会について取り上げるものであります。野洲川花火大会については栗東市と合同で開催しており、県下で最も早い時期に開催されていることから、両市民だけではなく多くの県民も来場され、楽しんでいただいているところであります。しかしながら、昨年、8月15日に京都府福知山市の由良川河川敷での花火大会で露天商がベビーカステラを焼いていたところLPガスに引火し、死者3名、負傷者59名を出した爆発事故が発生し、全国に衝撃が走りました。今や花火大会は全国至る所で夏の恒例行事として開催されており、あのような事故のリスクはどの会場でも少なからず考えられたことから、安全対策の取り組みが大きな課題となりました。私はあのような教訓を他山の石として今年の花火大会に生かすべきと考えます。そこで、今年の野洲川花火大会については昨年より安全に対して改善されるものと確信しております。まず1点目ですが、爆発事故を誘発させたガスの取り扱いに関しての安全対策の取り組みについて伺うものであります。

次に、昨年三重県では、花火大会を見物した中学生が帰り道に殺害される事件が発生しました。このような少年少女は、花火大会などでは開放的になり夜遅くまで集団で行動することになり、帰宅が深夜になりそういった背景が犯罪を招くことになると指摘されております。そこで花火の後の少年少女を速やかに帰宅させる取り組みについて伺うものであります。

3点目の件名として、道路交通諸課題の進捗状況について取り上げるものであります。 1点目の国民体育大会の主会場決定では、交通のアクセスの整備が課題として挙がっておりました。現在市内の道路交通の課題解決のため、都市建設部門では鋭意業務を進めていただいており、都市建設部長におかれましては、次長から引き続き難題に立ち向かっていただいております。そこで、道路交通問題で課題となっております次の案件の進捗状況を伺うものであります。国道8号バイパス事業で7年交渉を続けていただいている小中小路、七間場の地元の対応状況を伺うものでございます。

次に、オリベストの移転先やアスベストの埋設などの課題もあり、現在の進捗状況について伺うものでございます。県下では、蒲生スマートインターや湖東三山スマートインターが供用開始となり活況を呈しているところであります。湖南市の菩提寺パーキングエリアを活用したスマートインター構想もアドバルーンは上げられておりますが、その後の情報はほとんど耳にいたしません。スマートインターの進捗状況について伺うものでありま

す。県道野洲中主線の運送会社の用地買収については何回も質問しておりますが、まだ改 修の目処がついた等の情報も耳にいたしておりません。この件の用地買収の予定時期を伺 うものでございます。どうぞひとつよろしくお願いいたします。

- ○議長(立入三千男君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 髙橋議員の第79回国民体育大会の主会場決定に関するご質問を 3問いただいておりますので、順次お答えいたします。

まず会場決定にかかっての私の感想ということでございますけども、もう端的に言いま すと、驚き、不可解、心配に尽きると思っています。先ほどの中塚議員のご質問にも少し かぶりますけども、もう一回簡単に整理をいたします。やはり決定過程の不透明さが1つ です。もう一つは選定された土地、これは決して彦根にクレームをつけているわけではな くて、現に常任委員会が終わってから、私、これを言いましたら、彦根の大久保市長が私 のところへわざわざ席に来てくれて、胸にぐさっと突き刺さりますと言ってにこやかに帰 ってくれましたので、安心して申し上げます。まず、予定されている土地は十分な面積が ないので約7~クタールを新規に買い増さないといけないと言われています。そこにはも う民家も建っています。これは大変なことです。道路でも大変なのに、面で7ヘクタール を買うというのはこれは普通考えません。もう最終時期が決まっていまして、実際は遅れ ているのに7ヘクタールの土地を買う、これが1つです。もう一つは、当該場所が、ご存 知の方もあると思いますけども、旧の松原内湖そのものであります。聞くところによりま すと、いわゆる支持層、安定地盤までが30メーターはあると。40メーターを超えるパ イルを打ち倒さないとだめだという、そういう場所であります。土地を買う、軟弱、超軟 弱地盤、そこにはお金がかなり余計にかかります。上物の陸上競技場、これは400メー ター級トラック、4万人の陸上競技場、これはもうそういうのをどこかで見られた方があ ると思いますけど巨大なものですよ。それプラスサブグラウンドということで、これも4 00メーター、6から7ぐらいのトラック。観覧場は要りませんけども、それがもう一つ 要るわけですから。これは当日も議論が出ていまして、県がわけのわからん説明をしてい たんですけども、スタジアムの側はコンクリートで巨大な重いものですけども、いわゆる フィールド、トラックはいわゆる地面ですから、そこにパイルは普通打ちません。そうす ると、軟弱地盤ですからもうすぐに傾く。そしてまさに国際基準でトラックを整備しよう と思ったら、常に良好な状態を保っておかんとだめなんですけども、私もちょっとこの部 分やったことがありますけども、もうちょっと頭が整理できんぐらい大変なところへ持っ

ていこうとしているということであります。

それと、決定的にだめとは言いませんけども、彦根は昔から世界文化遺産の登録をしたがっておられまして、まさに今の大久保市長になってから、昨年の市長会の総会といいますか、県への要望の取りまとめの会議のときに、初めて市長会としても応援してほしいと。ということで初めて案件に入れました。私たちも応援しているのに、彦根城の隣のかつての松原内湖に巨大なものができる。むしろ内湖を復活するようなことをすべきなのに、内湖にまだ建物を建てると。まあそういった本当に数え切れないぐらいあります。

当日、私は嘉田知事が議長でえらく焦っているので、嫌味にならないレベルで言うたんですけども、あんだけ難産の流域治水条例、低いところはだめですよと。自然の地形に逆らわないで私たちは生きましょうよと。私は反対したんですけど。今住んでおられる人も、あなたはそこに住んではだめですよと、江戸時代から住んでいる人でもそこから立ち退いて高いところに住んでくださいよという条例を通した人が、江戸時代以降に埋め立てられて、今は一見大地ですけども、自然は欺けません。なぜそんなところに巨大な50年、100年、そして防災拠点と言っていました。言っていることが全くこれ、逆ですね。これ、本当にどうなっているのかと不思議でしてね。どっちがまともなのかなという気がしましたけど、こういった、これまだもう少し幾つかあるんですけど。そういったことを含めて賛同が得られなかった。これは野洲のために言ったんじゃなしに、もう土川平兵衛さんの気分で年貢に取られるから頑張っているのと違って、この正義が通らなかったら国が危ないですよと。滋賀県危ないですよということですので、その結果が驚き、不可解、心配ということになります。

次の2問目ですけども、もう長々と4月の自治創造会議、4月3日のことに触れていただきました。そこでもほとんど同じことを言ったわけです。遅れているから。くぎを刺したんですが、今申し上げたようなことです。そこで印象的だったのは、嘉田知事が武村知事の名前をあえて挙げましてね。昭和56年の国体整備も、大会の整備も大変だったと。そこで十分お聞きしていますので、ちょっと言葉は忘れましたけども、ご心配無用、ほっといて下さいみたいなことやったのが大いに印象に残っています。私としては、いい大会なので野洲市としても皆さん方と一緒に理解をしながら、地元の競技団体と相談しながらい、大会になるようにしたいと思っています。

それと最後に、希望が丘ですけど、これはもうさっきも申し上げたように、すごく可能性が高い。難点はほとんど私はないと思っています。難点があるとしたら、今までの不作

為だと思っています。先ほど自然公園的とおっしゃったんですけども、あれは文化スポーツ公園です。前も申し上げたと思うんですけど、本当はどこかでいわゆる法に基づく都市公園にした上でもう少し基盤整備をしておかないとだめなわけですね。もう少し真ん中のアクセスもよくしてあげて、今競技団体の人はリアカーを押して道具を運んでいます。こんな公園ではだめです。真ん中のところにも別の自然景観を損なわないような形でバスが行く。まさに今、インクルージョンそれからノーマライゼーションからすると、あれだけ巨大だけれど、障がい者であってもお年寄りであっても近づけるというふうにしないといけないのに、それをほっといて不便だとかもう全然だと思っています。ただ、滋賀県、これから会場全体を決めていきますが、野洲としてはさっき申し上げたように、競技団体、市民の方と相談してですけども、余り無理のないように。一言だけ申し上げておきますと、内々協議していますと、前回も県の施設を使うと野洲市が主催になるわけです、個別の種目は。県の施設を借りるとものすごく使い勝手が悪かったと。いっぱい注文ばかり文句ばかり出てきたということですので、そういうことも加味しながらいい形で一緒に国体が盛り上がるようにしたいなというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

- ○議長(立入三千男君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(立入孝次君) 続きまして、髙橋議員の野洲川花火大会についてのご質問にお答えをいたします。

まず昨年8月に福知山市の花火大会の会場で発生しました事故を教訓として、現在湖南 広域行政組合においてはイベントなど、多数の者の集合する催しでの火器器具等の取り扱 いに関する規定の整備などの条例改正が予定をされているところで、今年の野洲川花火大 会につきましてはこの改正条例に基づいた対応を基本的にしていくと、こういうことにな ろうかというように考えているところでございます。その上で、個々の店舗で扱うガス等 の危険物の取り扱いに対する安全対策につきましては、実行委員の中にまずガスの取り扱 いの専門家を配置するとともに、1点目として火器を扱うすべての店舗に消防からの指導 に基づきまして、店舗内に見えるところに全部主催者側で準備をいたしました消火器を配 置をしようと、このように考えているところです。

2点目ですが、店舗のすぐ後ろ側には観覧スペースをつくらないようにロープで仕切り を考えております。

3点目には、万が一の場合でも観客が逃げるスペースが広くあるため、緊急車両が会場

に入って活動できる会場のレイアウトにしていこうと、このように考えております。

さらに4点目として、野洲市消防団に団員と消防車を会場に派遣していただきまして、 花火あるいは悠紀長屋の防火管理を依頼いたします。

さらに5点目として、火器、ボンベでございますが、基本的に店舗内に置きまして、店舗内に置いて火器から正面の方から距離を2メーター以上離すと。こういう対策も行っていきたいというように考えております。さらに、福知山市の爆発事故を受けまして、夏祭り実行委員会では今年度から悠紀長屋部会を新設いたしまして、露天商でないということを出店資格の一つにするなど出店者の要綱の見直しや店舗のレイアウト、当日の安全管理体制の構築や当日の運営などを協議して準備を進めているところでございます。

次に、花火の後の少年少女を速やかに帰宅させる取り組みについてですが、限界はあるとはいうものの、会場周辺におきましてできる限りの対策は講じていきたいと、このように考えているところでございます。まず、野洲市青少年の育成市民会議の約50名の方にパトロールの実施をお願いし、非行防止を図っていきたいと、このように考えております。さらに、帰宅をサポートする仕組みとして、無料のシャトルバスを用意していますけども、できる限りシャトルバスを各地域まで運行しておりますのでその利用を極力促すという形で進めていきたいというように思っております。さらに、守山警察署との協議をして策定をいたしました警備計画書に基づき、広範囲にわたり守山野洲交通安全協会をはじめ、各団体のご協力を仰ぎまして、約100名の警備員を配置し、交通警備あるいは防犯警備等に当たる予定をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(立入三千男君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(和田勝行君) それでは髙橋議員の道路交通諸課題の進捗状況について お答えをさせていただきます。

まず1点目の国道8号バイパス事業にかかる小中小路、七間場自治会の対応状況及びオリベストの進捗状況でございますが、小中小路の自治会につきましては本年1月に地権者対象の説明会を開催させていただきました。その説明会の中で用地幅杭の設置と現地立会についてのご理解をいただきまして、本年2月に現地立会をさせていただいたところであります。今年度につきましては7月末までに農道、用排水等の機能復旧についての協議を行い、10月には用地測量の実施をしていく予定であります。七間場自治会につきましては、周辺の環境問題やバイパス付近の出入りにかかる交差点形状の協議を行っているとこ

ろであります。オリベスト株式会社につきましては、今現在移転補償の調査業務の実施と並行いたしまして、移転先の確保に向けて関係機関と協議を行っているところであります。また、オリベスト株式会社のアスベスト含有廃棄物の埋設につきましては、法令等に基づいた安全な除去と処分をされるよう求めているとともに、地元、七間場自治会の住民に対しても安心していただけるよう、適正な処理についての丁寧な説明を求めているところであります。

2点目の菩提寺パーキングエリアを利用したスマートインターの進捗状況でありますが、 去る2月議会においても、野洲市交通ネットワーク構想にかかる答弁にてお答えをしていますが、現在スマートインター設置と周辺道路、これにつきましては、市道甲賀葉山線の整備について、湖南市とルートの選定及び法手続についてただいま協議を行っているところであります。また、滋賀県及びNEXCO西日本に対しても早期の整備要望を引き続き行ってまいりたいと考えております。

3点目の県道野洲中主線の用地買収予定時期につきましては、滋賀県と地権者に対し鋭意交渉を行っておるところではございますが、現在のところ補償の条件面で合意に達しておりません。毎年同じような回答をしておりますけれども、今年度中には県とともに何とか目処をつけたい、このように考えております。そしてまた一日も早く工事着手いただけるよう要望してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(立入三千男君) 髙橋議員。
- ○18番(髙橋繁夫君) では再質問をさせていただきます。

市長はじめ答弁をいただきましてありがとうございました。

最初にも申し上げましたが、組織で決まったことについては従わざるを得ないではないかと、私は受けとめております。ただ、山仲市長が提案されましたように、もう少し県と市町が意見交換し、そこから結論を見出すということ。内容が内容だけにそう簡単に結論には至らないと思いますが、意見交換なりディスカッションすることが大事でありますので、今後は万機公論に決すべきで行ってもらいたいものでございます。また、希望が丘文化公園は野洲市など2市1町にまたがる資源でございますので、今後も活性化を第一に考えていただくことを期待しております。

次に野洲川花火大会につきまして、答弁にありましたとおり、安全対策には十分配慮願いまして市民に楽しんでもらえるように重ねてお願いしておきます。また少年少女が速や

かに帰宅させる方法には、私も啓発は大事だと思っております。そこで、ひとつ提案をさせていただきます。それはDJポリスにあやかって、少年少女や市民に語りかけて帰宅を促すとともに野洲市のイメージアップを図っていくという戦略を提案させていただきます。 先日も新聞を見ておりますと、滋賀県警ではこのDJポリスの研修会が県内で実施された記事が掲載されております。早速守山警察署に情報収集することをお勧めいたします。

3点目の道路交通諸問題については、まず国道8号バイパスについては長期間停滞してきたプロジェクト事業であり、市長や担当者の努力によってようやく軌道に乗せていただきました。今後もさらなるパワーを結集して進めていただくことをお願いいたします。またスマートインターについては、湖南市と協議を進めていただくことがまず第一歩でありますので、早速湖南市と連携を深めていただくことをお願いいたします。最後に、県道野洲中主線の運送会社の買収については実現されるようお願いいたします。

再質問として、この県道野洲中主線の市道の交差点の信号についてお尋ねいたします。この信号は特に地域の児童の通学路の安全対策として長年の懸案事項でありました信号で、地域で大いに感謝されております。感謝の声が私にも届いております。しかし、感応式の信号ではありませんので、市道の利用者が少ない割には信号が周期に変わる。つまりほとんど通行車両がないのに青信号になる。言いかえれば、県道は通行車両が多いのに赤信号になる。しかし市道からの車両はない。このことについては円滑な交通の流れに支障を来していると言わざるを得ません。そこで、まだ用地買収ができていませんので暫定的な交差点でありますが、用地買収が完了して完全な形での交差点になったときには円滑な交通の流れを意識した感応式の信号の設置が可能かどうかを伺うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(立入三千男君) ただいまの質問の中で、通告にない質問でございますが、答えられる範囲で答弁をお願いします。

通告がない質問でございますので、これにて質問終わり。

○18番(髙橋繁夫君) わかりました。再質問の答弁をいただきましてありがとうございました。また設置ばかりの信号でございますので、今後の進みぐあいを見守りたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。これで質問終わります。ありがとうございました。

○議長(立入三千男君) 暫時休憩いたします。15時ちょうどに再開いたします。 (午後2時43分 休憩)

(午後3時00分 再開)

- ○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。 次に通告第8号、第9番、野並享子議員。
- ○9番(野並享子君) それでは大きく4つ質問をさせていただきます。

まず第1点目、特定健診の受診拡大と保健指導強化についてお尋ねをいたします。市の特定健診受診率は23年度52.1%と南部4市の中で一番高く、また保健指導はきめ細かな指導が行われており、高く評価をしたいと思います。野洲市国民健康保険特定健康診査、特定保健指導の第2期実施計画で保健指導の改善点が7点にわたって書かれています。また推進のために改善目標として2点掲げられており、今年度の予算にも760万円計上されています。このことによりより正確なデータの掌握が可能になり、保健指導の強化が図られると考えております。大前提は、だれも病気になりたいとは思っていません。その意識を健診と保健指導に結びつける動機づけが大切だと考えております。このことを前提に質問をいたします。

まず第1点、尼崎市において早期発見、早期治療でなく、早期介入という概念で特定健 診をとらえていますが、野洲市での取り組みはどのように認識をし、展開されているのか お尋ねをいたします。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) それでは野並議員の特定健診の受診拡大と保健指導の強化についてのご質問にお答えします。特定健診と言いますのは、生活習慣病の罹患者ではなくその予備軍を早期に発見し、特定保健指導により早期介入することを目的といたしました一次の予防制度です。したがいまして、本市におきましても尼崎市のように早期介入という認識のもとで実施をいたしております。またレセプトや特定健診のデータから糖尿病性腎症等を患い、そのまま放置すれば人工透析へ移行する可能性がある方を抽出いたしまして、重症化を予防するための保健指導事業を今年度から新たに始める予定をいたしております。
- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 野洲の保健、この国民健康保険特定健診の第2期実施計画を読みますと、本当にきめ細かくいろいろと対策が講じておられるということを認識いたしております。私も今までは早期発見、早期治療というふうな思いであったんですけども、この早期介入ということで、保健指導というのが非常に重要やということが尼崎でも言われて

おりますし、野洲のこの保健指導の中にもそういうことが書かれております。

その2点目に移りますが、この尼崎のを読んでおりますと、医療費の抑制を図れば国保税の引き下げにもつなげられると。人口約45万人の尼崎の調査では、年間脳血管の治療で1人平均313万円、大動脈瘤乖離で408万円、心筋梗塞などで298万円、人工透析で490万円というような医療費となっております。こういうことで年間20億円の医療費が出されておりますが、野洲市ではどのような状況なのか、お答えをお願いいたします。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) ご質問のデータがどのような分析の中から出されたものか、ちょっとわかりませんが、私どもが今年度、先ほど申し上げました糖尿病性腎症等重症化予防事業を委託しております委託会社からのデータを用いて、私どもが把握しておる範囲でお答えをいたします。

生活習慣病にかかる医療費は平成25年5月診療分で見ますと、1人当たり平均で虚血性心疾患、これが2万3,655円、脳血管疾患が3万6,667円、糖尿病が8,613円、高血圧症が6,065円、腎不全が14万4,139円、このようになっております。全体の医療費の1人平均が9,864円でございまして、この数字から見ますと、生活習慣病に係るこれらの医療費の平均は全体と比べましてかなり高い状況というように評価をしております。このような状況から、生活習慣病の予備軍を早期発見、早期介入を目的とした特定保健指導の実施率を向上させまして、それとともに先ほど申し上げました糖尿病性腎症等重症化予防事業を効果的に進めることによりまして、医療費の適正化と抑制につなげてまいりたいと、このように考えてございます。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 今言われたように、予備軍を解消していくための保健指導という形になると思うんですけども、尼崎のを見ますと、高血圧の1人単価、全く健診を受けておられない、受診されていない方の1人当たりの平均単価が2万8,925円。その方と比べまして、毎年健診を受けて保健指導をされておられる方の平均単価が2万434円ということで、8,491円低い。また糖尿病に関しましても、3万2,134円というのが、きちっと指導を受けておられる方の単価は2万3,960円ということで、これも8,174円低いというような状況が出ておりますので、レセプトの点検の今後こういう形でいろんな形のデータ化がされると思いますので、それをやはり保健指導という形できちっ

とやっていくということが本当に必要やというふうに思います。これを読んでみましても、 やはり保健指導までできていないというところが、そこがやっぱり健診を受けられてもそ のうちの実施率という、そういうとこら辺がやっぱり、ここを積極的とか動機づけとかい うふうな形で行っておられますが、ここのあれを上げていくといいましょうか、そこら辺 が必要やと思うんですけど、いろいろ苦労されているとは思うんですけどね。どういうふ うな形で引き上げていっておられるのか。どこら辺に課題があるのかというところをお尋 ねしたいと思います。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) 特定保健指導の実施率の関係ですけれども、私たちが分析しております低い率の低率の要因でございますが、特定健診で要精検となられた方は、これは即刻医療機関で受診されると。特定保健指導の対象者につきましては、先ほどから申し上げておりますように、生活習慣病の予備軍の方でございます。その方に対しましては、健康推進課の方で個別に指導を勧奨するように、文書あるいは電話等で行っておりますが、余り深刻に受けとめてもらっていないのかわかりませんが、実質はセンターへ来所していただけないというのが現状でございます。これは積極的に、さらに文書なり電話で勧奨をしていきたいというふうに考えております。
- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) そうなんです。私ごとになりますけども、私も認識が不足していました。一番最初の保健センターの方に行かなければならないデータが2つほど引っかかっていたんですけども、健診してもらった主治医の先生がそのデータを見て、まあまあ血圧も高くないし、コレステロールもそんなに高くないし、まあいいでしょうということで置いておいたんですよ。だから、私、これ受診率動機づけのところのデータを下げた1人だなという。これを読んで思いました。ですから、やっぱり主治医の先生から一言、もう一つ違うことを言われたら行ってたと思うんですけども、まあ大丈夫でしょうと言われたら、先生が言うてくれてはるんやしというふうな形になっていたんですよ。ですから、健診を受けてもこのぐらいの認識ですので、私、この質問を取り上げることでちょっと自分のデータも調べてチェックを入れたら、やっぱり行っておかんとあかんかったなと思うんです。で、そこら辺をちょっと何か改善をされないと、私みたいなのがいっぱいいるのではないかというふうに思うんですけども、どうでしょうか。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。

- ○健康福祉部長(井狩重則君) 先ほど、今年度から新たに始めます保健指導事業におきましては、まずそういった予備軍の方のお宅を訪問してそこで保健指導をさせていただきます。また電話でもそうした指導を行っていただきまして、そのデータについては主治医の先生方にその情報をお流しをするということでございますので、こうしたことから保健指導の強化を図っていきたいと、このように思っております。
- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 3つ目に移ります。尼崎では、40歳から特定健診だけでなく、早期に保健指導するために、平成21年から16歳から39歳の市民を一般財源でみんなで健診、平成22年度から11歳、14歳。小学校5年生と中学2年生ですね。尼っこ健診というのを実施して、健診データ、生活習慣の分析を行って保健指導を行うという、こういう中で子どもとその家族の行動が変わっていって有所見率の改善とか親の健診率の向上、また小中学校での授業連携というのも効果がありましてね。これで平成24年度では4,500万円の予算が計上されているんですけども、野洲市でもこういった導入が必要でないかと考えますが、いかがでしょうか。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) まず医療保険者の努力義務といたしまして、35歳から39歳に健診を実施するということになっておりますが、本市では18歳から39歳の方までを対象に、いわゆる生活習慣病の健診の受診機会のない市民の方にそうした機会を提供しております。また、生活習慣病は、食生活、飲酒、喫煙など長年にわたりよくない生活習慣の蓄積によりまして、がん、糖尿病、高血圧などを発病することからそのような呼称となっておりまして、死亡原因の6割を占めております。この状況につきましては国も県も同様でございます。そのため一人ひとりが健康的な生活習慣を心がけ、主体的に健康づくりを実践されるよう支援することが重要となってきます。また、生活習慣の問題点は、認識はできてもそれが行動に結びつかなかったり、一時期は実践できていてもそれが継続できないという場合がございます。こうしたことから、個人への支援方法の工夫とあわせまして、家族や地域に対しましても健康づくりに関する関心を高める取り組みは重要であると考えております。本市では、野洲市ほほえみやす21健康プラン、これに基づきまして健康づくりの領域として栄養、運動、歯、たばこ、心、健診について、特定健診あるいは特定保健指導等のメタボ対策事業や、食育と連動した取り組みに努めております。尼崎の尼っこ健診は11歳と14歳が対象ということでございますが、本市では学校健診とし

て実施をしております。なお、今ご紹介いただきました尼崎市の取り組みにつきましては、 今年度地域医療あり方検討会の作業部会といたしまして生活習慣病部会の創設を新たに予 定しております。まずはその場でその取り組みをご紹介なり情報提供をしていきたいと、 このように考えております。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) この40歳以下16歳から39歳、ここの部分で健診22歳以下は無料ということで、それ以上は1,000円という形で行われております。今、学校健診で実施しているということを言われましたけども、学校健診では健診の項目内容は一体何をされているんですか。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) ちょっと健診の内容については、私どもの所管ではございませんので、詳しくは把握してございません。
- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 昔も今も変わっていなければ、体重測定と身長の測定と、校医が 問診ぐらいだったというふうに思うんですけども、それ以上何かありますか。

教育長、ありますか、ほかに。

- ○議長(立入三千男君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) 今、野並議員がおっしゃったようなことがほとんどだと思いますが、あと、保護者の方からいろんな問診票も預かりますので、それに沿って校医さんの方で詳しく調べていただくことがございます。
- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) この子どもたちの健診、11歳、14歳の健診の項目、それはもう体重やら問診、身長そんなんも当然ですけども、腹囲とか血圧、尿検査、糖、たんぱく、潜血。で、血液検査という形で本当に成人健診。この特定健診と同じぐらいの項目、同じ項目で健診が行われています。データとしてつかんで、5年生で行って、中学2年生ですから3年後ですね、3年後にまた健診がされている。ということで、ちょっと受診率そのものが11歳で35%、14歳で20%というので、健診率は低いんですけども、けどもデータとして出て、しかも早期介入という形で保健指導が入っていますので、ただ聞いただけ見ただけ。で、養護の先生がお話されるというぐらいではなくて、もっとシステム化されて健診が行われているというそういうふうな蓄積がされていまして、早期にいろんな

形で指導が入っているということなんです。野洲も、市の食育推進計画、最初の21年。で、26年第2次。こういう形で出ていますけども、そこまでは出ていませんよね。朝、御飯を食べようとか、地元のものを食べようとか。まあそういうふうな部分ですので、やはりデータとして改善をさせていくというふうなことが必要。そして親子で健診に行くというね。夏休み、冬休み、親子で健診に行くということで、結局親も食生活なり保健の指導が入って子どもにもという形になっていますので、やはりこれは医療費を下げていくという意味の一番最初の部分の早期介入ということが必要だというふうに思います。ぜひ何とか野洲でも導入をしていただきたいと思うんですけども、この取り組みに関して評価をされるんでしょうか。どういうふうに認識されていますでしょうか。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(井狩重則君) ちょっと詳しい内容は私ども把握してございませんけれ ども、先ほど申し上げました新たに立ち上げを予定しております生活習慣病部会、ここに 先ほど紹介という答弁もさせていただきましたが、その場でも委員さんの中からご意見も いただきたいと、このように考えております。
- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 次に移ります。

生活習慣病という形で子どもたちにもきちっと認識をしてもらうという、そういう学習が必要やということで、幼児期からやはり保育園の時代から取り組んでいくことが必要やと思います。この尼崎では、小学校5年生そして中学2年生、健診をしているその生徒・児童に5年生が4,000人、中学2年生が4,000人ほどおられるんですけども、全員に副読本を作成をして親子でそしてまた学校の授業の中でこういうふうな学習ができる環境づくりをされているんですけども、それに対してはどういうふうに考えておられるでしょうか。

- ○議長(立入三千男君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) 生活習慣病の学習を親子で学ぶ環境づくりについてお答えをしたいと思います。学校では、ご存知のように保護者の参観日というのが年間数回ほど設定をされております。その参観日にあわせましてバランスのよい食事のとり方や運動の大切さとか、生活習慣病の予防といったことを学習内容とした保健の授業を参観していただきまして、親子で学んでいただくことはできると思います。また、PTAが主催となっての研修会や、親子の後援会などにつきましては、これも実施は可能だとそのように考えてお

ります。

今、副読本のことにつきましてご提案がございましたけれども、小中学校では子どもの 発達段階に応じた学習内容や教科をまたいだ横断的かつ系統的な学習が図られております ので、生活習慣病の学習教材である副読本の作成については現在のところ考えておりませ ん。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(立入三千男君) 野並議員。

○9番(野並享子君) 特定健診というのが40歳からというのではなくて、本当に小さいうちから生活習慣病の部分ではやっていかないと、今先ほど答弁で人工透析を受けておられる方やったら医療費が14万円という、そういうふうな結果にもなっておりますので、やはり小さなときからの積み重ねがそこまでに至るということですから、やはり医療費を抑制していく、国保の会計も何とか下げていく、というそういう意味においても、そしてやはり元気で市民が暮らしていけるという、そういう意味においてもやはりすごく重要だというふうに思いますので、今言われた参観日とかで取り組んでいただけたら、まず第一歩だというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に保育行政について質問をいたします。来年4月から子ども子育て支援新制度がスタートいたします。戦前から託児所として存在してきた保育所が戦後認可保育所の制度の始まりでありまして、1950年代から60年代に、ポストの数ほど保育所をということで国民的な運動が起こりました。1970年代には8,000カ所増設されましたが、80年代の臨調行革路線で保育所の運営費の国庫負担割合が引き下げられ、また84年、2万2,904カ所の認可保育園をピークに減り出しまして、90年代には待機児童が社会問題になりました。そして2000年に保育に株式会社が参入できるようになり、公立保育園の運営費の国庫補助負担金が廃止されまして一般財源化となりました。そして2006年に幼保一体の認定こども園の制度がスタートしましたが、多くの反対で計画どおり進まず、2012年に子ども子育て関連3法案が強行採決され、来年から開始されるような状況となっております。

野洲市では政府が進めています幼保一体化の方針に基づき、保育園と幼稚園を合体した 篠原こども園をスタートさせ、市内の保育園のうち野洲第3保育園を除いて幼保一体化の こども園に切りかえていくという計画になっています。基本的に、私は幼保一体化には反 対です。なぜかと申しますと、野洲市のこども園は保育園と幼稚園の連携方式となってお ります。幼稚園の9時から2時という保育時間、そして保育園の8時から4時という短時間保育、そして長時間保育の11時間保育という、こういう保育時間帯がありまして、さらに幼稚園では3歳児は当初午前中で降園というふうなことになっておりますから、4、5歳児と保育時間が違うために、1つの園でお帰りの時間が非常に複雑になっております。そういうことによって保育士の負担と、そして1日を通した保育でなく細切れの時間単位の保育というような、こういう問題がありますから、こういう大きな問題がある中で私は反対をいたしております。このような問題がある中で、子ども子育て支援制度に伴う基本、もうスタートしますので基本点について質問をいたします。

第1点目は、幼稚園で預かり保育をされており、保育園の8時間保育料と幼稚園の保育料との整合性はどういうふうにされているのか、お尋ねをします。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) それでは野並議員の保育行政につきまして、まず保育園の8時間保育料と幼稚園の保育料との整合性についてというご質問でございますが、まずご質問にお答えする前に申し上げておきたいことがございます。今、幼保一体化に伴う保育士の負担について問題点というようなことでご指摘をいただいたんですけれども、平成23年4月に本市初めてのこども園といたしまして、篠原こども園を開園以来運営面での研究と努力を重ねまして、既にこども園における帰りの集いを含みますデイリープログラム、いわゆる日課表でございますが、こうしたものや保育方法、それに伴う職員の動きの望ましいあり方を整理をいたしまして対応することができているというところでございます。今年度開園をいたしましたさくらばさまこども園におきましても、この篠原こども園の経験を生かしまして長時あるいは短時を包括的に運営するデイリープログラムのもとで、園児にもまた職員にも無理のない円滑に保育を行っているということを申し上げておきたいと思います。

それではご質問にお答えをいたします。幼稚園及び保育園におきます3歳以上児の保育料につきましては、統一化を図ることが望ましいというふうには考えておりますけれども、現在、国の子育て支援の取り組みを十分注視する必要がございますので、国の動向を見定めて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 以前、私、この認定こども園が出てきたときに質問をするときに

つくったパネルで、以前議員をされていた方はご存知やというふうに思いますけども、幼 稚園の保育料というのは基本の保育料が6、300円、そして給食が2、800円。諸費 が1,500円ということで、1万600円です。預かり保育を今しておられます。その 預かり保育5時間で1万2、000円。ということで、長時間、朝の8時から6時までの 長時間の保育を幼稚園でされたら2万2,600円というのが、今の現在の幼稚園の預か り保育の保育料です。それで、保育園というのは所得に応じて保育料が決まっています。 3歳、4歳というところで今言った2万2,600円て、ここですね。2万2,600円 というのは4万円から5万円、所得税が4万円から5万7,000円というところ辺がち ょうど同じラインです。それ以上の所得のある方というのは、幼稚園の預かり保育を送り 迎えできるバックアップ体制のあるおうちはもう幼稚園の預かり保育に預けて、保育料を 低くされています。バックアップ体制のない、本当に両親が働いておじいちゃんおばあち ゃんが近くにいないという家庭においては結局この高い保育料になるんですよね。保育園 というのはそういう所得に応じて保育料が決まっていますので。そういうふうな形で、今 幼稚園で野洲が預かり保育をやっているというところ辺において、保育料にバックアップ 体制のあるところの家庭とないところの家庭でこれだけの差が出てくるんですよ。そうい うことを認識されていると思うんです。そういうとこら辺をどういうふうに考えておられ るのかというのをお尋ねします。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) 保育園の保育料と幼稚園の保育料、預かり保育の場合で、保育園と幼稚園とで比較すると、幼稚園の方が安いからそっちへ流れると、こういうお話でございますが、現時点では幼稚園、これはもう文科省でございますし、保育園は厚労省というようなことで、それぞれ違った制度で運用しているという中でございます。負担につきましても、応能と応益負担というようなことになるわけでございますし、違った制度で運用している中でございます。ただ、国の方も今すぐにということではございませんけれども、保育料の一体化といいますか、というようなことも少し言われている状況でございます。なおかつ、厚労省の方はまだ今すぐに動きはございませんけれども、文科省の方につきましては、幼稚園の無償化というような話もございます。そうしたところも、この子育て支援新制度、これとの絡みもございまして、今後そうした一体化に向けての動きがされるものというふうに思っておりますので、それを踏まえて今後市としても対応していきたい、こんなふうに思っているところでございます。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) まあ問題があることだけ言っておきます。

次に保育の基準が、幼稚園と保育園では違います。この基準の違いということに対して の整合性はどういうふうに考えておられますか。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) 野洲市の設置いたしておりますこども園につきましては、職員の配置、施設基準等すべてにおきまして、学校教育法に基づく規定である幼稚園設置基準も、それから児童福祉法の規定によります児童福祉施設最低基準による保育園の基準、これもどちらもクリアをして必要十分条件を満たすということで基準といたしております。保育内容としましても、国が既にその整合性を図っている幼稚園教育要領と保育所保育指針、これを踏まえまして、こども園の開園に先立って策定をいたしました野洲市乳幼児保育課程に基づきまして、人権を大切にする心と生きる力の基礎を育成するという共通の保育目標と、5つの領域、健康、人間関係、環境、言葉、表現というこの5つの領域の詳細な目標を共有し、各保育園、幼稚園、こども園におきまして子どもの実態に合わせて園の特色を生かしながら同じ到達点に向かって一元的な保育内容が具現化できるようにしているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 次の問題に移ります。

幼稚園で預かり保育をされていますが、本来ならば、保育園としての対応が必要であろうかと思います。長時間やっておられるんですからね。しかし、野洲の今後の幼稚園のあり方、祇王とか北野とか中主とかいうところは、今こども園とかいう形で保育園、幼稚園、一体化をしていますけれども、この幼稚園、今後のあり方をお尋ねします。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) こども園の整備につきましては、現在公立で保育園、幼稚園のあるところ、それで耐震化ができていないところの建て替えは、こども園として整備をしていくということになっておりますし、それ以外のところについては幼稚園という形で運営をしていくということでございます。
- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 要はこの北野や祇王、中主では預かり保育をしながら幼稚園を続

けるということですよね。そうですね。もうちょっと、私は問題あるいうてさっき言いま したように、保育料のところでも問題があろうかとも思います。

それと、次行きます。公立の保育園ではこども園に移行していくことになっていますが、 第3保育園は、保育園として将来的にも保育園として運営するという計画になっていまし たが、どうなんでしょうか。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- 〇健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) 野洲第3保育園の将来ということでございますが、 野洲市の幼保一元化方針及び幼稚園保育所施設整備計画におきまして、移転新築を伴いま す大規模な改修が必要な施設を整備する際にこども園に移行するというふうにしておりま すので、野洲第3保育園につきましては、この耐震化ということにつきましては、この耐 震基準は昭和56年に今の耐震基準となっておりますけれども、その後に建築認可の許可 を得た施設でございまして、耐震には問題がないということになります。児童の大幅な増 員などの計画もございませんし、移転新築の対象とはしておりませんので、今後もこれま でどおりの運営をしてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 次、行きます。竹ヶ丘に建設するこども園というのは公募するということで3月議会で答弁をされましたが、いつどのような内容でされるのか、お尋ねをいたします。それと、このこども園というのではなくてやはり保育所として公立で建設をしていくべき。長時間の朝の時間から夜7時まで、きっちりと安定した保育をできていくためには保育園として建設をしていくべきだと考えますが、答弁をお願いします。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) 竹ヶ丘に予定をいたしておりますこども園の時期、 それから公立保育所でということでございますが、待機児童対策や竹ヶ丘の新たな保育需要に早期に対応するため新設となります仮称竹生こども園。これは市内で保育園を今現在運営されております民間事業者も含めまして検討するというふうにしておりまして、そのことをこの4月に民間事業者、市内の民間保育所の方にお伝えをしたところ、現在詳しい説明を聞かせてほしいというお声も二、三いただいております。そうしたことから現在募集要項等を作成しているところでございます。竹ヶ丘での整備を希望される事業者を対象とした説明会を今後早期にもちたいというふうなことも思っております。

なお、待機児童は低年齢児が多いということでございますので、これまで計画ではこど

も園というふうにしておりますが、このこども園にこだわることなく、この待機児童の解消ということで保育所としての運営も可能としたいというふうに思っております。また、質の高い保育が提供されるということであるならば、そこを見極めながら公立にこだわることなく、民での整備ということも考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 保育所として整備をするということに対しては、私は賛成をします。民間が頑張って運営をされている民間もありますので、市内の保育園の中の民間の方々は本当に頑張っておられると思いますので、そこにおさまるならばというふうな思いはありますけども、やはりきちっと、本当は公立で建設、私はしていくべきだというふうに思っております。

次に、地域型保育事業として市が認可することに今度なりますが、保育基準はどのよう に考えておられるのか、お尋ねいたします。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) 地域型保育事業の認可基準でございますが、設備 及び運営に関する基準につきまして国の示す基準をもとにしまして野洲市子育て支援会議、 これ、今年度も会議を開催いたしまして、この中で協議をいただいた後に条例で規定をす る予定でございます。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- 〇9番(野並享子君) 国の基準がどういう形かちょっと見えてこないんですけども、1人当たり3.3平米とかいろいろ基準があると思います。1歳児は6対1ですけども、野洲なんかは5対1でされていますよね。ですから、国の基準が野洲のその基準よりも悪い基準である場合は、それを見習わずに野洲の基準をちゃんとクリアをされるのかどうか。ちょっとそれだけお尋ねいたします。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) 当然現行の基準を下回らないような形でということを考えております。

以上でございます。

○議長(立入三千男君) 野並議員。

○9番(野並享子君) 次、介護保険に移ります。医療介護総合法案19本の法律を一括に審議をして、わずか6日間の審議で5月15日に衆議院本会議で可決されて、今現在参議院に送られ審議がされています。この中の一つに、介護保険の要支援1、2を保険から外し、市町村が行う総合事業に移すことになっています。参考人質疑の中でも、要支援は軽度者でない、変化に気づき重症化を防ぐ専門的な知識が必要と言われています。また、滋賀県社会保障連絡協議会の調査で、野洲市として保険から外されれば対応できないと答えておられることもあります。また全国的にも地域支援事業への移行可能自治体は16%であり、多くの自治体では不可能とか判断できないということを答えておられます。こういうことになっておりますので、国に対して撤回を求めるとか、また今参議院で審議されていますけども、可決されたならば撤回を求めるというようなアクションが必要ではないかと思いますので、まず最初に市長の見解を求めたいと思います。

○議長(立入三千男君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 野並議員の介護保険に関するご質問にお答えします。全く中身のないご質問で、国に反対するのか撤回を求めるかということで、先ほどの、午前中でしたか、太田議員のと全く一緒です。本来中身をお答えしようと思ったんですけども、中身を答えるんじゃなしに、私はもう前から懸念を表明していますし、逆行なので。もともと市とか町とか社協がやっていた事業を介護の社会化ということで介護保険に吸収したのにその一部を戻してくるということで、その点は、私、野並さん以上に心配しているのに、市長がなぜ国に言うのか、私もほんまにわからないですけどね。近畿市長会を通じて意見は言っています。でも、私が例えば国会の前へ行って旗振ってやっていて、そんなん市民は喜びますか。それやったら議員さんもやったらいいんじゃないですか。いずれにしても、無駄な質問だと思います。

それと、先ほども何か鬼の首取ったみたいに幼保一元化、そのグラフは私たちも検討した上で、一つ屋根に2制度動かそうということでやっています。保育料が高いということも認識をしています。逆ざやになる、だから市民はいい方をお伝えくださいと。ただ、保育園を利用しておられる方も最悪にはならない。現行制度でなっていますと。かつ、野並議員だったらよくご存知だと思いますけども、保育料、民主党になってから1段階上げてきて高くしたわけです。でも野洲はそこを抑えて限りなく保育料を下げています。これ、保育料が町によって随分違うということも余り知られていませんけども、統計をとったらびっくりすると思います。野洲は決して高くないです。いかにも福祉をよくしているまち

でも保育料は結構高い。まちの人は気づいておられません。先ほど北村議員がいろいろおっしゃいましたけども、もっとトータル見ないとだめです。

最後にもう一言。尼崎がいいんであったら尼崎方式にします。尼崎は中学校の学校給食をやっていません。野洲はすべての中学生まで野洲米できちっと給食を食べてもらって、 そこでも健康状態がわかります。ずっと聞いていますとね、どこどこがいいからやれやれ とおっしゃるんですけども、どこどこの全体像を調べた上で、パッケージでご提案いただ かないと卑怯だと私は思いますけど。

以上、お答えといたします。ぜひ、国会に私が行くぐらいだったら、野並さん、もうちょっと情報をきちっと踏まえてご質問いただきたいなというのを、こちらから。きょうは 反問期待されているんですけど、しませんので。ご提案といたします。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 本当に今まで社協がやっていてボランティア、有償ボランティア やらやったけどもあかんかって、本当に介護保険で救われてきたというところを、本当に こういう状況ですから。しかし、もうこれ、法律が通ったら来年から実施をしていくとい うことになっていまして、そういう意味ではもう反対をして、そこでじっと止まっている わけにもいかないというのが現状。だからとにかく本当に法案そのものを撤回させるため に私も頑張りますのでね。頑張っていますので。ええ、やります。やりますけども、しかしこういうふうな形で進んでいますので、市としての対応を尋ねたいと思います。保険あって介護なしとなる状況でありまして、野洲市では要支援1、2の方は何人おられるのか、そしてこの中で認知症など専門的な知識が必要な人は何人おられるのかお尋ねいたします。 ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) 平成26年5月末現在の要支援の認定者につきましては、要支援1が249人、2が221人、合計470人でございます。その中で、専門的な知識が必要な人ということでございますが、ほとんどが認知症状のある方というふうな認識、ほかにも若干がん患者とかございますけれども、認知症の方がおおよそ50人という状況でございます。
- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 認知症50人でちょっと少ないんと違いますか。全体的で今1、 2が470人と言われましたね。そのうち認知症が大体どこでも、もっと何割やったかな。 割合的にはすごく高いんですけども。1割ちょっと超える程度ぐらいではないと思うんで

すけど、ちょっと基準がわからないんですけど。

- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) ちょっと要支援1、2で今現在わかっている認知 症の数ということで、これ把握している数でございますので。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 自立しているかどうかというところ辺が基準なのかどうかわからないんですけども、国の方で12年度のデータで、認知症と診断された人が要支援者の約5割に上りますということで、その8割以上は自立度1で大多数の人が対象から外れてしまう、このままでいけばね。というようなデータを持っていますので、ちょっと基準がわからなかったんですけど、とりあえずそういうふうな方々を、そうしたら総合支援に移るんですから、これまでのサービスを低下させないために、どのような対応や準備が必要なのか、ご答弁をお願いします。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) 総合支援に移すためにどのような対応、準備が必要かということでございます。新しい総合事業につきましては、介護予防生活支援サービス事業といたしまして、これまでどおり訪問型サービスあるいは通所型サービス、それから生活支援サービスを実施されますが、多様なサービスの提供の実現のために、この今まであります既存の介護サービスの事業所、これを含めましてNPOあるいはボランティア等の地域資源の活用により提供されるということでございますので、こうした新しい資源の発掘、要請等が必要であるというふうに考えております。今後国の要支援事業を円滑に実施するための指針、ガイドラインが示される予定でございます。このガイドラインを踏まえながら、時期の介護保険事業計画におきまして検討し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、第6期の介護保険事業計画の策定過程におきます要支援認定者のニーズ調査の結果も可能な限り、この新しい総合事業の中に繁栄をさせていきたいと考えております。なお適切なサービスの利用にあたりまして、地域包括支援センターにおきますケアマネジメントの作成において、今後も利用者の意向を十分にお聞きしながら、状態像を踏まえた適切な支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 何か今聞いていたら変わらないような認識をされていると思うんですけども、そんなことはないでしょう。心配している、市長も心配しているとおっしゃったんですけども、今言われたことでは全然裏づけがないというのか、NPO、ボランティア発掘して要請が必要やと。それができなかったらできないということになりますやん。そうしたら、それはどういうふうに担保されるんですか、サービス低下につながらない。今やったら1割負担で介護保険を使ってできるんですけどね。これ、国からのお金が来ない、保険から外されるということになったらどこがお金を出すんですか。本人が10割やったらとても大変ですよ。どうされるんですか。
- ○議長(立入三千男君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(遠藤伊久也君) ちょっと楽観視しているというふうな、ちょっと 誤解をしていただいたようでございますけれども、決して楽観視はしておりません。当然、この制度改正につきましては、私も懸念をいたしております。国の方では、今のこの地域 支援事業に対する財源、これにつきまして今現在のその枠、それをこの要支援の訪問介護 と通所介護の移行分、この部分についてまた財源の手立てというようなことも言われております。ただ、その辺がどこまでその財源の枠を広げるのか、こうしたことが今まだ現在、はっきりした枠としては出ておりません。そうした中で不安材料というのはいっぱいございますし、今申されましたNPOなりボランティア、こうしたものの要請といいますか発掘といいますか、これもう非常に困難であるということは重々承知をいたしております。そうした中で、先ほど国への要望というようなこともございましたけれども、市長会等でもこうした財源の確保、自治体への負担とならないようにというような要望が今上がっているところでございます。現時点ではそういう不確定要素のある中での状況でございますので、今後その国のガイドライン等を見ながら考えていきたい、こんなふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) これは団塊世代、我々2025年、75歳以上に団塊世代が入っていくという、その2025年を目標にしてこれが出てきているんです。ですから財源問題、今何か言われましたけど、本当に市町村からも大きく声を上げて我々市民からも声を上げていって、これでは保険あって介護なしという、40歳から死ぬまで介護保険料を払

い続けながら結局利用できない。早期に軽いときに手助けをしてもらったら重症化しないのに、その軽いときの要支援1、2を外されていったら本当に昔のように寝たきり続出というようなそういう状況になりますので、何としてもこれは廃案にしていかなくてはなりませんし、声を上げていっていただきたいし、私も上げていきます。

○議長(立入三千男君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 前回から申し上げているように、私の答弁と部長答弁は一切すり合わせをしていません、ごく一部を除いて。私はもう実際不可能なことを、今国がやらせようとしているという認識をしています。今回の改正以前に、前から申し上げていますように、今図らずもおっしゃったように、団塊の世代の人たち、野洲で言えば本当に500人が900人とか800人ということで、絶対数が違いますから、このいわゆる壁をどういうふうに健やかに乗り越えるのかというのは大きな課題だと思っています。

そこに今回、要支援の人たちで、市町に委ねるということなんですが、お金の問題じゃ なしにノウハウの問題とか仕組みの問題そしてマンパワーの問題、さまざまあります。さ っき言いましたように、客観的に見たらもともとに戻るわけですから、市とか社協がやっ ていたわけですね。だから2なのか3なのかというのも、本当はもうこれまた問題が出て くると思うんですよ。要するに、財政負担あるいは介護保険会計が厳しくなったから一見 軽そうなところだけを切り離すという本当に機械的なことで、理念も経緯も全くないわけ ですね。私、本当に不思議だなと思って。ただ、さっき国体会場の決定で言いましたけど も、ああいう論理が今まかり通っている。これもよく似たことだと思っています。やはり 野洲の市民の方には最大限不安がいかない、あるいはその介護上問題が行かない仕組みを 一緒に検討したいなと思っています。そして今出た地域包括も、これも今検討中なんです けども、もう少しふやしていく、充実したい。これも各町見ていますと、委託でやろうと か。野洲市の場合も職員に委ねていましたら、昨年度の後半にも委託でやりたいというこ とだったんで、今随分議論して、基本的に直営で行こうと思っています。普通は、窓口は 民間にやっておいて、後を受けますということになるんですが、野洲市の市民生活相談の 実績から言えば一番の接点が一番重要でして、そこで的確に把握して、むしろ役割は民で あったり公共であったりというのが適正なんですが、国は民間でもいいということを言っ ているわけで、これも変だと思いますし、従前からお知らせしています障がい者の人たち、 これも数百人のケアプレーができてなくて、言葉の矛盾ですけど、セルフプランをつくれ と言っているので、そこの支援体制もできるだけ早い段階で立ち上げたいと思っています。

視点はやはり市民、そして一番支援を必要とする人への対応なので、今ちょっと誤解を していただいていると思いますけど、ただ簡単には解けないかもわかりませんけど、心は そんなに市民に負担がかからないような方式をどういうふうに編み出せるか。安易にボラ ンティアとかそれだけでうまくいくかどうかについては今後検討していきたいと思ってい ます。

以上、補足といたします。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 次に移ります。

同和行政の終結について質問をいたします。特別措置法もなくなり、法律的に同和対策というのは、一般対策に移行することが多くのまちで進められています。山仲市長は、28年度で同和施策は一般施策に移行すると発言され、地元と協議しながら進められ、固定資産税の減免や保育料の減免の見直しなど、さまざまな施策が今行われています。同和行政から一般施策に移行した自治体の例規集を見てみました。大津市では、同和と名のつく条例、要綱、規則はありません。人権に関しては1本だけであります。人権啓発推進本部設置規則ということだけであります。近江八幡市でも同和と名のつく条例はありません。人権に関しては7本、日野町も人権に関して3本、高島市でも人権に関して4本、人権尊重のまちづくり条例を施行している東近江市でも同和に関しては全くありません。人権に関しては11本あります。

野洲市では同和に関しては9本、人権に関しては10本あります。野洲市でも同和行政を終結し、一般施策に移行していく必要があると思います。そこで第1点目、6月議会に同和対策審議会の廃止条例が出されておりますが、残り8本の条例などは全体的にどのように見直しをされていくのか、まず見解を求めます。

- ○議長(立入三千男君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 野並議員の同和行政の終結についてのご質問にお答えいたします。 同和と名のつく条例は今回提案している条例だけです。あと、条例は同和という言葉が入っていませんけど、条文の文言中に同和という言葉が入っているのが3条例ありまして、野洲市改良住宅条例、野洲市地域総合センター条例、野洲市人権センター条例の3つの条例です。まず、改良住宅条例、これはもう譲渡手続が終了すればそもそも廃止しますので日程に上がっています。あとの文言が含まれているものにつきましても、先ほど触れていただいたように、28年からもう収束するという中で見直していきますし、あと、要綱に

も一部文言に入っているのがありますが、それもきちっと整理をしたいというふうに考えております。あんまりしらみつぶしに調べていただかなくても、きちっとやるつもりをしております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 28年度でということですので、そういう形で進めるということですので、よろしくお願いいたします。

次に部落解放同盟琵琶湖南部地域協議会から、毎年要求書が出され、市と市教育委員会が回答書を出しております。部落解放同盟の要求に沿った回答が出され、永遠に特別な対策が続くような態勢となっています。また、部落解放人権政策確立要求琵琶湖南部地域実行委員会というのがありますが、甲賀市ではこれらの会から今年退会されると聞いています。一般施策への移行を進めていくためには、野洲市でも退会すべきと考えますが、見解を求めたいと思います。

- ○議長(立入三千男君) 市長。
- 〇市長(山仲善彰君) 今の当実行委員会からの退会のご質問でありますけども、これと同和行政の解消というのとは連動していないと思います。ご承知のように、まず解放同盟からの要望、これはあったとしたらそれなりの今の方針のもとにお答え、対応いたしますし、今の琵琶湖南部の実行委員会からの脱会については、これは部落解放ということがあるとともに人権確立の法制度を求めるということで、当事者というよりは自治体、関係機関が入って構成しているものですから、その中での議論でいろんな方向づけはあると思いますけども、いきなり退会するのを理想としてご提案というのは、ちょっと受け入れがたいなというふうに考えております。お答えといたします。
- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 今最初に言われた解放同盟からの要求に対して回答をしていくということをおっしゃいましたね。毎年されている回答書を見ますと、本当にいろんな形で継続していく内容になっていまして、野洲の解放教育、解放学習。総合センターで中学生の部分なんかは解放学習という形でざーっと週に2回、されています。それに中学校の教師が行ってされているというような状況になっております。この一般施策に移行をしておられる自治体においては、学校の教師がその地域に行く、解放学習とか子ども会とかいうふうなことは全く行っていません。東近江も聞いてみましたら、1個だけ今、教育集会所

でやっているところがあるけれども、それも大学生を雇ってというのかな、とにかく大学生に行ってもらってやっているということであります。ですから、大津でもやっていないし、近江八幡も日野も高島もというふうな形で、とにかく終結をしていったところではそういうふうな特別なことがされておりません。

野洲の場合は、とにかく部落差別をなくすその責務が行政の責務という形で位置づけられているんですよ。だから、差別をなくす子どもをつくるために子ども会に行く、少年団に行くというふうな、そういう系統になっていますからね。これは解放学習なりやるのは、それは部落解放同盟の運動体としての責任やと思います。行政としての責務ではないというふうに思いますので、あの部落解放同盟のこの要求書に添った回答は全部とにかく行政の責務という形でどうやるんやという詰めた内容になっていますので、あれに回答していったら、永遠と行政が出かけていってやらんならんというふうな状況になると思うんですけども。

ここらあたりでやはりもう終結をしていくというのであるならば、運動団体は運動団体でやってください。総合センターも東近江でも、もう自治会に任せていくということで、あと1個残っている総合センターも今年中に自治会に移管をしていくという形で行政の職員はもういないという。地域に自立を求めていって、自主的に運営をしていただくという方向になっていっております。野洲もぜひそういう方向で進めていっていただきたいんですけども、この部落解放同盟の要求に沿った回答を今後も出していくということになるならば、それはそういうふうな方向には進まないと思いますけども、どうでしょうか。

- ○議長(立入三千男君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 何か答えていないことを答えた形で、今月ですか、先月ですか、 出た議会だよりと全く一緒ですね。集団的自衛権の私の見解を3行でまとめられたんです。 15分ぐらい説明したんです。 あれは。
- ○9番(野並享子君) 今のあれは全然関係ない話です。
- ○市長(山仲善彰君) いやいや。今のも、私は答えをすると言っているのであって、沿った答えをするとは一切言っていませんよ。私たちに、市に対してあるいは市長に対しているんな団体とかからご提案とかご質問があればきちっとお答えをしていきますと言ったわけであって、そこに移行に添った答えをするとは一切言っていません。これで回答になっています。

それともう一つだけ言いたいですね、やっぱり。どこどこのまちがどうのこうのという

議論はおかしい。野洲がどうだからとか、野洲の実態がどうだからということがまさに自治ではないですかね。大津がやっていないとしても、野洲も大津がやっていることをやっていませんよ。大津がそんな理想だったらすべて大津をまねたらいいじゃないですか。大津の実態がどうだから大津がやめたとかわかりますけど、大津はやめているから野洲もやめなさいとか、甲賀は脱退したから野洲も脱退しなさいとか、尼崎では小学生30%やっているからやりなさいって、これは私は全然もうナンセンスな議論であって、もっとやっぱりきちっと野洲の実態はどうだからどうという議論をぜひしていただくようにお願いをして、私のお答えといたします。

- ○議長(立入三千男君) 野並議員。
- ○9番(野並享子君) 野洲の今までの実態から、私は懸念して言ったんです。これまでの回答書が部落解放同盟の求めに応じて回答されていますので、そうしたら、今年どういうふうな回答をされたのかぜひ見せていただきたいというふうに思います。来年、どういうふうな回答をされるのか、どう違うのか。今までのと、私、見比べていきたいと思いますので、市長がそれだけしっかりと言われるんでしたら、今年の回答書をぜひ見せていただきたい。予算要望ですから、3月の前に出されていると思いますので。前回のとを比べてみていきたいと思います。きちっと終結に向けてどう進めていくのかということが今求められている。地域の人たちも本当にどこでも自主的に自治会が中心となって子ども会も老人会も婦人会もみんなやっています。ですから、本当に一般施策化するということは、どの地域も同じようにやっていくべき。そういうふうに自立を促していくというのも行政の果たす役割であろうかと思いますので、そういう意味では今後も市長のこの終結に向けてというのか一般施策化という、そういう形で進めていかれることを申し添えておきます。以上です。
- ○議長(立入三千男君) 次に通告第9号、第6番、上杦種雄議員。
- ○6番(上枚種雄君) 6番、上枚種雄です。空き家対策の現状についてお尋ねいたします。議会提案で施行されました条例、野洲市空き家の適正管理に関する条例、以降空き家条例と呼ばせていただきます。この条例に該当する建物は一体どれだけあるのでしょうか。市民部長にお伺いいたします。
- ○議長(立入三千男君) 市民部長。
- ○市民部長(冨田久和君) それでは上杦議員の空き家対策の現状についてのご質問にお答えいたします。この条例は、平成25年4月1日から施行となったものでございまして、

平成20年の住宅土地統計調査では、市内で居住者がなく目的の定まらない住宅、いわゆる空き家につきましては統計上460戸となっております。このうち条例第2条及び第3条の規定に基づく管理不全な状態にある空き家に該当する建物として、自治会長を通じて情報提供のあったものは現在のところ9件でございます。

- ○議長(立入三千男君) 上杦議員。
- ○6番(上杦種雄君) 空き家条例は昨年の4月1日から施行されているということで、 昨年度の実態ですね、何件解体撤去、または改修がなされておりますか。
- ○議長(立入三千男君) 市民部長。
- ○市民部長(冨田久和君) まず情報提供いただきました9件につきまして条例に基づきます実態調査を実施いたしております。このうち4件について指導をいたしました。所有者等の所在がつかめないものも多くございまして、解体撤去に至ったものはございませんけれども、危険な状態にあったものを回避するために応急措置を実施いただいたものが1件ございます。
- ○議長(立入三千男君) 上杦議員。
- ○6番(上 株種雄君) それでは空き家条例第11条には野洲市空き家適正処置審議会を置くとありますが、組織及び運営はなされておりますか。また、審議会は公開でやられておりますか。過去14カ月で何回審議会を開催されましたか。市民部長、お願いいたします。
- ○議長(立入三千男君) 市民部長。
- ○市民部長(冨田久和君) 審議会の委員につきましては、建築士、司法書士、それから 野洲市の自治連合会、それから守山警察署及び湖南広域の消防局の東消防署の方から、合 わせて5名の委員に出ていただいて構成しております。この審議会では各案件について現 状報告をし、条例に基づきます指導、勧告、措置命令、公表、そして代執行への行為を審 議決定いただく機関でありまして、会議については原則公開としております。

開催状況でございますが、平成26年3月18日に1度開催しておりまして、このときは初めての開催ということで、1つには全国的な空き家対策の現状について、2点目には野洲市の空き家の適正管理に関する条例それから規則について、それから3つ目には野洲市の現状といいますか状況についてと、この3点についてこの審議会に報告をさせていただいております。

○議長(立入三千男君) 上杦議員。

〇6番(上 枚種雄君) 14カ月の間に1回、今年の3月に行われたと。少ないように思います。というのは、条例6条から10条、5条ありますけども、これ、最初に指導、6条ですね。7条には勧告、8条では命令、9条では公表と。そして10条に強制代執行というふうになっておりますから、最低年5回は必要ではないかと、私は思っておりますが、いかがなものですか。

- ○議長(立入三千男君) 市民部長。
- ○市民部長(冨田久和君) 届け出いただいております9件ですけれども、今おっしゃるように所有者が判明しないものもございますし、こちらが追跡をして指導の文書を送っても、行方不明ということで返ってくるのもございまして、そう簡単に指導から次の勧告なり進むような案件については少ないと思っております。むしろご報告いただいている時期もばらばらでございまして、1件1件審議会を開催してというよりはまずは実地調査をして周囲にそれほど逼迫した状況でないならばこまめに開催というよりももう少し調査に力を入れた方がいいように思っております。
- ○議長(立入三千男君) 上杦議員。
- ○6番(上杦種雄君) 開催時期は案件が少ないためできないということと伺えます。

次に空き家条例で、これは自主的に解体された場合も含みますが、隣同士間、これで個人間のお話で解体をされた場合とかも含むんですけども、撤去された場合、その建物が再度建てられないという状況が起こることがあると思われます。その場合、野洲市では解体されて数年たって再度建築できる緩和措置はあるんでしょうか。都市建設部長にお伺いいたします。

- ○議長(立入三千男君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(和田勝行君) 空き家条例によります建築物が解体撤去された土地に係る建物の再建築に係る緩和措置でございますけれども、その前に少し都市計画法の施行規則第60条証明について少しご説明をさせていただきたいと思います。

都市計画法上、市街化調整区域におきまして線引きがされております以前から、昭和45年の7月15日以前から宅地で建築物が存在する場合のみ、いわゆる都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明書を交付することによりまして、いわゆる事後用の建築物を建築することが可能となります。しかし、ご質問の建築物を解体した状態では建物がない状態で確認することもできませんので、60条証明を受けることができないことになります。そういったことによりまして、土地に関して相当な制限がかかってきます。本来、土

地家屋等の財産の管理者の責務といたしましては適正な管理をすることが本来であるべき 姿というふうに判断しております。したがいまして、緩和措置を講じることにつきまして は、適正に土地・建物を管理されている方の間に差異が生じてしまうことになりますので、 不公平感をもたらすことになりますことから、現在のところ、空き家条例の趣旨に対応す る法的な処置はございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(立入三千男君) 上杦議員。

○議長(立入三千男君) 都市建設部長。

- ○6番(上杦種雄君) 60条の規定については熟知しておるつもりでございます。ただ、 野洲市にはすばらしい制度がございまして、野洲市市街化調整区域における地区計画制度 の運用基準というのがございます。この地区計画制度で対応はできないものでしょうか。
- ○都市建設部長(和田勝行君) 市街化調整区域につきましては、今現在でも地区計画に伴いまして竹ヶ丘の開発、あるいは今現在地区計画の提案書がもう出てきておるんですが、協議をさせていただいておる山脇の地区計画の開発、そういったものを今現在協議を進めているところでございまして、ある一定まとまったまちづくりというものにならないと地区計画としての位置づけはできないのかなと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いします。
- ○議長(立入三千男君) 上杦議員。
- ○6番(上枚種雄君) 今おっしゃった、回答いただきました計画地域は新規、既存の集落がないところですね。竹ヶ丘は一部ありますけども、はっきり言って境目は分かれております。野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準というのは昨年25年7月8日に出されております。これは何回か改定されているようでして、これを読んでおりますと、既存のやはり調整区域、集落においてこの運用基準を適用されれば、解体されて数年置かれても建築が可能だというように思っております。だからこの運用基準を進めていただきたいとかように思っておりますが、この条例を進める考え方はございますか。
- ○議長(立入三千男君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(和田勝行君) 今の地区計画につきましては、既存の集落内の解体された更地のエリアでの再建築という位置づけだというふうに思います。一戸建てのそういう地区計画、そういったものは今の段階で考えておりません。ただ、先ほどから説明しておりますように、いわゆる調整区域の中でその白地といいますか、農振振興地域の中でも白地のいわゆるまちづくりを進めるがためには、先ほども申し上げましたように、まちづく

りとしての地区計画を張る。単発的な、いわゆる解体をされてその1宅地に宅地を建てるがための地区計画というものは今現在考えておりません。

- ○議長(立入三千男君) 上杦議員。
- ○6番(上杦種雄君) よその市町村の話をすれば、市長にまた笑われますけども、実際に他市では、既存集落における地区計画されてそういう更地になった土地でも建設可能というような現状があります。そこらも十分勉強していただきたいと思いますので、その点、部長、いかが思っておられますか。ご回答願います。
- ○議長(立入三千男君) 都市建設部長。
- ○都市建設部長(和田勝行君) 何回も申し上げますように、ある一定規模の面積がある 部分についてはそれなりに何個か、いわゆる宅地確保ができるというようなところの解体 された更地の部分というものについては、ある一定地区計画の判断は可能かなと、こうい うふうには思います。
- ○議長(立入三千男君) 上杦議員。
- ○6番(上枚種雄君) 今回答いただきましたように、20ヘクターとかいろいろこう条例には書いておるわけですけども、ここらあたり、まだ部長は少し勉強が足りないのかなというように思っております。この点は野洲市でも十分に進めていただきたいと思っております。

次にこの場合、宅地が更地になった場合に固定資産税の軽減措置はあるんでしょうか。 総務部長にお願いします。

- ○議長(立入三千男君) 総務部長。
- ○総務部長(川端弘一君) 空き家条例の適用によりまして住宅用の建物が解体された場合で再度建物が建てられなくなったときは、住宅用地ではなくなります。したがいまして 課税標準の特例は適用できません。

以上です。

- ○議長(立入三千男君) 上杦議員。
- ○6番(上杦種雄君) ありがとうございました。以上で質問を終わります。
- ○議長(立入三千男君) お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会すること

に決定いたしました。

なお、明13日は、午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。 本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。(午後4時32分 延会) 野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成26年6月12日

野洲市議会議長 立 入 三千男

署 名 議 員 栢 木 進

署 名 議 員 岩 井 智惠子